≪男女共同参画プランよっかいち 2015～2020≫
後期 平成 30(2018)年度～令和 2(2020)年度
令和２年度事業進捗状況報告書

令和4年1月

四 日 市 市

〔目　次〕

はじめに　1

≪男女共同参画プランよっかいち 2015～2020≫
後期 平成 30(2018)年度～令和 2(2020)年度の体系図　2

１．事業の進捗状況と実施評価（自己評価）　3

基本目標Ⅰ　男女共同参画社会実現のための意識づくり　3

≪事業評価表≫　5

基本目標Ⅱ　社会のあらゆる場における男女共同参画の推進と女性活躍の推進　１１

≪事業評価表≫　１６

基本目標Ⅲ　配偶者等からの暴力を許さない社会づくり(四日市市配偶者等からの暴力(ＤＶ)防止基本計画)　２６

≪事業評価表≫　３０

基本目標Ⅳ　個人が尊重され、健康で安心して生活できる社会づくり　４６

≪事業評価表≫　４８

２．審議会による評価　５３

３．参考とする指標　５５

はじめに

本市では、「男女共同参画社会基本法」及び「四日市市男女共同参画推進条例」に基づき、平成27(2015)年3月に、平成27(2015)年度から令和2(2020)年度までの6年間を計画期間とする「男女共同参画プランよっかいち2015～2020」（以下「プラン」という。）を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、市民との協働により進めてきました。

国においては、平成27(2015)年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、同年12月には、「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。また、三重県においても平成29(2017)年3月に「第2次三重県男女共同参画基本計画」を改訂し、新たに女性活躍推進法に基づく推進計画として位置づけられました。

こうした状況を踏まえ、本市では、平成30（2018）年12月に、プランを「女性活躍推進法に基づく市町村基本計画」として位置づけるとともに、平成29(2017)年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査の結果を反映させるため、プランの見直しを行い、「≪男女共同参画プランよっかいち2015～2020≫後期　平成30(2018)年度～令和2(2020)年度」を作成しました。

今回は、プランの最終年度である令和2年度の事業の実施状況及びプラン6年間について評価を行ったものです。評価の仕方については、まずそれぞれの事業担当所属で事業実施状況についての自己評価を行うとともに、次年度に向けての方向を示します。その結果と数値目標の進捗状況を併せたものを基に、男女共同参画審議会において重点課題ごとの評価、及び総括評価をいただいたものです。

今後も男女共同参画社会づくりに向けた取り組みを着実に進めていくために、今回の評価を真摯に受け止め、男女共同参画の視点を常に持ちながら、条例の理念及び現行プランである「男女共同参画プランよっかいち2021～2025」に基づき、市民や事業者の皆様との協働により施策を推進していきます。

なお、この報告書は、条例第19条に基づき公表する年次報告書になります。

≪男女共同参画プランよっかいち 2015～2020≫
後期 平成 30(2018)年度～令和 2(2020)年度の体系図

基本理念

四日市市男女共同参画推進条例における基本理念

基本目標 ／ **重点課題**

- **1 男女共同参画社会実現のための意識づくり**
  - 1) 市民意識の広がり
  - 2) 次代を担う子どもへの学校等における教育
- **2 社会のあらゆる場における男女共同参画と女性活躍の推進(※)**
  - 1) 女性の政策・方針決定過程への参画(※)
  - 2) 男性の家事・育児・介護等への参画(※)
  - 3) ワーク・ライフ・バランスの促進(※)
  - 4) 地域社会での男女共同参画の推進
  - 5) 国際化に対応した男女共同参画
- **3 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり(四日市市配偶者等からの暴力(ＤＶ)防止基本計画)**
  - 1) ＤＶを許さない意識づくり
  - 2) 安心して相談できる体制づくり
  - 3) 被害者等の保護充実と加害者対策
  - 4) 被害者等の生活安定と自立支援
- **4 個人が尊重され、健康で安心して生活できる社会づくり**
  - 1) 自立のための支援
  - 2) 生涯を通じた心と体の健康づくり

(※)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村基本計画に位置づける項目

１．事業の進捗状況と実施評価（自己評価）

基本目標Ⅰ　男女共同参画社会実現のための意識づくり

１、目標指標と評価

●重点課題1 「市民意識の広がり」

目標指標 「さんかくカレッジ講座参加者のうち、男女共同参画を理解した人の割合」

平成 25(2013)年度≪基準値≫	６７％
平成 27(2015)年度≪実績値≫	７５％
平成 28(2016)年度≪実績値≫	７２％
平成 29(2017)年度≪実績値≫	６６％
平成 30(2018)年度≪実績値≫	５４％
令和元(2019)年度≪実績値≫	８６％
令和２(2020)年度≪実績値≫	７６％
令和２(2020)年度≪目標値≫	８０％

(注) 理解した人／アンケート数

指標の設定について:
　啓発により市民意識を高めるために、さんかくカレッジ等の講座を開催しており、さんかくカレッジ参加者アンケートから男女共同参画を理解した人の割合を指標とした。目標については、講座に参加した人のうち、理解した人が基準値では 67%であるため、理解した人を増やしていくこととし 80%と設定した。
（参考値）H26(2014)年度：69%

〔令和2年度の評価〕

令和２年度のはもりあカレッジの実績は、市民グループからの提案６企画 14 講座に延べ 151 名の参加があった。また、アンケート回収数 62 件（女性のためのプチ起業入門講座含む）の内、男女共同参画について理解できたと回答があった件数は 47 件で、割合は 76%であった。前年度に比べ、理解した人の割合はやや減少した。新型コロナウイルス感染症対策として人数制限をしたことから参加者数が減少したが、Zoom を活用した講座を開催するなど工夫しながら講座を開催した。引き続き対策を講じながら講座を開催していきたい。

●重点課題2 「次代を担う子どもへの学校等における教育」

目標指標 「男女平等教育の出前講座開催数」

平成 25(2013)年度≪基準値≫	６６回
平成 27(2015)年度≪実績値≫	７５回
平成 28(2016)年度≪実績値≫	７１回
平成 29(2017)年度≪実績値≫	６４回
平成 30(2018)年度≪実績値≫	６６回
令和元(2019)年度≪実績値≫	７４回
令和２(2020)年度≪実績値≫	３９回
令和２(2020)年度≪目標値≫	９０回

指標の設定について:
　男女平等について学ぶ有効な一つの手段として、男女共同参画課が学校等へ行っている男女平等教育の出前講座の開催数を指標とした。目標については、市内のすべての幼稚園、保育園、小学校の 2/3 程度、中学校については 1/2 程度、それ以外（私立、高校、大学）については 1/3 程度で講座を開催することとして、90 回を設定した。
　（参考値）H26(2014)年度：56 回

〔令和2年度の評価〕

令和２年度の男女平等教育出前講座の開催実績は、保育園が５カ所５回、小学校が 10 カ所 34 回、合計 15 カ所 39 回であった。新型コロナウイルス感染症の影響により、例年に比べ、出前講座の依頼が大幅に減少した。コロナ禍の今だからこそ人権や男女について学ぶことが重要であることから、対策を講じながらより多くの出前講座が実施されるよう、積極的に働きかけを行う必要がある。

2、令和2年度の主な取り組み状況

●重点課題1 「市民意識の広がり」

施策の方向Ⅰ「人権の尊重と男女共同参画意識の啓発と学習」

①はもりあカレッジでは、人生 100 年時代や防災、夫婦の家計管理、子育てなど多岐にわたる講座を市民企画により開催し、男女共同参画についての理解を深めた。新型コロナウイルス感染症対策として人数制限を行ったことから、昨年度に比べ参加人数は大幅減となったが、Zoom を活用するなど工夫して開催した。〔コード：1、2〕

②地区市民センターにおいて、男女共同参画のきっかけとなるよう、男性向けの料理教室を開催した。また、料理教室以外では、男女共同の視点からの防災講座も開催したが、新型コロナウイルス感染症予防のため講座の開催数は減少した。〔コード：2〕

③新型コロナウイルス感染症の影響により、街頭啓発は実施できなかったが、はもりあ四日市案内パンフレット（日本語のほか 6 か国語対応）、男女共同参画ハンドブック、相談窓口案内カードを作成した。〔コード：4〕

●重点課題2 「次代を担う子どもへの学校等における教育」

施策の方向Ⅰ「男女共同参画の視点に立った保育と学校教育を推進」

④教材(わたしたちの道徳、心のノート)を活用しながら、男女共同参画の実現に向けた教育を、学年に応じた形で実施できた。〔コード：1〕

⑤ジェンダーにとらわれず進んで自分の意見を主張したり、相手の意見も受け入れていく力を育成し、個性を大切にした保育・教育の充実を図ることができた。〔コード：2〕

施策の方向Ⅱ「若年層へのDV予防・人権教育」

⑥前年に比べ、出前講座の依頼が減少したことにより、実施回数は減ったが、新型コロナウイルス感染症に罹った人に対する差別や偏見が問題視される中、人権のことなどを学ぶ良い機会となっていることがうかがわれ、効果も大きいものと考える。〔コード：4〕

⑦日常の保育での指導に加え、絵本・映像・外部講師による劇や音楽を活用した人権保育・人権教育を実施した。〔コード：6〕

3、事業実施自己評価

※別表「男女共同参画プランよっかいち 2015～2020 後期事業評価表（基本目標Ⅰ）」のとおり

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた　B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった　D 実施できなかった。　ー 評価なし

基本目標Ⅰ　男女共同参画社会実現のための意識づくり
重点課題1　市民意識の広がり

コード	推進施策	実施事業	令和2年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	男女共同参画の理念やジェンダー、DVについての正しい理解の促進	◇講演会、映画祭、シンポジウム等の開催 ◇市民グループ（団体）との協働による講座の開催 ◇はもりあだよりの発行	・三重県内男女共同参画連携映画祭（参加人数93人） ・はもりあカレッジ6企画14講座実施（参加人数延べ151人） ・はもりあだより3回発行 ・はもりあ”紙面で”フェスタを発行 ・DV防止講演会を予定していたが実施できなかった。	A	・映画祭については、会場の人数制限により昨年度に比べ参加者が半減したが、映画の内容は、女性弁護士が史上初の男女平等裁判に挑んだ実話を元にしたもので参加者にも大変好評であった。 ・はもりあカレッジでは、人生100年時代や防災、夫婦の家計管理、子育てなど多岐にわたる講座を市民企画により開催し、男女共同参画についての理解を深めた。新型コロナウイルス感染症対策として人数制限を行ったことから、昨年度に比べ参加人数は大幅減となったが、Zoomを活用するなど工夫して開催した。 ・より多くの市民に目を通してもらえるよう令和2年度から「はもりあだより」をA3両面フルカラーとした。市民からの問い合わせがあるなど、その効果はあったものと考える。また、例年開催している「はもりあフェスタ」を「はもりあ”紙面で”フェスタ」とした。 ・DV防止講演会を予定していたが、講師が医療関係者であったこともあり、実施を見合わせた。	・参加者が男女共同参画を考えるきっかけとなるような映画選定を行い、効果を高め、参加人数の減少を補っていきたい。 ・新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、引き続き、市民団体の持つノウハウを生かした講座開催をしていきたい。 ・より多くの市民が男女共同参画について考えてもらえるよう読みやすい紙面づくりを行う。 ・DV防止講演会については、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら開催可否を判断したい。	男女共同参画課
2	男女共同参画及び人権意識を育てる講座の充実	◇さんかくカレッジの実施 ◇出前講座の実施	・はもりあカレッジ6企画14講座実施（参加人数延べ151人）	A	・はもりあカレッジでは、人生100年時代や防災、夫婦の家計管理、子育てなど多岐にわたる講座を市民企画により開催し、男女共同参画についての理解を深めた。新型コロナウイルス感染症対策として人数制限を行ったことから、昨年度に比べ参加人数は大幅減となったが、Zoomを活用するなど工夫して開催した。	・新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、引き続き、市民団体の持つノウハウを生かした講座開催をしていきたい。	男女共同参画課
		◇地区市民センターで、地域の実情に応じて、男女共同参画を推進するための講座（男性の料理教室等）を開催	・地区市民センター講座 ・男性向け料理教室 2センター　9回　77人 ・男女共同防災講座 1センター　1回　20人	B	・地区市民センターにおいて、男女共同参画のきっかけとなるよう、男性向けの料理教室を開催した。また、料理教室以外では、男女共同の視点からの防災講座も開催したが、新型コロナウイルス感染症予防のため講座の開催数は減少した。	引き続き地区市民センターにおいて男女共同参画を推進するための講座の充実に努める。	地区市民センター（市民生活課）
		◇地域防災活動への女性の視点反映にかかる啓発	・四日市市防災・減災女性セミナーの実施（12回連続講座）	ー	・新型コロナウイルスの影響により中止となった。	・新型コロナウイルスの感染対策を実施しながら講座を開催していく。	危機管理室
			・「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた避難所運営ガイドライン」の策定	A	・ガイドラインの策定に関して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、男女共同参画の視点に立った避難所運営が行えるよう心掛けた。	・本ガイドラインをもとに、各地区で避難所運営マニュアルを作成してるため、避難所運営訓練等において、引き続き啓発を実施していく。	危機管理室
			・四日市市防災・減災女性セミナーの実施（危機管理室と共催）※新型コロナウイルス感染症の影響により中止。	ー	・危機管理室と共催で、防災・減災女性セミナーを企画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。	・新型コロナウイルスの感染対策を実施しながら講座を開催していく。地域におけるまちづくりには、男女共同参画の視点が必須であることから、防災を切り口として、地域で活躍する女性リーダーを育てていきたい。	男女共同参画課
		◇女性の人権（DV・デートDVを含む）及び性の多様性に関する家庭教育講座等保護者向け講座の実施	・PTA等の保護者からの依頼がある場合、DVが子どもに与える影響について考える機会をもつ。また、その他の人権にかかわる学習会でも、子どもが安心して過ごすことのできる環境づくりの視点を話題にしたい。	A	・DVに特化した学習会の依頼はなかったが、PTA保護者学習会等の中で、子どもが安心して過ごすことのできる環境づくりの視点を話題にした。	・PTA等の保護者からの依頼がある場合、DVが子どもに与える影響について考える機会をもつ。また、その他の人権にかかわる学習会でも、子どもが安心して過ごすことのできる環境づくりの視点を話題にしたい。	人権・同和教育課
		◇性の多様性に関する啓発	・男女共同参画推進員に対し、「性の多様性を考える～私たちができること～」をテーマに研修を実施した。（参加人数68人）	A	・三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」から講師を招き、研修を行った。アンケートでは「多様な性の捉え方について考えの幅が広がった」「当事者は自分の周りにいることを再認識することができた」との意見があり、有意義な研修であった。	・今後もLGBTやSOGIなど性の多様性について、啓発を行っていく。	男女共同参画課
			・総合会館1階の人権のひろばの展示スペースにて性の多様性のついてのパネルを掲示した。	A	・一定期間パネルの掲示をした。	・今後もあらゆる機会、媒体を活用して性の多様性に関する啓発を行っていく。	人権センター

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた　　B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった　　D 実施できなかった。　　ー 評価なし

基本目標Ⅰ　男女共同参画社会実現のための意識づくり
重点課題1　市民意識の広がり

コード	推進施策	実施事業	令和2年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
3	男女共同参画意識を育てる情報提供	◇男女共同参画に関する蔵書の充実	・男女共同参画に関する図書の購入 （購入118冊、貸出843冊）	A	・絵本のほか、男女共同参画に関する図書を購入し、貸し出しを行った。令和元年度に比べ購入数、貸出冊数いずれも増加した。	・図書は男女共同参画意識を育てる有効なツールの一つであることから、継続して図書の充実を図る。	男女共同参画課
		◇男女共同参画に関する蔵書の充実と展示の実施	・男女共同参画に関する図書の収集	A	・幅広く男女共同参画に関する図書の収集ができた。また、人権を考える月間には、SDGsの目標「ジェンダー平等を実現しよう」を紹介し、性の多様性について考える図書の展示を行い啓発を行った。	・引き続き、男女共同参画に関連した図書の収集を行うとともに、時節にあわせて図書の展示を行うなど、啓発に努める。	図書館
		◇男女共同参画に関する蔵書、ビデオ等啓発資料の充実	・図書 65冊購入	A	・男女共同参画に関する図書をはじめ、様々な人権に関する図書を購入した。	・引き続き図書の購入を行い、人権啓発に努める。	人権センター
		◇男女共同参画に関する蔵書の充実、ポスター等の掲示	・男女共同参画社会実現に向けて図書の充実につとめた。ポスター掲示、チラシの配架等について専用コーナーを設けた。	A	・図書の充実および、わかりやすく手に取りやすいチラシ等の配架につとめ、男女共同参画社会実現に向けての意識づくりを推進することができた。	・引き続き男女共同参画社会実現に関する図書の充実につとめるとともに、あさけプラザ全体として、情報提供の推進につとめる。	あさけプラザ
		◇四日市市の学習情報検索サイト「まなぼうや」で、男女共同参画に関するサークル・団体の活動紹介	・インターネットによる学習情報検索において、「女性・男女共同参画」のジャンルを設定している。	A	・四日市市の学習情報検索の中のジャンルとして「女性・男女共同参画」設定し、情報を求める市民の利用に供した。	・今後も、男女共同参画に関するサークル・団体の活動紹介を継続していく。	文化振興課
4	男女共同参画推進の拠点である男女共同参画センター及び相談窓口の周知	◇市広報、ホームページ、情報紙はもりあ等での広報 ◇パンフレット、相談窓口案内カードの配布 ◇街頭啓発の実施 ◇はもりあホームページの充実	・はもりあだより4回発行　うち1回は、はもりあ”紙面で”フェスタとして発行 ・ホームページによる情報提供 （アクセス数　56,465件） ・はもりあ四日市案内パンフレット（日本語のほか6か国語対応）、男女共同参画ハンドブック、相談窓口案内カードの作成	A	・はもりあだよりをリニューアルし発行した。 ・広報よっかいちや、はもりあ及び市ホームページを活用し、男女共同参画センターや相談窓口の周知を行った。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、街頭啓発は実施できなかったが、はもりあ四日市案内パンフレット（日本語のほか6か国語対応）、男女共同参画ハンドブック、相談窓口案内カードを作成した。	・今後も、はもりあだよりや市広報、ホームページ、パンフレット等を活用し、男女共同参画センター及び相談窓口の周知を行っていく。	男女共同参画課
		◇市広報やホームページ等での周知	・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知を行った。	A	・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知を行った。	・引き続き周知に努めていく。	市民生活課
5	DVが子どもに与える影響についての理解促進	◇出前講座の実施	・男女平等教育（デートDV予防教育）出前講座を39回実施（保育園5、小学校34）し、計1245人が受講した。	A	・前年に比べ、出前講座の依頼が減少したことにより、実施回数は減ったが、新型コロナウイルス感染症に罹った人に対する差別や偏見が問題視される中、人権のことなどを学ぶ良い機会となっていることがうかがわれ、効果も大きいものと考える。	・コロナ禍の今だからこそ人権や男女について学ぶことが重要であることから、引き続き、園や学校に対して働きかけを行い、より多くの出前講座を実施したい。	男女共同参画課
			・子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議として3回実施	A	・虐待をテーマとした現状説明、DVによる子どもへの心理的虐待やその影響について、虐待通告の啓発等を行った。	・児童養護など他の内容に関する講座依頼があった際にも、当該テーマに係る啓発を引き続き積極的に行っていく。	こども家庭課
		◇DVに関する啓発パンフレットの配布	・デートDV予防教育出前講座を実施した中学校、高校や人権フェスタでパンフレットを配布しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、これらが開催できなかったため、パンフレットの配布はできなかった。その代替として、男女共同参画ハンドブックを作成し、デートDVについて記載した。	ー	・DVに関する啓発パンフレットの配布はできなかったが、代替として、男女共同参画ハンドブックを作成し、相談編において、デートDVについても記載し周知を図ることができた。	・中学校や高校に対し働きかけを行うとともに、折を見て、DVに関する啓発パンフレットや男女共同参画ハンドブックの配布を行う。	男女共同参画課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた　B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった　D 実施できなかった。　ー 評価なし

基本目標Ⅰ　男女共同参画社会実現のための意識づくり
重点課題1　市民意識の広がり

コード	推進施策	実施事業	令和2年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
5	DVが子どもに与える影響についての理解促進	◇啓発パンフレット等の作成、配布を通じ、子どもの目前でのDVが児童虐待にあたることを啓発	・児童虐待防止等に関する啓発チラシを作成し、配布した。925部	A	・啓発チラシを関係機関に配布し、虐待防止等に関する意識の醸成を図った。	・今後も、児童虐待防止等に関して広報媒体を活用し、子どもの面前でのDVが児童虐待にあたること等、啓発活動に取り組んでいく。	こども家庭課
		◇保育園・幼稚園・こども園の保護者会を通じ、保護者向け講座等の実施	・保護者会や講演会などを通じて、DV防止の啓発を行った。	A	・各園において、あらゆる機会を通じてDV防止の啓発を行い、DV防止の意識を高めていくようにした。	・引き続き、あらゆる機会を通じて、保護者への理解を深められるようにしていく。	保育幼稚園課
		◇家庭教育講座等保護者向け講座の実施	・家庭教育講座実施数　14回 うち、DVに関する講座　なし	A	・家庭教育に関する保護者の理解を深めるための事業を各校・園へ委託した。	・過去に講座を開催した講師の情報提供を行い、引き続き家庭教育講座でさまざまな講座を実施するよう努める。	こども未来課（青少年育成室）
6	市民グループ（団体）の活動への支援	◇男女共同参画に関する情報提供や研修の実施	・登録グループ研修　1回開催（参加人数24人） ・登録グループのつどい　1回開催（参加人数23人）	A	・新型コロナウイルス感染症対策を講じ、人数制限をした上、開催した。	・登録グループ同士が情報交換等を行う貴重な場であるため、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら開催する。	男女共同参画課
7	男女共同参画の視点に立った広報の推進	◇男女共同参画に関する広報（広報紙、メディアなど）の実施	・CTY-FM「マンスリーよっかいち」（6月） ・CTY-FM「マンスリーよっかいち」（11月）	A	・ラジオ（CTY-FM）番組「マンスリーよっかいち」の中で、6月は男女共同参画週間および連携映画祭について、11月は「女性に対する暴力をなくす運動」期間およびDV防止講演会について広報した。	・「広報よっかいち」をはじめ、さまざまな広報媒体を活用し、多くの人への啓発につながるような情報発信に努めていく。	広報マーケティング課
8	行政刊行物等における男女共同参画の視点に立ったメディア表現の推進	◇男女共同参画の視点に立ったメディア表現の推進	・男女共同参画の視点に立った刊行物の表現推進 ・庁内に掲示するポスター、広告等の表現が適切であるかどうかを確認する。（広告はモニター広告及びモニター広告と連動したパンフレットを含む。）	A	・広報よっかいち「人権のひろば～人権・同和教育シリーズ～」の記事作成などにおいて、常に男女共同参画の視点に立ち、性別による固定的役割分担意識に気づいてもらえるよう、細心の注意を払った。 ・庁内に掲示するポスター、広告等の表現が適切であるかどうかを確認した。	・性別による固定的役割分担意識に気づいてもらえるようジェンダーの視点を持った表現に留意し、広報よっかいち「人権のひろば～人権・同和教育シリーズ～」の他部署担当の記事についても注意を払い、意見交換を通じて働きかけを行っていく。 ・庁内に掲示するポスター、広告等の表現が、男女共同参画の視点から適切であるかどうかを引き続き確認する。男女共同参画の視点、人権に配慮した表現について、課内研修を通し、メディアリテラシーの醸成を図っていく。	全所属
9	男女共同参画の視点からのメディアリテラシーの向上	◇メディアリテラシーに関する講座等の開催や情報提供	・メディアリテラシーを含めた職員研修の実施（新規採用職員研修）	A	・新規採用職員研修において、実施した。男女の服装や色などについて注意を促すとともに、必要以上に性別を強調する表現は避けるよう研修を行った。	・行政として情報を発信するに際しては、メディアリテラシーを高めることは、重要であることから、今後も研修を実施したい。	男女共同参画課
10	誰もが学習できる環境（託児等）の整備	◇地区市民センター講座の内容や趣旨を考慮して、必要に応じた託児を実施	・乳幼児も参加できる講座を開設した。	A	・地区市民センターにおいて、乳幼児も参加できる講座を開催した。	・引き続き必要に応じて、託児や乳幼児とともに参加できる講座の開設を行う。	地区市民センター（市民生活課）
		◇あさけプラザが開催する自主事業の中で内容や対象者を考慮して、必要に応じた託児設定事業を開催	地産地消料理教室において託児ありの設定を行い開催した。	A	あさけプラザ自主事業において、託児ありの設定教室を開催することができた。	・託児ありの設定教室を増やすことにより、誰もが学習できる環境の整備につとめる。	あさけプラザ
		◇市民大学一般クラスにおける託児のあるコースの設定	・これまで通り、託児ありの講座に対して運営費を上乗せするため予算化し募集をした結果、2コースで設定することができた。	B	・令和2年度の利用実績はなかったが、運営費の上乗せを予算化することにより、各コースに設定を促す効果が期待できる。当初3コースで実施の予定であったが、1コースが開講を取りやめたため、昨年度比1コース減となった。	・引き続き講座において託児を実施し、誰もが学習できる環境整備に努める。	文化振興課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた　　B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった　　D 実施できなかった。　　ー 評価なし

基本目標Ⅰ　男女共同参画社会実現のための意識づくり
重点課題1　市民意識の広がり

コード	推進施策	実施事業	令和2年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
10	誰もが学習できる環境（託児等）の整備	◇子育てに関する講座開催時の託児の実施	・子育て講演会 ・父親の子育てマイスター養成講座	A	・未就園児の保護者に向けた講演会において託児を実施することができた。 ・父親の子育てマイスター養成講座において、希望する託児すべてを受け入れることができた。	・引き続き子育て講演会において託児を実施し、保護者が気軽に講演会に参加できるよう努める。 ・引き続き講座において託児を実施し、誰もが学習できる環境整備に努める。	こども未来課
		◇人権センター事業での託児の実施	・よっかいち人権大学あすてっぷ、ステップアップ、じんけんフェスタ：託児数　延べ5人	A	・イベントや講座の参加者募集の際に、託児付講座であることを案内した。	・引き続き、来年度の講座等の参加者募集の際に、託児付講座であることを案内したい。	人権センター
		◇男女共同参画センター全事業での託児の実施 ◇他の所属への託児設定の働きかけ	・託児が必要な講座には全て託児対応を行った。また、女性相談事業においても、令和2年度から託児対応を始めた。	A	・女性相談事業においては、令和2年度から託児対応を行っており、利用者にも好評であった。	・託児があることで、講座に参加できたり、相談に集中できることから、引き続き対応を行っていきたい。 ・女性相談事業において、当日キャンセルが頻発していることから、キャンセル時の事前連絡を求めるようにしていきたい。	男女共同参画課
11	セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止のための啓発	◇三重労働局雇用均等室と連携し、相談窓口の案内も含め、啓発を図る	・相互に相談窓口案内パンフレット等を配架し、連携を図りながら、セクハラ、マタハラをはじめとする職場におけるハラスメントの防止に取り組んだ。	A	・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響から、共催セミナーの開催はできなかったが、資料の相互配架等により、連携を図り取り組みを進めた。	・令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、共催セミナーを開催するなど、ハローワークとの連携強化を図り、職場におけるハラスメントの防止に取り組みたい。	男女共同参画課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた　B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった　D 実施できなかった。　ー 評価なし

基本目標Ⅰ　男女共同参画社会実現のための意識づくり
重点課題2　次代を担う子どもへの学校等における教育

コード	推進施策	実施事業	令和2年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	日常的な教育活動の中で、男女共同参画及び人権の視点に立った教育の推進	◇学年に応じた教材を活用し、道徳、総合的な学習の時間、学級活動をはじめとしたあらゆる教育活動において不必要な区別、慣習の見直しを行い、性別で役割を固定することのない男女共同参画社会の実現を目指す教育をすすめる.	・学年に応じた教材を活用し、あらゆる教育活動の中で、男女共同参画の実現を目指す教育を進めた。	A	・「わたしたちの道徳」や「心のノート」を活用しながら、男女共同参画の実現に向けた教育を、学年に応じた形で実施できたため。	・今後も継続して、男女共同参画社会の実現に向けた取組の啓発を行う。	指導課
			・各種研修会や要請訪問等の機会を捉えて、学校、地域、家庭における男女共同参画を目指した教育の推進を図った。性的少数者の人権にかかわる問題についても取り組んだ。	A	・要請訪問や研修会等を通じて男女共同参画の視点で話をすることができた。また、性的少数者の人権にかかわる研修会も実施することができた。	・地域、家庭、学校等における固定的な性別役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女共同参画社会を目指した教育の充実を図る。また、性的少数者の人権にかかわる問題についても、継続して各種研修会や要請訪問等で啓発していく。	人権・同和教育課
		◇家庭教育講座等保護者向け講座の実施	・新型コロナウイルスの影響で、保護者向け講座を開催することができなかった。	―	・新型コロナウイルスの影響で実施することができなかった。	・PTA等の保護者からの依頼がある場合、講座を実施する。また、その他の人権にかかわる講座の中でも、多様な生き方を尊重することの大切さにふれるようにしていく。	人権・同和教育課
			・家庭教育講座実施数　14回 うち、人権に関する講座　2回	A	・家庭教育に関する保護者の理解を深めるための事業を各校・園へ委託し、人権に関する講座が4校・園で実施された。	・過去に講座を開催した講師の情報提供を行い、引き続き家庭教育講座でさまざまな講座を実施するよう努める。	こども未来課 (青少年育成室)
		◇女性の人権（DV・デートDVを含む）及び性の多様性に関する教職員・子ども・保護者向け研修会の実施	・デートDVに特化した学習会の依頼はなかった。教職員向け研修会の中で、男女共同参画の視点をもった内容をとり入れて話をした。	A	・デートDVに特化した学習会の依頼はなかったので、詳しく話をすることはできなかったが。教職員向け研修会の中で、男女共同参画の視点をもった内容をとり入れて話をすることができた。	・今年度も学校を通して保護者などから出前講座等の依頼がある場合、講座を実施し、その他の人権にかかわる講座の中でも折にふれ、話題に盛り込んでいく。	人権・同和教育課
		◇性別で役割を固定することのない価値観や行動様式の確立を推進 ◇園児の生活のなかでの不必要な男女の区別の見直し	・園生活の中で、例として道具箱、カバンかけ、クラス名簿、靴箱など男女別になっていないか確認した。また、園の遊びの中で遊具や色などの区別がないかを確認するなど、不必要な区別、慣習等を注視した。	A	・園において、性別で役割を固定することのない価値観や行動様式の確立を推進し、男女共同参画社会の実現を前提に保育・教育を進めていくことができた。	・引き続き、性別で役割を固定することのない価値観や行動様式の確立を推進し、男女共同参画社会の実現を前提に保育・教育を進めていく。	保育幼稚園課
2	性別にとらわれない個性を尊重したキャリア教育の実施	◇すべての教育活動を通して、子どもが自立して個性や能力が発揮できるよう、キャリア教育の取組を進める。 ◇「自分らしい生き方を実現していく進路指導」を推進するため、勤労観、職業的自立の資質を養うキャリア教育を継続して進める ◇社会的な自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるための一手段として職場体験活動を全中学校で実施する。	・すべての教育活動を通して、子どもが自立して個性や能力が発揮できるよう、キャリア教育を進めた。 ・「自分らしい生き方を実現していく進路指導」を推進するため、勤労観、職業的自立の資質を養うキャリア教育を継続して進めた。 ・性教育の中で、産婦人科医師等専門家の話を聴くことで、お互いの個性を大切にし、自分で判断し行動することの大切さを学んだ。	A	・すべての教育活動を通じて、子どもたちが自立し、個性や能力を発揮できるようなキャリア教育に取り組むことで、将来に向けた自己実現をしていく力の育成につながったと考えられる。	・今後もあらゆる教育活動において、キャリア教育の取り組みを進めていく。	指導課
		◇ジェンダーにとらわれず、自らの意思と責任で進路を選択し、自己実現をしていく力を育成	・特に4歳児、5歳児に対して、機会を見つけては、ジェンダーにとらわれない保育・教育を実施した。	A	・ジェンダーにとらわれず進んで自分の意見を主張したり、相手の意見も受け入れていく力を育成し、個性を大切にした保育・教育の充実を図ることができた。	・性別にとらわれない個性を尊重した保育・教育を実施していく。	保育幼稚園課
3	デートDVなどの暴力防止のための教育の推進	◇家庭教育講座等保護者向け講座の実施	・家庭教育講座実施数　14回 うちDVに関する講座　なし	A	・家庭教育に関する保護者の理解を深めるための事業を各校・園へ委託した。	・過去に講座を開催した講師の情報提供を行い、引き続き家庭教育講座でさまざまな講座を実施するよう努める。	こども未来課 (青少年育成室)
		◇中学、高校、大学等での教職員も含めたデートDV予防出前講座の実施 ◇デートDV防止パンフレットの配布	・男女平等教育（デートDV予防教育）出前講座を39回実施（保育園5、小学校34）したが、中学校、高校等での実施はなかった。 ・例年、男女平等教育（デートDV予防教育）出前講座を実施した中学校、高校や人権フェスタでパンフレットを配布しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、これらが開催できなかったため、パンフレットの配布はできなかった。 ・男女共同参画ハンドブックを作成し、DVについて記載した。	A	・中学校や高校での出前講座や人権フェスタが実施できなかったことから、DVに関する啓発パンフレットの配布はできなかったが、代替として、男女共同参画ハンドブックを作成し、DVについて記載した。	・中学校や高校に対し働きかけを行うとともに、折を見て、DVに関する啓発パンフレットや男女共同参画ハンドブックの配布を行う。	男女共同参画課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた　　B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった　　D 実施できなかった。　　ー 評価なし

基本目標Ⅰ　男女共同参画社会実現のための意識づくり
重点課題2　次代を担う子どもへの学校等における教育

コード	推進施策	実施事業	令和2年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
4	あらゆる暴力を許さない意識の啓発	◇保育園、幼稚園、こども園、小学校等への人権・ジェンダーの視点を養うための出前講座の実施	・男女平等教育（デートDV予防教育）出前講座を39回実施（保育園5、小学校34）し、計1245人が受講した。	A	・前年に比べ、出前講座の依頼が減少したことにより、実施回数は減ったが、新型コロナウイルス感染症に罹った人に対する差別や偏見が問題視される中、人権のことなどを学ぶ良い機会となっていることがうかがわれ、効果も大きいものと考える。	・コロナ禍の今だからこそ人権や男女について学ぶことが重要であることから、引き続き、園や学校に対して働きかけを行い、より多くの出前講座を実施したい。	男女共同参画課
		◇人権・ジェンダーに敏感な視点を養うための子ども向け出前講座の実施	・子ども向け出前講座の実施9回、389人	A	・保育園、学童保育所からの依頼があり、相手を思いやる大切さ、命の大切さなどの人権啓発を行うことができた。	・来年度も引き続き啓発に努めたい。	人権センター
5	命の尊厳と妊娠・出産・避妊に関する権利・責任についての啓発	◇性に関する相談の実施	・女性のための相談、男性のための電話相談にて実施（相談件数147件）	A	・女性のための相談、男性のための電話相談において、相談を受けており、令和2年度は147件の相談を受けた。	・引き続き、相談を受けていくとともに、必要に応じて、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」のLGBT相談の紹介等を行っていく。	男女共同参画課
		◇性教育の実施（HIV、性感染症予防を含む） ◇教科・特別活動や道徳等で学習指導要領に基づき、様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階に応じた適切な性に関する指導の継続 ◇保健所等、関係機関と共同して出前授業の募集を全中学校へかける	・性教育の実施（HIV・性感染症予防を含む） ・教科、特別活動や道徳等で学習指導要領に基づき、様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階に応じた適切な性に関する指導の継続。 ・性教育の中で、産婦人科医師等専門家の話を聴くことで、お互いの個性を大切にし、自分で判断し行動することの大切さを学んだ。	A	・各校において、学習指導要領に基づき、性教育を実施することができた。	・今後も学習指導要領に基づいて指導を続けていく。出前講座については、全中学校を対象に呼びかけていく。	指導課
		◇保健師や助産師による妊産婦訪問指導の実施 ◇妊産婦または乳幼児の保護者を対象とした電話相談の実施	・産前産後サポート事業の実施 （産前456件、産後115件、計　571件） ・妊産婦訪問指導　延べ1551件 ・妊産婦電話相談　延べ1581件 ・パパママ教室参加者 妊婦245人・家族238人（うち夫　233人） ・産後ケア訪問事業（　47人　延べ170件）	A	・産前産後サポート事業により、全ての妊婦の状況を把握し、必要に応じた支援を実施した。 ・産後ケア訪問事業により、出産間もない時期に家族等から支援を受けることができない産婦の不安解消に努めた。	・引き続き、迅速に相談内容に応じた支援を提供する。	こども保健福祉課
		◇「青少年と家庭の悩み相談」事業の実施	・相談実績　39件 うち、命の尊厳、出産、避妊等に関する相談なし	A	・青少年の悩み相談について、電話・面接による本人や保護者からの相談に対応した。	・引き続き同様の事業を進めていく。また、相談の内容に応じて各関係機関とも情報共有や連携を図るよう努める。	こども未来課 （青少年育成室）
6	自尊感情を育てる教育の推進	◇保育園・幼稚園・こども園における人権保育・人権教育の中での取り組みの推進	・進んで自分の意見を主張したり、相手の意見を受け入れる力を育成するため、園児に対して、年齢に応じたねらいにより、人権保育、人権教育を実施した。	A	・日常の保育での指導に加え、絵本・映像・外部講師による劇や音楽を活用した人権保育・人権教育を実施した。	・引き続き、日常の保育・教育を充実させ、自尊感情を育てるよう人権保育・人権教育を実施していく。	保育幼稚園課
		◇各校における道徳の時間を中心とした自尊感情を育む教育の推進	・道徳の教科書やその他の教材を活用して、子どもたちの自尊感情を育む教育を推進した。	A	・子どもたちの実情に合わせて、道徳の教科書やその他の教材などを活用し、自尊感情を高める取組を行うことができた。	・今後も、子どもたちの実情に合わせた取組をおこなっていく。	指導課
		◇啓発パンフレット等を活用した家庭教育講座等保護者向け講座の実施	・新型コロナウイルスの影響で保護者向け講座が実施できなかった。	―	・新型コロナウイルスの影響で実施することができなかった。	・PTA等の保護者からの依頼がある場合、自尊感情を育てることの必要性を訴えていく。	人権・同和教育課
		◇家庭教育講座等保護者向け講座の実施	・家庭教育講座実施数　14回 うち自尊感情を育てるための講座　なし	A	・家庭教育に関する保護者の理解を深めるための事業を各校・園へ委託した。	・過去に講座を開催した講師の情報提供を行い、引き続き家庭教育講座でさまざまな講座を実施するよう努める。	こども未来課 （青少年育成室）
7	青少年の健全育成を阻害する環境の改善	◇インターネット被害防止等啓発パンフレット等の作成、配布 ◇出前講座（e-ネット安心講座）の実施	・啓発リーフレットを作成し、学校園を通じて5歳児から15歳の子どもに配付した。　配布数33,000枚 ・出前講座　開催数50回	A	・啓発リーフレットを作成し、子どもやその保護者に対し、啓発活動を行うことができた。 ・各学校園・地域や子育て支援センターに出向き、ネット啓発出前講座を行い、ネットの怖さなどをすべての年代の方に啓発することができた。	・引き続き同様の事業を進めていく。また、ネット機器を利用する世代が低年齢化しているため、その保護者へも正しく安全にネット機器利用を理解してもらえるよう健康診断時にもリーフレットを置くなど啓発活動を行う。	こども未来課 （青少年育成室）

基本目標Ⅱ　家庭、職場、地域等社会のあらゆる場における男女共同参画の推進

1、目標指標と評価

●重点課題1「女性の政策・方針決定過程への参画」

目標指標「審議会等の女性委員比率」

平成 25(2013)年度≪基準値≫	３２．２％
平成 27(2015)年度≪実績値≫	３４．６％
平成 28(2016)年度≪実績値≫	３５．９％
平成 29(2017)年度≪実績値≫	３４．８％
平成 30(2018)年度≪実績値≫	３４．４％
令和元(2019)年度≪実績値≫	３５．８％
令和２(2020)年度≪実績値≫	３５．５％
令和２(2020)年度≪目標値≫	４０％以上 ６０％以下

指標の設定について:
　女性の政策方針決定過程への参画を高めるために、市民が参加する審議会等の女性委員比率を指標とした。目標については、一方の性が 40%より少なくならないように設定した。
（参考値）H26(2014)年度：33.6%

〔令和2年度の評価〕

審議会等の女性委員比率の向上については、「四日市市審議会等女性委員登用推進要綱」に基づき、審議会ごとに毎年目標を設定し、委員委嘱に際しては、人事課及び男女共同参画課への事前協議を徹底している。また、登用率が低い審議会等所管所属に対しては、抽出して委員更新３カ月前に登用改善通知を行っている。令和２年度の審議会等の女性委員比率は 35.5%と、昨年度に比べ 0.3 ポイントの減少となった。個別にみると、女性委員登用率が上がった審議会等は 17 件、下がった審議会等は 13 件であり、女性委員のいない審議会等の数は前年度から１件減り１件となった。政策・方針決定過程への女性の参画は非常に重要であることから、引き続き女性委員登用に向け、各所属に対し意識づけを行っていく。

目標指標「市の管理職(課長級以上)の女性割合」

平成 25(2013)年度≪基準値≫	１６．６％
平成 27(2015)年度≪実績値≫	１８．８％
平成 28(2016)年度≪実績値≫	１９．１％
平成 29(2017)年度≪実績値≫	１７．０％
平成 30(2018)年度≪実績値≫	１６．４％
令和元(2019)年度≪実績値≫	１７．４％
令和２(2020)年度≪実績値≫	１９．３％
令和２(2020)年度≪目標値≫	２５．０％

指標の設定について:
　市の組織内部において政策方針決定の場で女性の参画を進めるため、市の管理職（課長級以上）の女性割合を指標とした。目標については、５年前からの上昇率（5.2%）を上回る上昇（8.0%）となるよう、女性割合の目標を 25%と設定した。
（参考値）H26(2014)年度：17.0%

〔令和2年度の評価〕

女性管理職の割合は、平成 28 年度の 19.1%をピークに減少傾向にあったが、令和２年度は前年度より 1.9 ポイント増加した。管理職の女性割合の増加に向けては、女性の職域を拡大することも重要であることから、職務経験及び能力向上につながる職員配置を行うとともに、職員本人の意欲も考慮しながら登用を図っていく。なお、令和２年度の市の役付職員（係長級以上)の女性比率は 37.7%(前年度 37.2%)、職員全体の女性比率は 48.0%(前年度 48.2%)となっている

●重点課題2「男性の家事・育児・介護等への参画」

目標指標「市職員における男性の育児休業取得人数（累計）」

平成 25(2013)年度≪基準値≫	５人 (H20～H25 の累計)	―
平成 27(2015)年度≪実績値≫	１人 (H27 の取得人数)	１人 H27 年度
平成 28(2016)年度≪実績値≫	６人 (H27､H28 の累計)	５人 H28 年度
平成 29(2017)年度≪実績値≫	６人 (H27～H29 の累計)	０人 H29 年度
平成 30(2018)年度≪実績値≫	１９人 (H27～H30 の累計)	１３人 H30 年度
令和元(2019)年度≪実績値≫	３２人 (H27～R1 の累計)	１３人 R1 年度
令和２(2020)年度≪実績値≫	６３人 (H27～R2 の累計)	３１人 R2 年度
令和２(2020)年度≪目標値≫	１２人 (H27～R2 の累計)	―

指標の設定について:

男性の家事・育児・介護等参画を促す社会環境づくりを進めていくため、市として率先して男性の育児休業取得促進を行うこととし、市職員における男性の育児休業取得人数を指標とした。目標については、過去 5 年間の男性の育児休業取得人数が 5 人であったのを倍増し､6 年間で 12 人にする設定とした。

※目標指標は平成 27 年度から対象。

(参考値)H26(2014)年度： 1 人

〔令和2年度の評価〕

令和２年度の部分休業、出産補助休暇、育児参加休暇等の取得率については、病院医療職を含めて 78.4%となり、令和元年度の 80.8%と比べると減少したものの、男性の育児休業取得者数は 31 人となり、令和元年度に比べ 18 人の増加となった。これらは、育児参画計画シートを用いた所属長面談や、１歳未満の子を持つ男性職員への個別通知、市長、副市長はじめ所属長以上の職員全員がイクボス宣言を行うなど多様なアプローチが奏功したと考えられる。今後も継続的に多様なアプローチを行い、男性の育児休業等の取得を推進していく。

●重点課題3「ワーク・ライフ・バランスの促進」

目標指標「男女がいきいきと働き続けられる企業表彰の数（累計）」

平成 25(2013)年度≪基準値≫	６社（累計）
平成 27(2015)年度≪実績値≫	８社（累計）
平成 28(2016)年度≪実績値≫	９社（累計）
平成 29(2017)年度≪実績値≫	１１社（累計）
平成 30(2018)年度≪実績値≫	１３社（累計）
令和元(2019)年度≪実績値≫	１４社（累計）
令和２(2020)年度≪実績値≫	１７社（累計）
令和２(2020)年度≪目標値≫	１５社（累計）

指標の設定について:

ワーク・ライフ・バランスを促進するには、企業や事業所における育児・介護休業制度等の整備や取得しやすい環境づくりが必要であることから、そうした環境づくりを行っている企業（男女がいきいきと働き続けられる企業）の表彰の数を指標とした。目標については、平成 21 年度から平成 25 年度までの企業表彰数 6 社（累計）であるのを、目標年度には 2 倍以上の 15 社（累計：再受彰除く）と設定した。

(参考値)H26(2014)年度：7 社（累計）

〔令和2年度の評価〕

令和２年度は、有給休暇が取得しやすい環境づくりや、子育て中の従業員が仕事と両立しやすいように事業所内に子ども用スペースを設けるなどし、働きやすい環境づくりに取り組んでいる企業など３社を表彰した。また、ワークスタイル・イノベーション推進事業として、働き方改革に関する企業内研修を実施する市内企業１社へ講師を派遣し、好評を得た。
引き続き、表彰制度や講師派遣、講演会の開催を通じて、企業の支援を行っていく。

●重点課題4「地域社会での男女共同参画の推進」

目標指標「自治会長における女性割合」

平成 25(2013)年度≪基準値≫	２．５％
平成 27(2015)年度≪実績値≫	３．７％
平成 28(2016)年度≪実績値≫	４．４％
平成 29(2017)年度≪実績値≫	５．２％
平成 30(2018)年度≪実績値≫	５．０％
令和元(2019)年度≪実績値≫	４．９％
令和２(2020)年度≪実績値≫	５．６％
令和２(2020)年度≪目標値≫	１０％

指標の設定について:

女性が地域活動をする場は増えてきているものの、リーダーは、まだまだ男性が多いのが現状であることから、自治会長における女性の割合を指標とした。目標については、国の第４次男女共同参画基本計画と同じ 10%と設定した。

（参考値）H26(2014)年度：4.1%

〔令和2年度の評価〕

令和２年度の自治会長数は 744 名で、うち女性自治会長数は 42 名であった。令和元年度が 750 名中 37 名が女性自治会長だったことから、5 名増加し、目標には及ばなかったものの過去最高となった。引き続き地域活動を担う女性のリーダーを育成する講座を開催するなど、地域で女性が活躍できるよう取り組みを行う。

●重点課題5「国際化に対応した男女共同参画」

目標指標「ふれあい交流事業、生活講座、防災セミナー等参加人数」

平成 25(2013)年度≪基準値≫	５４８人
平成 27(2015)年度≪実績値≫	６９１人
平成 28(2016)年度≪実績値≫	１，３１５人
平成 29(2017)年度≪実績値≫	１，３４４人
平成 30(2018)年度≪実績値≫	２，０１６人
令和元(2019)年度≪実績値≫	２，９６９人
令和２(2020)年度≪実績値≫	１，８０９人
令和２(2020)年度≪目標値≫	６００人

指標の設定について:

市内には多くの外国人が在住し、男女共同参画を含めた、互いの文化や習慣の違いなどを理解しあう必要があることから、外国人市民と交流の機会をもつふれあい交流事業、生活講座、防災セミナー等の参加人数を指標とした。目標については、ここ数年の参加人数が 500 人程であり、実績値以上の目標とするという考えのもと設定した。（参考値）H26(2014)年度：562 人

〔令和2年度の評価〕

外国人市民と日本人市民が日常的にふれあい、共に学べる場として、ふれあい講座（太極拳体験、たぶんかカフェ）や生活講座（キャリア教育、出前講座）、防災セミナー等を開催し、互いに顔の見える関係づくりを進めた。令和２年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う事業の中止や規模縮小により、前年比で 1,160 人の減となった。引き続き、各種事業を通じて、多文化共生の意識づくりを図るとともに、男女共同参画の啓発も併せて進めていく。

2、令和2年度の主な取り組み状況

●重点課題1 「女性の政策・方針決定過程への参画」

施策の方向Ⅰ「審議会等への女性登用を促進」

①男女共同参画人材リストについて更新を行ったところ、新規登録8名、登録変更1名、登録抹消7名、計 160 名の登録となった。また、人材リストの利用件数は3件（実績は1件）であった。〔コード：1〕

②男女共同参画推進庁内調整会議において、女性職員の登用の現状及び課題について、認識の共有を図るとともに、性別を問わず職員にさまざまな経験を積ませ、個人に成長の機会を与えることの必要性を伝えた。〔コード：2〕

施策の方向Ⅱ「民間企業や地域団体、市民活動団体等への女性登用・参画を促進」

③農村女性アドバイザーについては新規の認定はなかったが、その他の項目（家族経営協定締結、女性認定農業者、女性認定新規就農者）はそれぞれ増加した。〔コード：7〕

●重点課題2 「男性の家事・育児・介護等への参画」

施策の方向Ⅰ「家庭での男女の自立を促進」

④地区市民センターにおいて、男女共同参画のきっかけとなるよう、男性料理教室を開催した。〔コード：1〕

⑤父親の育児参画を推進するため、男性を対象とした「父親の子育てマイスター」養成講座を「パパスマイル四日市」と協働で実施し、平成 22 年度から令和2年度までで計 167 名をマイスターとして認定した。〔コード：2〕

⑥事業の実施が難しかったことから、代替として、男女共同参画ハンドブックを作成し、その中の家庭編において、介護の現状と課題について記載した。〔コード：4〕

●重点課題3 「ワーク・ライフ・バランスの促進」

施策の方向Ⅰ「仕事等と家庭生活の両立を支援」

⑦コロナ禍における対策を行いながら、地域に施設を開放し、未就園児やその保護者に遊び場や交流の場を提供し、多くの親子への支援を行うことができた。〔コード：1〕

⑧低年齢児（0～2歳児）の待機児童数が増加している中、地域型保育事業所 3 施設の開園により定員の拡充を図ることができた。〔コード：4〕

施策の方向Ⅱ「男女の平等な就労環境の整備を促進」

⑨総合評価の評価基準で加算対象とすることで、入札参加者に対し、育児休業制度への意識を高めることができた。〔コード：6〕

⑩雇用実態調査で、女性の人材確保への取り組みなど、男女共同参画に関する項目を挿入した。〔コード：7〕

施策の方向Ⅲ「女性の就労・再就職・起業へのチャレンジ支援」

⑪働く女性・働きたい女性のための相談については、キャリアカウンセラーが対応にあたっており、専門的知識を活用したアドバイスを行っている。相談件数が減少傾向にあるという課題がある。〔コード：12〕

⑫中小企業働きやすい職場づくり支援事業補助金により、市内中小企業において、女性が働きやすいよう制度の構築やハード整備など職場環境整備の推進を図ることができた。〔コード：12〕

●重点課題4 「地域社会での男女共同参画の推進」

施策の方向Ⅰ「男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進」

⑬新規で女性 PTA 会長を担うようになった学校が6校（令和元年度3校）あり、着実に性別によらない PTA 会長を担う環境づくりが進んでいる。〔コード：1〕

⑭男女共同参画ハンドブックを作成し、その中の地域編において、本市の地域活動における現状に触れながら、性別に関わらず皆で地域活動を行っていくことの重要性について記載した。〔コード：1〕

⑮地区市民センターで防災と男女共同参画についての講座を実施し、地域活動への参画を促すとともに、男女共同参画への意識づけを行ったが、新型コロナウイルス感染症予防のため講座の開催数は減少した。〔コード：3〕

●重点課題5 「国際化に対応した男女共同参画」

施策の方向Ⅰ「多文化共生における男女共同参画の推進」

⑯ポルトガル語広報やはもりあ四日市市の利用案内パンフレットの外国語版（ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、ベトナム語、韓国語）により、外国人市民に対し、女性相談窓口やはもりあ四日市の周知を行うことができた。〔コード：3〕

3、事業実施自己評価

※別表「男女共同参画プランよっかいち 2015～2020 後期事業評価表（基本目標Ⅱ）」のとおり

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた　B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった　D 実施できなかった。　ー 評価なし

基本目標Ⅱ　社会のあらゆる場における男女共同参画と女性活躍の推進
重点課題1　女性の政策・方針決定過程への参画

コード	推進施策	実施事業	令和2年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	審議会等への女性参画比率の向上	◇審議会等委員に占める女性割合について目標設定	・審議会への女性の登用率　35.5% ・男女の一方の数が40%未満とならない審議会等63か所 ・女性のいない審議会等　1	B	・男女の一方の数が40%未満とならない審議会等の数が、令和元年度と比較すると5か所減少した。また審議会への女性の登用率も0.3%であるが微減した。	・審議会等への女性の登用率は、委員の分野や業界の特性もあり、上昇が難しくなっている状況であるが、目標達成に向け、各所属に対し掲示板等で更なる周知を図るなど確実な進捗管理を行う。	人事課
		◇四日市市男女共同参画人材リストの充実及び活用促進 ◇四日市市審議会等女性委員登用推進要綱に基づく事前協議の徹底 ◇女性登用率の低い審議会等への事前協議前の働きかけ	・審議会等への女性の登用率　35.5% ・人材リスト登録者数　160人 ・人材リスト利用件数　3件 ・四日市市審議会等女性委員登用推進要綱に基づく事前協議の実施（実施回数　75回） ・女性登用率の低い審議会等への所管所属への改善通知（通知件数　1件）	A	・男女共同参画人材リストについて更新を行ったところ、新規登録8名、登録変更1名、登録抹消7名、計160名の登録となった。また、人材リストの利用件数は3件（実績は1件）であった。 ・1か月前までに事前協議を行うよう周知しているが、期限を過ぎてから提出する所属がいくつかあった。 ・改善通知を1件送付したが、登用率が改善された審議会はなかった。	・人材リスト登録者数を増やすとともに、利用の促進を行う。 ・1か月前までに事前協議を行わなかった所属に対し、期限を遵守するよう要請を行う。 ・改善通知については、過去の実績から一定の効果があると考えているため、継続して実施していく。	男女共同参画課
2	市職員における管理・監督職への女性登用の推進	◇係長級以上の職員の男女比率を、職員全体の男女比率に少しでも近づけるよう、女性職員の職務経験及び能力向上につながる配置等を実施	・市の役付職員（係長級以上）の女性割合 37.7% 参考 市の管理職（課長級以上）の女性割合　19.3% 職員全体の女性比率　48.0%	B	・職員全体に占める割合は昨年度比0.2%と微減したものの、係長級以上の職員に占める割合及び女性管理職割合については、増加した。	・職務経験及び能力向上につながる職員配置を行うとともに、職員本人の意欲にも意を配しながら、登用を図っていく。	人事課
		◇女性管理職登用に向けての職員への意識啓発、課題の把握	・令和2年度第2回男女共同参画庁内調整会議において、女性職員の登用の現状及び課題について、認識の共有を図った。	A	・男女共同参画推進庁内調整会議において、女性職員の登用の現状及び課題について、認識の共有を図るとともに、性別を問わず職員にさまざまな経験を積ませ、個人に成長の機会を与えることの必要性を伝えた。	・継続的な働きが重要であるため、引き続き、男女共同参画庁内調整会議等において、女性登用の現状や課題について情報の共有を図る。	男女共同参画課
			・階層別研修の新規採用職員研修において、男女共同参画にかかる研修を実施。	A	・性別にかかわらず、様々な分野で個性や能力を発揮できる社会（男女共同参画社会）にかかる研修を、新規採用職員研修において実施した。	・引き続き、同様の研修を実施していく。	職員研修所
3	市職員における女性職員の職域拡大	◇女性職員が幅広い職務経験を持てるような配置等の実施	・市における女性職員（正職員）がいない職場 31か所／157（課+中間組織）	B	・女性職員がいない職場を減らすよう配慮を行ったものの、少数の職場の人事異動の影響で昨年度比1所属増加した。	・少数職場や消防、現業職場など女性職員の配置が困難な場合もあるが、女性職員が幅広い職務経験を持てるような配置に努め、女性職員の職域拡大を図る。	人事課
4	女性人材情報の収集と提供	◇四日市市男女共同参画人材リストの充実及び活用促進	・人材リスト登録者数　160人 ・人材リスト利用件数　3件	A	・人材リスト登録について更新を行ったところ、新規登録8名、登録変更1名、登録抹消7名、計160名の登録となった。また、人材リストの利用件数は3件（実績は1件）であった。	・人材リスト登録者数を増やすとともに、利用の促進を行う。	男女共同参画課
			・リスト利用について、掲示版で周知を図った。	B	・女性委員登用率は昨年度より微減したものの、高水準であった平成28年度と比較してもほぼ同じ水準となった。	・リスト利用の促進を掲示板等で促すとともに、登用率の低い所属については、個別にリスト利用を勧める。	人事課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた　B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった　D 実施できなかった。　ー 評価なし

基本目標Ⅱ　社会のあらゆる場における男女共同参画と女性活躍の推進
重点課題1　女性の政策・方針決定過程への参画

コード	推進施策	実施事業	令和2年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
5	企業、各種団体等へ向けての女性登用・参画の促進	◇男女共同参画にかかる国・県などの施策の情報提供 ◇四日市市「男女がいきいきと働き続けられる企業」表彰の実施 ◇働き方改革に関する企業内研修を実施する市内企業へ講師派遣を実施	・国等からの情報を配架し、市民等に提供するとともに、随時市内事業に対して国等からの情報を提供。また、市内企業を中心に訪問を実施し、情報を提供。 ・表彰を実施（3社）。 ・ワークスタイル・イノベーション推進事業として、働き方改革に関する企業内研修を実施する市内企業へ講師を派遣（1社）	A	・国等からの情報を配架し、人権啓発企業連絡会会員企業への連絡等の機会を捉え、事業所への送付を通じて各種情報提供に取り組んだ。また、市内企業を中心に訪問を実施し、情報提供先の拡充に取り組むなど、適切に施策を推進した。 ・表彰項目等、制度の見直しを積極的に進めながら、適切に施策を推進した。 ・推進事業について、講師を派遣した市内企業からは好評を得ることができた。	・国等からの情報について、随時配架や事業所への送付を実施するとともに、事業所への訪問を実施し、情報提供先の拡充に取り組むなど、適切に施策を推進する。 ・制度の見直しを積極的に進めながら、適切な施策推進を継続する。引き続き、被表彰事業所が表彰の恩恵を受けることができるような制度構築を全庁的に検討していくとともに、被表彰事業所の取り組みを広めていけるよう、男女共同参画課、こども未来課等との連携を一層強化しながら、事業所に対する表彰制度の啓発等に取り組む必要がある。 ・企業への研修講師を派遣や、講演会を開催し、ワークスタイル・イノベーション推進に取り組む企業を支援する。	商工課
		◇企業向け研修の実施 ◇企業への情報提供	・企業向けワーク・ライフ・バランス出前講座の実施（実施回数　0回）	―	・新型コロナウイルス感染症の影響により、企業向けワーク・ライフ・バランス出前講座の依頼はなかった。 ・周知については、商工会議所に協力を依頼し、商工春秋に掲載してもらった。	・座席間隔を設けるなど新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、出前講座を実施していく。周知については、引き続き商工会議所に協力を依頼したい。	男女共同参画課
6	女性リーダーの育成	◇さんかくカレッジ、市民協働企画等において女性リーダーを育成	・はもりあカレッジ6企画14講座実施（参加人数延べ151人） ・はもりあフェスタ企画運営委員会　7回実施	A	・はもりあカレッジやはもりあフェスタ企画運営委員会など、意思決定の場への参画の機会を設けた。	・引き続き、はもりあフェスタ企画運営委員会など、企画や意思決定の場への参画を促進する。	男女共同参画課
		◇地域防災活動に女性の視点を反映できる人材育成	・四日市市防災・減災女性セミナーの実施（12回連続講座）	―	・新型コロナウイルスの影響により中止となった。	・新型コロナウイルスの感染対策を実施しながら講座を開催していく。	危機管理室
7	女性の経営への主体的な参画促進	◇家族経営協定の締結促進 ◇農村女性アドバイザーや女性農業団体と連携した啓発活動の実施 ◇女性の認定農業者及び認定新規就農者の育成	・家族経営協定の締結：3家族（計38家族） ・農村女性アドバイザー：0名（計12名） ・女性の認定農業者：6名（計35名） ・女性の認定新規就農者：1名（計4名）	A	・農村女性アドバイザーについては新規の認定はなかったが、その他の項目においてはそれぞれ増加した。	・引き続き、女性による営農促進に努める。	農水振興課 農業委員会事務局

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた　　B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった　　D 実施できなかった。　　ー 評価なし

基本目標Ⅱ　社会のあらゆる場における男女共同参画と女性活躍の推進
重点課題2　男性の家事・育児・介護等への参画

コード	推進施策	実施事業	令和2年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	男性の家庭参画を促進するための情報提供と講座の充実	◇男性の家庭参画を促進するための地区市民センター講座を実施	・地区市民センター講座 ・男性向け料理教室 2センター　9回　77人	A	・地区市民センターにおいて、男女共同参画のきっかけとなるよう、男性料理教室を開催した。	・引き続き地区市民センターにおいて、男性の家庭参画を促進するための情報提供と講座の充実に努める。	地区市民センター（市民生活課）
		◇男性の家事参画に関する講座（料理教室等）の開催	・男性を対象とした料理講座を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施できなかった。 ・はもりあカレッジ「一緒につくる、パパとの時間」において、父親の子育て参加を促した。 ・男女共同参画ハンドブックを作成し、夫婦の家事シェアについて記載した。	A	・男性の家事参画促進に向け、料理講座を企画したが、実施することができなかった。 ・父親と子どもの共同作業を通じて、父と子の時間を設けるとともに、母の自由時間を創出することができた。 ・男女共同参画ハンドブックを作成し、その中の家庭編において、夫婦の家事分担を取り上げた。	・新型コロナウイルス感染症の拡大状況も踏まえ、料理講座以外の男性を対象とした講座を検討したい。 ・はもりあカレッジのプロポーザル審査において、男性を対象とした企画に対し、加点措置を行う。	男女共同参画課
2	男女がともに育児を担うための講座の実施	◇子育て支援センター等にて「お父さんと遊ぼう」の実施	・単独型子育て支援ｾﾝﾀｰにおけるお父さんの利用人数 年間　314人 ・併設型子育て支援ｾﾝﾀｰにおける「お父さんと遊ぼう」の実施 年間　0回　　参加人数　0人 ・「お父さんと遊ぼう」開催時に「父親の子育て相談」を実施 併設型子育て支援ｾﾝﾀｰ等　年間　0回 単独型子育て支援ｾﾝﾀｰ　　年間　0回 計　年間　0回　　参加人数　0人	ー	・これまで、併設型子育て支援センター及びこども子育て交流プラザで実施していた「お父さんと遊ぼう」について、令和2年度から、こども子育て交流プラザのみで実施することとした。こども子育て交流プラザを父親が集まれるようなプラットフォームとし、リピーターなどの固定客を増やすことで、父親の子育てへの参加を促進した。 ・子育て支援センターで毎月発行しているおたよりに、開催案内を掲載することで、利用啓発を行った。	・引き続き父親の利用の啓発を行っていく。また、より父親が利用しやすい事業の進め方を工夫していく。	こども未来課
		◇妊婦とその家族に妊娠、育児の模擬体験を交えた教室「パパママ教室」の開催	・「パパママ教室」の開催 年間18回、うち日曜日開催（5日間）とお盆開催は、参加希望者多数のため、午前・午後の2回ずつ開催。 参加者：妊婦245人・家族238人（うち夫　233人） ・訪問パパママ実施件数30件 （うち夫婦とも在宅28件）	A	・平日開催日を含め、父親の参加率は95%（H31年度95%）と高く、積極的に沐浴体験や妊婦スーツの着用等を体験する姿が見られ、産後の育児への参加意識向上につながった。	・引き続き、参加者のニーズや社会情勢に応じて内容の改善を図りながら教室を開催し、出産後の子育て支援サービス利用につなげる。	こども保健福祉課
		◇男性の子育てに関する講座（父親の子育てマイスター養成講座）の開催	・父親の子育てマイスター養成講座の実施 公開講座受講者　（実施せず） 養成講座修了者　　9名	A	・父親の育児参画を推進するため、男性を対象とした「父親の子育てマイスター」養成講座を「パパスマイル四日市」と協働で実施し、平成22年度から令和2年度までで計167名をマイスターとして認定した。	・父親の育児参画の推進のため、継続して「父親の子育てマイスター」養成講座を実施する。また、引き続き講座の企画や運営を父親の子育てマイスターと協働で行うことにより、効果的な事業の実施を図る。	こども未来課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた　　B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった　　D 実施できなかった。　　ー 評価なし

基本目標Ⅱ　社会のあらゆる場における男女共同参画と女性活躍の推進
重点課題2　男性の家事・育児・介護等への参画

コード	推進施策	実施事業	令和2年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
3	父親の子育て参画を推進するための環境づくり	◇子育てに関する情報提供と父親の子育て相談の実施	・父親の子育て相談員による相談活動 開催回数　12回 利用者数　294人	A	・これまで子育て支援センター等の利用者を対象として実施していたが、参加者の増加及び参加地域の拡大を図り、令和2年度は実施場所をこども子育て交流プラザへ変更した。あわせて、当該事業の運営を、同施設の運営受託者へ委託した。	・引き続き参加者の増加を図り、市内全域から参加してもらえるよう、令和3年度も継続してこども子育て交流プラザでよかパパ相談を実施する。	こども未来課
		◇男性による絵本の読み聞かせ等の推進	・「ザ・男の読み聞かせ」を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止	―	・例年、男性の読み手を募集して開催していたが、実施できなかった。	・感染症対策をとったうえで、継続して開催していく。	図書館
4	男女がともに介護責任を果たすための意識啓発	◇認知症サポーター養成講座や出前講座等で意識啓発	・認知症サポーター養成講座 41回（受講者：756人） ・その他出前講座　18回（受講者数：388人）	B	・平成18年度から累積で27,166人の受講者があり、介護の基礎知識や認知症に関する理解を普及することができた。 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、前年度に比べて講座の開催回数および受講者数が減少した。	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に応じて開催方法を工夫し、周知啓発活動を継続する。	高齢福祉課
		◇介護に関する講座の開催や情報提供	・介護保険についての出前講座　1回 （受講者数：　10人）	B	・制度の周知が進んだこともあり開催回数は減少したが、講義やその後の質疑応答を通じて、介護保険制度について理解を深めることができた。	・まだ制度をよく知らないために漠然と不安を感じている方も多く、引き続き出前講座などを活用して介護保険への理解を深めていく。	介護保険課
			・家事に不慣れな男性を対象に、今後介護を担う際の一助となるような講座を実施する計画であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施できなかった。 ・男女共同参画ハンドブックを作成し、介護に関する記載を行った。	A	・事業の実施が難しかったことから、代替として、男女共同参画ハンドブックを作成し、その中の家庭編において、介護の現状と課題について記載した。	・性別に関わらず、誰もが介護する時代であるという認識をもってもらえるよう、講座の開催や情報提供により、啓発を図りたい。	男女共同参画課
5	市役所が率先して父親の子育て参画を推進する	◇育児休業・育児参加特別休暇等の周知 ◇育児休業等取得該当職員に対する所属長による面接ヒアリングの実施推奨	・新規採用職員研修において、固定的な性別役割分担意識について触れる中で、育児休業制度における現状、統計データについて講義を行った。	A	・今後育児休業を取りうる若い世代に対し、周知、啓発を行うことができた。	・引き続き、新規採用職員研修等において、具体例も挙げながら、講義を行いたい。 ・庁内会議等の機会に、幹部職員に対し、男性職員の育児休業が促進するよう啓発を行う。	男女共同参画課
			・男性の育児休業取得者　31人 ・男性の育児休業等（部分休業・出産補助休暇・育児参加休暇を含む）取得率　78.4%	A	・男性の育児休業等（部分休業・出産補助休暇・育児参加休暇を含む）取得率は前年度に比べ2.4ポイント減少したものの、育児休業取得者について前年度に比べ18人増加し31人となった。	・引き続き、育児休業等の制度を周知するとともに、育児参画計画シートを用いた所属長面接、1歳未満の子を持つ男性職員への個別通知等を行うことで、男性の育児休業等の取得推進を図る。	人事課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた　　B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった　　D 実施できなかった。　　ー 評価なし

基本目標Ⅱ　社会のあらゆる場における男女共同参画と女性活躍の推進
重点課題3　ワーク・ライフ・バランスの促進

コード	推進施策	実施事業	令和2年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	子育てに関する情報提供と相談の充実	◇子育てに関する情報提供と相談の充実	・子育てコンシェルジュの配置 ・子育て支援センターでの情報提供　20箇所	A	・こども未来課窓口、単独型子育て支援センター（橋北、塩浜）及び四日市市こども子育て交流プラザに子育てコンシェルジュを配置し、ニーズに応じた子育て支援施策の情報提供を行うことができた。	・引き続き各施設において子育てコンシェルジュを配置し、市民の身近なところで相談に応じ、関係機関と連携しながら情報提供に努めていく。	こども未来課
			・各保育園、幼稚園において相談を受けたりしながら、子育て中の家庭の支援を行った。 22保育園で実施 19幼稚園で実施 3こども園で実施	A	・コロナ禍における対策を行いながら、子育てに関し、保護者に交流の場を提供したり、情報を提供していくことで保護者への支援を実施することができた。	・引き続き、コロナ禍における対策を行いながら、子育てに関し、保護者に交流の場の提供し、情報を提供していく中で、保護者への支援を実施していくよう努める。	保育幼稚園課
		◇未就学園児やその保護者に遊びの場や交流の場を提供	・子育て支援事業 17保育園で実施　利用者数　5,854人 子育て支援センターの利用者数　71,479人 子育て支援センターでの相談件数　3,253件	A	・新型コロナウイルス感染症の影響で、利用人数が前年より減ったものの、感染症対策を取りながら、安定して事業を実施することができた。 ・保育園のあそぼう会、子育て支援センターで継続して事業を実施し、多くの親子に利用していただくことができた。	・引き続きコロナ禍における対策を行いながら、継続的に事業を実施し、子育て家庭への支援を行うよう努める。 ・各子育て支援センターの特徴を担当者間で共有し、より良い支援につなげていく。	こども未来課
			・未就園児やその保護者に遊び場や交流の場を提供した。 18保育園で実施　利用者数　7,408人 19幼稚園で実施　利用者数　9,782人	A	・コロナ禍における対策を行いながら、地域に施設を開放し、未就園児やその保護者に遊び場や交流の場を提供し、多くの親子への支援を行うことができた。	・引き続きコロナ禍における対策を行いながら、地域に施設を開放し、未就園児やその保護者へ遊び場や交流の場を提供し、子育てに関する情報を提供したり、相談を受けたりしながら、子育て中の家庭の支援を行うよう努める。	保育幼稚園課
		◇積極的な子育て相談（育児、栄養、発育、発達等）の実施（乳幼児家庭訪問事業、乳幼児食教室、歯ハハの教室など）	【こども保健福祉課】 ・育児相談、すくすくルームでの相談　延べ1458件 ・乳幼児家庭訪問件数　延べ　2898件 ・乳幼児食教室　年間27回、376人参加 ・歯ハハの教室　年間40回、対象児　356名参加 ・心理発達相談　延べ　427件 【こども発達支援課】 相談件数　1004件	A	【こども保健福祉課】 ・対象者の相談内容に応じて保健師、助産師、管理栄養士、歯科医師、歯科衛生士等専門職員が対応した。また、必要時には関係機関と連携し跡切れのない支援に勤めた。 【こども発達支援課】 ・各課・関係機関と連携を図り、相談対応することができた。	【こども保健福祉課】 ・引き続き相談者のニーズの把握に努め、必要な情報提供を行うとともに、関係機関との連携を図ることで、跡切れのない支援体制を継続する。 【こども発達支援課】 ・引き続き、保護者の主訴に応じ、安心につながる相談を行う。	こども保健福祉課 こども発達支援課
2	介護サービス情報の提供と相談の充実	◇各在宅介護支援センター及び各地域包括支援センターでの情報提供、相談の実施	・地域包括支援センターにおける相談支援件数22,438件 ・在宅介護支援センターにおける相談支援件数65,191件	B	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況があったが、地域相談窓口として各地区に配置されている在宅介護支援センターと、それを後方支援する地域包括支援センターが連携し、介護等に関する相談支援を行うことができた。	・コロナ禍における新たな課題にも適切に対応できるよう、引き続き医療職を配置した在宅介護支援センターで、相談体制をさらに充実させる。	高齢福祉課
		◇障害者相談支援センター及び計画相談支援事業所での情報提供、相談の実施	・相談支援事業所等の関係者と連携をとり、随時必要な情報提供、相談等を行った。	A	・相談支援事業所等の関係者と連携をとり、随時必要な情報提供、相談等を行うことができた。	・今後も関係機関を連携をとり、情報共有を行うことで必要な支援を継続していく。	障害福祉課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた　B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった　D 実施できなかった。　ー 評価なし

基本目標Ⅱ　社会のあらゆる場における男女共同参画と女性活躍の推進
重点課題3　ワーク・ライフ・バランスの促進

コード	推進施策	実施事業	令和2年度 事業実績	評価	評価の説明	次年度に向けての方向	担当課
3	保育園等の施設における多様な保育サービスの充実	◇乳児保育、延長保育、一時保育、特別支援児保育、病児保育、休日保育など多様な保育サービスの実施	・乳児保育　39園で実施 ・延長保育　32園で実施 ・一時保育　17園で実施 ・特別支援保育　32園で実施 ・休日保育　3園で実施	A	・乳児保育、延長保育、一時保育、特別支援保育、休日保育など多様な保育サービスを実施し、充実させていくことができた。	・引き続き、乳児保育、延長保育、一時保育、特別支援保育、休日保育など多様な保育サービスを充実させ、子育て支援に努めていく。	保育幼稚園課
			・病児保育　3か所で実施	A	・多様な保育サービスを実施することができた。また、新たに1か所病児保育施設を建設することができた。	・病児保育については、流行性の病気が多発する時期に利用できないケースを解消すべく、新たに1か所の施設を開室する。	こども未来課
		◇第2子以降子育てレスパイトケア事業の実施	・一時保育　17園で実施	A	・通常の一時保育に加えて、第二子以降の子を出産した家庭にメリットのある制度として、事業の拡充を図ることができた。	・引き続き、子育て支援に努めるとともに利用促進に向けて周知を図る。	保育幼稚園課
			・保育無料券の交付　交付枚数　325枚	A	・第2子以降の子を出産した者に対して、一時保育を気軽に利用していただくことで、心理的・肉体的な負担の軽減（リフレッシュ）を図ることができた。	・引き続き保育無料券を交付し、子育て中の負担軽減を図るとともに、一時保育事業の周知を図る。	こども未来課
4	保育実施施設の定員等の拡充	◇認可保育園等の保育実施施設の定員等の拡充	・地域型保育事業所　3施設増　定数50人増	A	・低年齢児（0～2歳児）の待機児童数が増加している中、地域型保育事業所3施設の開園により定員の拡充を図ることができた。	・待機児童が増加している中、その対策として引き続き認可保育園の定員の拡充などを行う。	保育幼稚園課
5	地域の子育て環境整備と支援体制の充実	◇ファミリー・サポート・センター事業の充実 ◇学童保育の充実（新規開設支援、適正規模への分割推進）	・会員数　1,502人　活動件数　1,281件 ・大規模化している学童保育所の分割　3か所（市内学童保育所数　計59）	A	・新型コロナウイルス感染症の影響で、活動件数が前年より大幅に減ったものの安定して援助活動を行うことができた。 ・大規模化している学童保育所の適正規模化への分割の推進を行った。	・制度に対するニーズに応えるべく、新規の援助会員を増やす取り組みを積極的に行う。 ・今後も大規模化の傾向のある学童保育所に対して、施設整備費等の分割にかかる費用を対象とした補助を行い、学童保育所の適正規模化を図る。	こども未来課
6	仕事と家庭生活の両立のための職場環境づくり	◇四日市市「男女がいきいきと働き続けられる企業」表彰の実施 ◇働き方改革に関する企業内研修を実施する市内企業へ講師派遣を実施	・表彰を実施（3社）。 ・ワークスタイル・イノベーション推進事業として、働き方改革に関する企業内研修を実施する市内企業へ講師を派遣（1社）	A	・表彰項目等、制度の見直しを積極的に進めながら、適切に施策を推進した。 ・推進事業について、講師を派遣した市内企業からは好評を得ることができた。	・制度の見直しを積極的に進めながら、適切な施策推進を継続する。引き続き、被表彰事業所が表彰の恩恵を受けることができるような制度構築を全庁的に検討していくとともに、被表彰事業所の取り組みを広めていけるよう、男女共同参画課、こども未来課等との連携を一層強化しながら、事業所に対する表彰制度の啓発等に取り組む必要がある。 ・企業への研修講師を派遣や、講演会を開催し、ワークスタイル・イノベーション推進に取り組む企業を支援する。	商工課
		◇市職員における育児休業・介護休暇などの制度の活用促進 ◇長時間にわたる時間外勤務の削減	・市職員年休取得数　12.8日／年 ・時間外の実績　19.3時間／月 30時間／月　以上の所属　33所属 ・市職員育児休業取得者数　206人 ・介護休暇取得者数　1人	A	・年休取得数は、前年度と同水準となったが、時間外勤務実績（30時間以上の所属）については、前年度より増加した。 ・育児休業取得者数は、前年度より増加した。介護休暇取得者数は前年度より減少した。	・年休取得促進については、アニバーサリー休暇やチャレンジ休暇の周知を図り、年度当初にはワークライフバランス充実度確認票を作成することで計画的な休暇取得を促進していく。また時間外勤務については、働き方改革推進本部において、業務改善可能な内容を検討するなどし、適正化に向け取り組む。	人事課
		◇総合評価方式入札において、育児休業制度導入等、女性登用や子育て支援に取り組んでいる企業の優遇	・総合評価方式による入札は17件で、育児休業制度の規定がある入札参加者については、評価点を加算することにより評価した。	A	・総合評価の評価基準で加算対象とすることで、入札参加者に対し、育児休業制度への意識を高めることができた。	・引き続き、育児休業制度の導入企業に対して、評価を行う。	調達契約課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた　B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった　D 実施できなかった。　ー 評価なし

基本目標Ⅱ　社会のあらゆる場における男女共同参画と女性活躍の推進
重点課題3　ワーク・ライフ・バランスの促進

コード	推進施策	実施事業	令和2年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
7	企業と市民に向けての情報提供	◇男女共同参画にかかる国・県などの施策の情報提供 ◇四日市市「男女がいきいきと働き続けられる企業」表彰の実施 ◇四日市市雇用実態調査の男女共同参画に関する回答結果をHPで公開	・国等からの情報を配架し、市民等に提供するとともに、随時市内事業に対して国等からの情報提供を行った。また、市内企業を中心に訪問を実施し、情報を提供。 ・表彰を実施（3社）。 ・雇用実態調査で、女性の人材確保への取り組みなど、男女共同参画に関する項目を挿入した。	A	・国等からの情報を配架、人権啓発企業連絡会会員企業への連絡等の機会を捉え、事業所への送付を通じて各種情報提供に取り組んだ。また、市内企業を中心に訪問を実施し、情報提供先の拡充に取り組むなど、適切に施策を推進した。 ・制度や調査項目の見直しを積極的に進めながら、適切に施策を推進した。	・国等からの情報について、随時配架や事業所への送付を実施するとともに、事業所への訪問を実施し、情報提供先の拡充に取り組むなど、適切に施策を推進する。 ・制度の見直しを積極的に進めながら、適切な施策推進を継続する。今後は、被表彰事業所が表彰の恩恵を受けることができるような制度構築を全庁的に検討していくとともに、被表彰事業所の取り組みを広めていけるよう、男女共同参画課、こども未来課等との連携を一層強化しながら、事業所に対する表彰制度の啓発等に取り組む必要がある。 ・雇用実態調査の男女共同参画に関する設問について、適宜項目の見直しを行っていく。	商工課
		◇ワーク・ライフ・バランス推進企業の紹介 ◇企業訪問等による情報収集及び情報提供 ◇企業向け出前講座の実施	・企業向けワーク・ライフ・バランス出前講座の実施（実施回数　0回）	―	・新型コロナウイルス感染症の影響により、企業向けワーク・ライフ・バランス出前講座の依頼はなかった。 ・周知については、商工会議所に協力を依頼し、商工春秋に掲載してもらった。	・座席間隔を設けるなど新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、出前講座を実施していく。周知については、引き続き商工会議所に協力を依頼したい。	男女共同参画課
8	女性の就業機会の拡充	◇ハローワーク、マザーズコーナー四日市等と連携し、求人等の情報提供 ◇労働相談機関の情報提供 ◇関係機関と連携した四日市市求職者資格取得助成金の周知、啓発による資格取得の支援	・毎週ハローワークが発行する求人情報を入手し、掲示板により全庁に提供するとともに、市ホームページに掲載。また、各地区市民センター、人権プラザ等市民には、紙媒体で提供。 ・平成30年度から対象資格を拡充した求職者資格取得助成金について、広報よっかいちに掲載するとともに、四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携し、啓発を実施した。	A	・毎週ハローワークが発行する求人情報を入手し、迅速に全庁に提供するとともに、市ホームページに掲載した。また、各地区市民センター、人権プラザ等市民に身近な所属については、紙媒体での提供を行うなど、女性の就業機会の拡充に取り組んだ。 ・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちに掲載するとともに、四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携し、啓発を実施した。	・ハローワーク発行の求人情報等について、積極的に入手・提供に取り組む。 ・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちへの掲載や、四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携・啓発により、女性の就業機会の拡充に取り組む。より就職に繋げるため、助成の対象資格の拡充については引き続き、関係機関と連携して検討を進める。	商工課
			・相互に相談窓口案内パンフレット等を配架し、連携を図った。	A	・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響から、共催セミナーの開催はできなかったが、資料の相互配架等により、連携を図り取り組みを進めた。	・令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、共催セミナーを開催するなど、ハローワークとの連携強化を図り、職場におけるハラスメントの防止に取り組みたい。	男女共同参画課
9	女性の職業能力開発と職域拡大	◇就職セミナーの開催や、関係機関と連携した四日市市求職者資格取得助成金の周知、啓発による資格取得の支援	・四日市公共職業安定所や四日市商工会議所と連携して、就職セミナーを開催。 ・平成30年度から対象資格を拡充した求職者資格取得助成金について、広報よっかいちに掲載し、広く市民に啓発を実施。 ・四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携し、啓発を行うとともに、全庁的に女性の職業能力開発と職域拡大を進めるべく、男女共同参画課をはじめとした庁内の関係所属にも情報提供を実施。	A	・四日市公共職業安定所や四日市商工会議所と連携して、就職セミナーを開催し、企業と就職を希望する方のマッチングに取り組んだ。 ・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちに掲載し、広く市民に啓発を行った。 ・四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携し、啓発を行うとともに、、全庁的に女性の職業能力開発と職域拡大を進めるべく、男女共同参画課をはじめとした庁内の関係所属にも情報提供を行うなど、適切に施策を推進した。	・四日市公共職業安定所や四日市商工会議所と連携して、就職セミナーを開催し、企業と就職を希望する方のマッチングに取り組む。 ・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちへの掲載や、四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携・啓発により、就業機会の拡充に取り組む。より就職に繋げるため、助成の対象資格の拡充については引き続き、関係機関と連携して検討を進める。 ・四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携し、啓発を行うとともに、、全庁的に女性の職業能力開発と職域拡大を進めるべく、男女共同参画課をはじめとした庁内の関係所属にも情報提供を行うなど、施策の推進に取り組む。	商工課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標Ⅱ　社会のあらゆる場における男女共同参画と女性活躍の推進
重点課題3　ワーク・ライフ・バランスの促進

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた　B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった　D 実施できなかった。　ー 評価なし

コード	推進施策	実施事業	令和2年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
10	女性起業家への支援	◇起業のための情報提供（四日市志創業応援隊の利用促進） ◇四日市市独立開業資金融資等の支援制度の周知、啓発 ◇女性起業家育成支援講座（ウーマン起業塾よっかいち）の開催	・創業に関する相談窓口を設置し、四日市商工会議所をはじめとする四日市志創業応援隊の構成機関と連携を図り、創業のための支援を行った。また、創業のための情報を広報やホームページなどに掲載し、広く周知を図った。 ・独立開業資金等の支援制度について、市内の金融機関等を訪問し、支援制度の周知、啓発を行った。 ・女性起業家育成支援講座を実施した。	A	・チラシの配架や電話相談での案内を行うことで、創業を考えている人が相談窓口としての商工会議所等の利用促進につなげた。また、独立開業資金等の支援制度について、市内の金融機関を訪問し、支援制度の周知、啓発を図れた。 ・女性起業家育成支援講座に13名が参加した。オンライン講座をメインとし、受講者への質疑応答や課題へのフォローアップも適宜行った。また、成果発表として公開プレゼンのほか、情報交換の効果的な場を設けた。	・創業に関する相談窓口を設置し、四日市商工会議所をはじめとする四日市志創業応援隊の構成機関と連携を図り、創業のための支援を行う。また、創業のための情報を広報やホームページなどに掲載し、広く周知を図る。 ・独立開業資金等の支援制度について、情報を市内の金融機関等を訪問し、支援制度の周知、啓発を図る。 ・女性起業家育成支援講座（ウーマン起業塾よっかいち）をコロナ対策を行った上で開催する。	商工課
		◇起業セミナーの開催 ◇実践の場の提供	・プチ起業入門講座として、プチ起業オンラインセミナー「事業プランシートづくり」を連続2回講座で開催した。（参加人数9人延べ18人）	A	・Mie女性起業支援室に講師を依頼し、新型コロナウイルス感染症対策として、Zoomを用いたオンラインセミナーを開催した。講座では、起業のために必要な事業計画の作成を行い、参加者アンケートも好評であった。	・女性起業家への支援として、男女共同参画課において、実践の場の提供（はもりあフェスタチャレンジショップ）と起業セミナーをパッケージにして事業を行ってきたが、それぞれの性質が合わなくなってきたことから、女性起業家への支援については、商工課の実施する女性起業家育成支援事業に集約していきたい。	男女共同参画課
11	専門知識の習得と能力開発などへの支援及び情報提供	◇母子家庭等自立支援給付事業の実施 ◇パソコン講座等、就労支援のための講座の開催	・自立支援教育訓練給付金3件、高等職業訓練促進給付金6件 ・母子・父子福祉センターにてパソコン講座97回実施	A	・母子家庭等自立支援給付金事業を実施し、母子父子家庭の自立に向けての資格取得を支援した。 ・母子・父子福祉センター事業として、パソコン講座を開催した。	・当該事業の対象世帯に対し、積極的に啓発を行っていく。 ・自立生活の基盤を築く契機として、就労に繋がる資格取得等にむけて引き続き支援を実施していく。	こども家庭課
		◇パソコンや簿記研修等、専門知識の習得と能力開発など農村女性アドバイザーや女性農業団体の活動への支援	・パソコン簿記研修参加者数：5名	A	・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、参加者は12名と少なかったが、うち女性は5 名であり、男女比は前年度と遜色がない。	・引き続き、専門知識の習得や能力開発につながる研修への参加を促し、女性就農者の活動の支援に努める。	農水振興課 農業委員会事務局
12	就労する女性への支援	◇働く女性・働きたい女性のための相談事業の実施	・相談窓口を年24回開設した。（相談件数21件）	A	・相談業務においては、キャリアカウンセラーが対応にあたっており、専門的知識を活用したアドバイスを行っている。相談件数が減少傾向にあるという課題がある。	・新型コロナウイルス感染症対策及び相談件数減少への対策として、Zoom等を活用したオンライン相談の導入を検討したい。	男女共同参画課
		◇潜在保育士職場復帰支援事業	・潜在保育士職場復帰支援就職セミナー（研修会）の実施	B	・保育園勤務のブランクが長い、また保育園での勤務経験が少ない潜在保育士を対象にセミナーを実施して、現場復帰への再チャレンジができるよう支援を行った。	・引き続き潜在保育士職場復帰支援セミナーを実施し、潜在保育士の現場復帰への支援を行う。	保育幼稚園課
		◇潜在看護師の人材確保	・カムバック研修を実施した（参加者2人）	B	・研修を実施したが採用には至らなかった。	・引き続き研修を実施予定	市立四日市病院 総務課
		◇女性が働きやすい職場づくりに取り組む市内中小企業を支援	・四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援事業費補助金について、就業規則の改正や、ハード整備を行った企業の支援を実施。（補助金支給件数17件）	A	・四日市市中小企業働きやすい職場づくり支援補助金により、市内中小企業において、女性が働きやすいよう制度の構築やハード整備など職場環境整備の推進を図ることができた。	・引き続き市内中小企業における職場環境づくりを支援していく。	商工課
13	女性活躍の促進	◇各分野で活躍している女性たちと市長による公開意見交換会を実施及びロールモデルの紹介	・はもりあだよりにおいて、活躍するキャリア女性インタビューとして、女性弁護士へのインタビュー記事を掲載した。	A	・ロールモデルの存在は女性活躍促進のために重要であることから、はもりあだよりを活用し、活躍するキャリア女性の紹介を行った。	・女性活躍促進に向け、引き続きロールモデルの紹介等を行っていきたい。	男女共同参画課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた　　B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった　　D 実施できなかった。　　ー 評価なし

基本目標Ⅱ　社会のあらゆる場における男女共同参画と女性活躍の推進
重点課題4　地域社会での男女共同参画の推進

コード	推進施策	実施事業	令和2年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	地域社会づくりを担うリーダーへの女性の就任促進	◇地域の実情を勘案しつつ、女性もPTA会長を担うよう促進	・PTA会長の女性人数 小学校　18人／37校 中学校　9人／22校（R1　20/59）	A	・中学校での比率は変わらなかったが、小学校での比率が上がった（R1.11人）。 ・さらに新規での女性PTA会長を担うようになった学校が、R1の3校から6校（小5、中1）あり、着実に性別によらないPTA会長を担う環境づくりが進んでいる。	・今後も性別によらずPTA会長を担えるよう、環境作りに努める。	社会教育・文化財課
		◇男女がともに地域で活動を担っていけるよう啓発	・自治会長数744人（うち女性42人）　5.6%	A	・女性自治会長の人数は前年より5名増加し、女性自治会長数率は過去最高の5.6%となった。	・引き続き、自治会長への女性登用促進に努める。	市民生活課
		◇地域で活躍する女性リーダーを情報紙等で紹介	・男女共同参画ハンドブックを作成し、地域活動における女性の参画について記載した。	A	・男女共同参画ハンドブックを作成し、その中の地域編において、本市の地域活動における現状に触れながら、性別に関わらず皆で地域活動を行っていくことの重要性について記載した。	・地域社会をはじめ、あらゆる場に男女が共に参画できるよう働きかけを行っていく。、	男女共同参画課
2	地域活動を担う女性リーダーの育成	◇地域活動を担う女性のリーダーを育成する講座の実施	・地区市民センター講座 ・男女共同防災講座 1センター　1回　20人	B	・各地区市民センターで男女共同参画と関連させた防災講座等を計画していたが、新型コロナウイルス感染症予防のために延期・中止した結果、実施は1講座となった。	・引き続き、地域活動を担う女性のリーダーを育成する講座の充実に努める。	地区市民センター（市民生活課）
3	地域活動への積極的な参画を促すための意識・環境づくり	◇各地区で女性向けエンパワメントの講座や男性の意識を変える講座を市民グループ（団体）等と協働して実施	・地区市民センター講座 ・男性向け料理教室 2センター　9回　77人 ・男女共同防災講座 1センター　1回　20人	B	・地区市民センターで防災と男女共同参画についての講座を実施し、地域活動への参画を促すとともに、男女共同参画への意識づけを行ったが、新型コロナウイルス感染症予防のため講座の開催数は減少した。	・引き続き、各地区で防災講座等を通して参画の必要性を啓発し、地域活動への積極的な参画を促していく。	地区市民センター（市民生活課）
		◇センターだより等で、地域活動への積極的な参画を啓発	・センターだより等で、地域活動の周知を行うとともに、参画を呼び掛けた。	A	・センターだより等で、地域活動の周知を行うとともに、参画を呼び掛けた。	・引き続き、地域活動の周知を行うとともに、参画を呼び掛けていく。	地区市民センター（市民生活課）
		◇地域防災活動に女性の視点が反映される機会づくり	・四日市市防災・減災女性セミナーの実施（12回連続講座）	―	・新型コロナウイルスの影響により中止となった。	・新型コロナウイルスの感染対策を実施しながら講座を開催していく。	危機管理室
			・「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた避難所運営ガイドライン」の策定	A	・ガイドラインの策定に関して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、男女共同参画の視点に立った避難所運営が行えるよう心掛けた。	・本ガイドラインをもとに、各地区で避難所運営マニュアルを作成してるため、避難所運営訓練等において、引き続き啓発を実施していく。	危機管理室
4	男性の子育て参画を通して、様々な地域活動への参画の推進	◇男女がともに地域活動へ参画できるよう、子育てに関する講座等において啓発	・父親の子育てマイスター養成講座において、父親の子育てを通して、男女が共に地域活動に参画することへの啓発を行った。	A	・父親の子育てマイスター養成講座10名の受講者に対し、固定的な性別役割分担意識を払拭し、父親の子育てと地域活動への参画を啓発することで、男女が共に地域活動に参画しやすい環境づくりにつなげることができた。	・引き続き講座を実施し、父親の子育てを通して、男女がともに地域活動へ参画できるような環境づくりを推進していく。	こども未来課
5	地域で活動する各種ボランティア・NPO等への支援	◇市民活動の場（なや学習センター、市民活動センター）の提供等による支援	・指定管理者管理業務	A	・延べ2,915団体及び26,426人の施設利用があった。	・市民活動団体のさらなる利用促進に向け、指定管理者と綿密な連絡・調整を行う。	市民協働安全課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた　B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった　D 実施できなかった。　ー 評価なし

基本目標Ⅱ　社会のあらゆる場における男女共同参画と女性活躍の推進
重点課題5　国際化に対応した男女共同参画

コード	推進施策	実施事業	令和2年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	在住外国人女性への支援	◇外国人市民への情報提供 ◇NPOやボランティアの育成や支援 ◇関係機関との連携（男女共同参画センター、NPO、国際交流センター、警察、病院等） ◇外国人市民向けの相談体制の充実	・多文化共生推進室におけるスペイン語またはポルトガル語対応可能な女性職員の配置　2名 ・多文化共生サロンにおけるポルトガル語対応可能な女性職員の配置　1名 ・国際交流センターにおける英語対応可能な生活相談担当の職員の配置　2名 ・生活オリエンテーションにおけるポルトガル語対応可能な女性職員の配置　3名 （DV等緊急時の通訳派遣 1件）	A	・市役所内各関係部署、多文化共生サロン、国際交流センター等において、母語による情報提供等を行うことができた。	・多言語による情報提供、日本語習得支援、相談事業を通じて外国人女性が日本で生活する上での自立支援を継続して進める。	市民生活課 （多文化共生推進室）
2	在住外国人女性の地域社会への参画促進	◇地域活動への参加促進のための外国人市民リーダーの発掘や養成、ふれあい交流事業や生活講座の実施 ◇共助の理解促進のための防災セミナー等の実施	・地域づくりサポーター養成講座 ・ふれあい、生活講座 ・防災セミナー、防災訓練実施	A	・コロナ禍で大変ではあったが、外国人女性が参加できる各講座、セミナー等により、地域活動への参加を図ることが出来た。	・引き続き、講座、セミナー等を実施することで、在住外国人女性の地域社会への参画促進を進める。	市民生活課 （多文化共生推進室）
3	男女共同参画の視点に立った外国人市民との相互理解	◇国際的な男女共同参画に関する情報や学習機会の提供	・ポルトガル語広報において、女性相談窓口の周知を行った。 ・はもりあ四日市市の利用案内パンフレットの外国語版（ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、ベトナム語、韓国語）を作成し、地区市民センター等に配架した。	A	・外国人市民に対し、女性相談窓口やはもりあ四日市の周知を行うことができた。	・引き続き、外国人市民に対し、女性相談やはもりあ四日市の周知を行うとともに、国際的な男女共同参画に関する情報の提供を行っていく。	男女共同参画課

基本目標Ⅲ　配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
（四日市市配偶者等からの暴力（DV）防止基本計画）

1、目標指標と評価

●重点課題1 「DV を許さない意識づくり」

目標指標 「DV及びデートDV防止にかかる講座の受講者数」

平成 25(2013)年度≪基準値≫	―
平成 27(2015)年度≪実績値≫	2,525 人
平成 28(2016)年度≪実績値≫	2,910 人
平成 29(2017)年度≪実績値≫	1,890 人
平成 30(2018)年度≪実績値≫	1,634 人
令和元(2019)年度≪実績値≫	1,971 人
令和２(2020)年度≪実績値≫	―
令和２(2020)年度≪目標値≫	3,000 人

指標の設定について：
DV 及びデート DV について、より多くの人の理解、関心を得、社会の中での認識を広める必要があることから、DV 及びデート DV 防止のための講座の受講者数を指標とした。目標については、実績を上回る 3,000 人と設定した。

〔令和2年度の評価〕

令和２年度のＤＶ防止講演会は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い実施を見合わせた。また、デートＤＶ予防教育出前講座においても、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言による休校が学習カリキュラムに影響を与えたこともあり、中学校や高校で出前講座を実施することができなかった。しかしながら、ＤＶ防止に向けた取り組みは、コロナ禍の今だからこそ必要であることから、令和３年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に注視しながら、ＤＶ防止講演会の実施や出前講座の案内をしていきたい。

●重点課題2 「安心して相談できる体制づくり」

目標指標 「婦人相談員の外部研修派遣回数」

平成 25(2013)年度≪基準値≫	２３回
平成 27(2015)年度≪実績値≫	１２回
平成 28(2016)年度≪実績値≫	１９回
平成 29(2017)年度≪実績値≫	２２回
平成 30(2018)年度≪実績値≫	８回
令和元(2019)年度≪実績値≫	４回
令和２(2020)年度≪実績値≫	８回
令和２(2020)年度≪目標値≫	４８回

指標の設定について：
婦人相談員の資質向上と情報収集を行うことで、より安心な体制を整えるため、婦人相談員の外部研修派遣回数を指標とした。目標については、4 人の婦人相談員がそれぞれ月 1 回程度外部研修に参加するとして、48 回と設定した。
（参考値）H26(2014)年度：10 回

〔令和2年度の評価〕

令和２年度の外部研修派遣回数は８回であった。新型コロナウイルス感染症の影響により、研修が中止になるものもあったが、オンライン講座など受講可能な研修には積極的に参加するよう努めた。令和３年度には相談員欠員が解消する見込みであるため、より多くの外部研修を受講したい。なお、研修は女性関連施設相談員研修や三重県婦人相談員連絡協議会研修会等を受講し、受講内容は相談員間で共有した。また、内部研修であるスーパービジョン研修については、97 回実施し、新人相談員の育成をはじめ、相談員の技術向上とメンタルケアを図った。加えて、アドバイザー契約を結んでいる女性臨床心理士を講師に招き婦人相談員特別研修を実施した。

●重点課題3「被害者等の保護充実と加害者対策」

目標指標「四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議開催数」

平成 25(2013)年度≪基準値≫	１４回
平成 27(2015)年度≪実績値≫	１４回
平成 28(2016)年度≪実績値≫	１４回
平成 29(2017)年度≪実績値≫	１４回
平成 30(2018)年度≪実績値≫	１４回
令和元(2019)年度≪実績値≫	１４回
令和２(2020)年度≪実績値≫	１０回
令和２(2020)年度≪目標値≫	１４回以上

指標の設定について：
DV や児童虐待の被害者を保護するにあたっては、多くの関係機関が連携する四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の会議開催数を指標とした。目標については、年間必要とされる開催数以上と設定した。
（参考値）H26(2014)年度：14 回

(注)部会、研修会含む

〔令和2年度の評価〕

警察・司法関係、保健・医療機関、教育機関、福祉機関、地域団体の 30 団体で構成される四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を、令和２年度は下記のとおり実施し、情報共有、意見交換等を行った。
・委 員 会 議（各団体の代表者による会議）　：２回
・推進委員会議（各団体の担当者による会議）：１回
・部　会（各団体の担当者による情報交換等）：６回
・研修会（関係者及び市民向け）　：１回
今後も各関係機関と情報共有、意見交換等を行い、連携して被害者等への支援を行っていく。

●重点課題4「被害者等の生活安定と自立支援」

目標指標「自己尊重講座(被害者支援のための講座)の受講者数(累計)」

平成 25(2013)年度≪基準値≫	５４人 (H24～H25 の累計)
平成 27(2015)年度≪実績値≫	２１人 (H27 の参加人数)
平成 28(2016)年度≪実績値≫	４８人 (H27、H28 の累計)
平成 29(2017)年度≪実績値≫	７４人 (H27～H29 の累計)
平成 30(2018)年度≪実績値≫	９６人 (H27～H30 の累計)
令和元(2019)年度≪実績値≫	１１５人 (H27～R1 の累計)
令和２(2020)年度≪実績値≫	１２８人 (H27～R2 の累計)
令和２(2020)年度≪目標値≫	１８０人 (H27～R2 の累計)

指標の設定について：
DV 被害者への自立支援の重要な一つとして精神的サポートを行うため、DV 被害を受けている女性が自分を取り戻し、自分の存在価値を認めることができる機会とする講座（自己尊重講座）の受講者数を指標とした。目標については、実績を上回る毎年 30 人以上、6 年間で 180 人以上が受講することと設定した。
※目標指標は平成 27 年度から対象。

〔令和2年度の評価〕

令和２年度は、女性を取り巻く諸問題のカウンセリング技法を通じて自己実現の支援やＤＶ防止等に資することを目的とした女性のためのカウンセリング講座を開催した。講座はＺｏｏｍを用いたオンラインでオリエンテーションを含む４回講座として開催した。定員 10 人のところ 13 人の申込みがあり、申込者全員に受講してもらった。参加者アンケートでは、満足度も高く好評であった。

2、令和2年度の主な取り組み状況

●重点課題1 「DVを許さない意識づくり」

施策の方向Ⅰ「DV防止の啓発」

①広報よっかいちや、はもりあ及び市ホームページを活用し、男女共同参画センターや相談窓口の周知を行った。〔コード:2〕

②啓発チラシを関係機関に配布し、子どもの面前でのDVが児童虐待にあたる事や、虐待防止等に関する意識の醸成を図った。〔コード:3〕

施策の方向Ⅱ「若年層へのDV予防・人権教育」

③日常の保育での指導に加え、絵本・映像・外部講師による劇や音楽を活用した人権保育・人権教育を実施した。〔コード:7〕

④子どもたちの実情に合わせて、道徳の教科書やその他の教材などを活用し、自尊感情を高める取組を行うことができた。〔コード:7〕

●重点課題2 「安心して相談できる体制づくり」

施策の方向Ⅰ「相談体制の充実」

⑤女性相談については、不安を感じる相談者に寄り添い、専門家や関係機関と連携し、支援を行った。また、毎週水曜日には夜間電話相談を実施した。〔コード:2〕

⑥弁護士相談、臨床心理士相談いずれも月1回計12回開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大により、それぞれ3回、1回が休止となった。〔コード:3〕

施策の方向Ⅱ「外国人等情報が届きにくい人への相談体制の充実」

⑦ポルトガル語広報において、女性相談窓口の周知を行うことができた。〔コード:6〕

⑧市役所内各関係部署、多文化共生サロン、国際交流センター、生活オリエンテーションにおいて、外国人市民が訪れた際の相談対応及び、通訳対応・派遣を行うことができた。〔コード:6〕

施策の方向Ⅲ「相談員の資質向上と相談員に対する支援」

⑨相談員に対し、熟練の指導者によるスーパービジョン研修を行った。新任相談員がいたことから、前年度より多く実施した。〔コード:9〕

⑩県、東海及び全国の婦人相談連絡会に参加し、情報共有、連携強化を図った。〔コード:10〕

施策の方向Ⅳ「苦情受付についての周知」

⑪相談に対しての意見や苦情についての申し出先について、面接相談開始時に相談員からパネルを用いて説明した。〔コード:12〕

●重点課題3 「被害者等の保護充実と加害者対策」

施策の方向Ⅰ「被害者の早期発見」

⑫民生委員等と連携して、必要な場合は迅速に関係機関と連携して対応することができた。〔コード:1〕

施策の方向Ⅱ「緊急時における被害者の安全確保」

⑬一時保護施設への入所について、警察、県など関係機関との連携により対応を図った。〔コード:5〕

施策の方向Ⅲ「加害者対策」

⑭内閣府男女共同参画局が、令和2年度 配偶者暴力に係る加害者プログラムに関する調査研究事業を実施し、その報告がなされたことから、相談員間で情報の共有を行った。〔コード:7〕

●重点課題4「被害者等の生活安定と自立支援」

施策の方向Ⅰ「生活安定と自立支援」

⑮一時保護後の避難支援として、県外の施設への避難支援を行った。〔コード：1〕

⑯女性臨床心理士相談において、DV被害等にあった相談者に対し専門的知見を活かし心理的ケアを行った。〔コード：3〕

施策の方向Ⅱ「当事者の子どもに対する支援」

⑰訪問や手続き窓口への同行等を行い、転園や転校に関する必要な支援を行った。〔コード：5〕

⑱保護者の養育能力が不十分な場合や、乳幼児の健康等に課題がある場合などに、こども家庭課と連携して、保健師等が専門的相談のための訪問を実施した。〔コード：6〕

⑲学校と関係機関、地域関係者等がケース会議などを通して、情報の共有化を図ることができた。〔コード：6〕

施策の方向Ⅲ「情報提供・管理の充実強化」

⑳被害者の同意のもと、関係機関へ情報提供を行うとともに、被害者の負担軽減、安全確保のため、同行支援を行った。〔コード：8〕

㉑DV 被害者に関する照会回答事務への対応については回答の可否を慎重に検討し、またDV被害者に関する問い合わせへの対応及びDV被害者本人からの依頼の際に本人確認等を徹底し、情報漏洩がないよう適切な対応を取った。〔コード：9〕

施策の方向Ⅳ「長期に及ぶ継続的な支援」

㉒女性弁護士と女性臨床心理士とアドバイザー契約を結び、随時に専門家と相談できる体制を整えた。〔コード：10〕

3、事業実施自己評価

※別表「男女共同参画プランよっかいち 2015～2020 後期事業評価表（基本目標Ⅲ）」のとおり

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた　B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった　D 実施できなかった。　ー 評価なし

基本目標Ⅲ　配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題1　DVを許さない意識づくり

コード	推進施策	実施事業	令和2年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	男女共同参画の理念やジェンダー、DVについての正しい理解の促進 (再掲　基本目標1ー(1)ー①)	◇DV防止講演会の開催 ◇講演会、映画祭、シンポジウム等の開催 ◇市民グループ(団体)との協働による講座の開催 ◇はもりあだよりの発行	・三重県内男女共同参画連携映画祭(参加人数93人) ・はもりあカレッジ6企画14講座実施(参加人数延べ151人) ・はもりあだより3回発行 ・はもりあ"紙面で"フェスタを発行 ・DV防止講演会を予定していたが実施できなかった。	A	・映画祭については、会場の人数制限により、昨年度に比べ参加者が半減したが、映画の内容は、女性弁護士が史上初の男女平等裁判に挑んだ実話を元にしたもので参加者にも大変好評であった。 ・はもりあカレッジでは、人生100年時代や防災、夫婦の家計管理、子育てなど多岐にわたる講座を市民企画により開催し、男女共同参画についての理解を深めた。新型コロナウイルス感染症対策として人数制限を行ったことから、昨年度に比べ参加人数は大幅減となったが、Zoomを活用するなど工夫して開催した。 ・より多くの市民に目を通してもらえるよう令和2年度から「はもりあだより」をA3両面フルカラーとした。市民からの問い合わせがあるなど、その効果はあったものと考える。また、例年開催している「はもりあフェスタ」を「はもりあ"紙面で"フェスタ」とした。 ・DV防止講演会を予定していたが、講師が医療関係者であったこともあり、実施を見合わせた。	・参加者が男女共同参画を考えるきっかけとなるような映画選定を行い、効果を高め、参加人数の減少を補っていきたい。 ・新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、引き続き、市民団体の持つノウハウを生かした講座開催をしていきたい。 ・より多くの市民が男女共同参画について考えてもらえるよう読みやすい紙面づくりを行う。 ・DV防止講演会については、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら開催可否を判断したい。	男女共同参画課
2	男女共同参画推進の拠点である男女共同参画センター及び相談窓口の周知 (再掲　基本目標1ー(1)ー④)	◇市広報、ホームページ、情報紙はもりあ等での広報 ◇パンフレット、相談窓口案内カードの配布 ◇街頭啓発の実施 ◇はもりあホームページの充実	・はもりあだより3回発行 ・はもりあ"紙面で"フェスタを発行 ・ホームページによる情報提供 (アクセス数　56,465件) ・はもりあ四日市案内パンフレット(日本語のほか6か国語対応)、男女共同参画ハンドブック、相談窓口案内カードの作成	A	・はもりあだよりをリニューアルし発行した。 ・広報よっかいちや、はもりあ及び市ホームページを活用し、男女共同参画センターや相談窓口の周知を行った。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、街頭啓発は実施できなかったが、はもりあ四日市案内パンフレット(日本語のほか6か国語対応)、男女共同参画ハンドブック、相談窓口案内カードを作成した。	・今後も、はもりあだよりや市広報、ホームページ、パンフレット等を活用し、男女共同参画センター及び相談窓口の周知を行っていく。	男女共同参画課
		◇市広報やホームページ等での周知	・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知を行った。	A	・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知を行った。	・引き続き周知に努めていく。	市民生活課
3	DVが子どもに与える影響についての理解促進 (再掲　基本目標1ー(1)ー⑤)	◇出前講座の実施	・男女平等教育(デートDV予防教育)出前講座を39回実施(保育園5、小学校34)し、計1245人が受講した。	A	・前年に比べ、出前講座の依頼が減少したことにより、実施回数は減ったが、新型コロナウイルス感染症に罹った人に対する差別や偏見が問題視される中、人権のことなどを学ぶ良い機会となっていることがうかがわれ、効果も大きいものと考える。	・コロナ禍の今だからこそ人権や男女について学ぶことが重要であることから、引き続き、園や学校に対して働きかけを行い、より多くの出前講座を実施したい。	男女共同参画課
			・子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議として3回実施	A	・虐待をテーマとした現状説明、DVによる子どもへの心理的虐待やその影響について、虐待通告の啓発等を行った。	・児童養護など他の内容に関する講座依頼があった際にも、当該テーマに係る啓発を引き続き積極的に行っていく。	こども家庭課
		◇DVに関する啓発パンフレットの配布	・デートDV予防教育出前講座を実施した中学校、高校や人権フェスタでパンフレットを配布しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、これらが開催できなかったため、パンフレットの配布はできなかった。その代替として、男女共同参画ハンドブックを作成し、デートDVについて記載した。	ー	・DVに関する啓発パンフレットの配布はできなかったが、代替として、男女共同参画ハンドブックを作成し、相談編において、デートDVについても記載し周知を図ることができた。	・中学校や高校に対し働きかけを行うとともに、折を見て、DVに関する啓発パンフレットや男女共同参画ハンドブックの配布を行う。	男女共同参画課
		◇啓発パンフレット等の作成、配布を通じ、子どもの目前でのDVが児童虐待にあたることを啓発	・児童虐待防止等に関する啓発チラシを作成し、配布した。925部	A	・啓発チラシを関係機関に配布し、子どもの面前でのDVが児童虐待にあたる事や、虐待防止等に関する意識の醸成を図った。	・児童虐待防止に関する媒体を活用し、子どもの面前でのDVが児童虐待にあたる事や、虐待防止について引き続き啓発活動に取り組んでいく。	こども家庭課
		◇保育園・幼稚園・こども園の保護者会を通じ、保護者向け講座等の実施	・保護者会や講演会などを通じて、DV防止の啓発を行った。	A	・各園において、あらゆる機会を通じてDV防止の啓発を行い、DV防止の意識を高めていくようにした。	・引き続き、あらゆる機会を通じて、保護者への理解を深められるようにしていく。	保育幼稚園課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた　B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった　D 実施できなかった。　ー 評価なし

基本目標Ⅲ　配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題1　DVを許さない意識づくり

コード	推進施策	実施事業	令和2年度 事業実績	評価	評価の説明	次年度に向けての方向	担当課
4	デートDVなどの暴力防止のための教育の推進 (再掲　基本目標1ー(2)ー③)	◇家庭教育講座等保護者向け講座の実施	・家庭教育講座実施数　14回 うち、DVに関する講座　なし	A	・家庭教育に関する保護者の理解を深めるための事業を各校・園へ委託した。	・引き続き家庭教育講座を実施し、過去に講座を開催した講師の情報提供を行い、講座の実施数を増やしていくよう努める。	こども未来課 (青少年育成室)
			・新型コロナウイルスの影響で保護者向け講座が実施できなかった。	―	・新型コロナウイルスの影響で実施することができなかった。	・PTA等の保護者からの依頼がある場合、DVが子どもに与える影響について考える機会をもつ。また、その他の人権にかかわる学習会でも、子どもが安心して過ごすことのできる環境づくりの視点を話題にしたい。	人権・同和教育課
		◇中学、高校、大学等での教職員も含めたデートDV予防出前講座の実施 ◇デートDV防止パンフレットの配布	・男女平等教育(デートDV予防教育)出前講座を39回実施(保育園5、小学校34)したが、中学校、高校等での実施はなかった。 ・例年、男女平等教育(デートDV予防教育)出前講座を実施した中学校、高校や人権フェスタでパンフレットを配布しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、これらが開催できなかったため、パンフレットの配布はできなかった。 ・男女共同参画ハンドブックを作成し、DVについて記載した。	A	・中学校や高校での出前講座や人権フェスタが実施できなかったことから、DVに関する啓発パンフレットの配布はできなかったが、代替として、男女共同参画ハンドブックを作成し、DVについて記載した。	・中学校や高校に対し働きかけを行うとともに、折を見て、DVに関する啓発パンフレットや男女共同参画ハンドブックの配布を行う。	男女共同参画課
5	あらゆる暴力を許さない意識の啓発 (再掲　基本目標1ー(2)ー④)	◇保育園、幼稚園、こども園、小学校等への人権・ジェンダーの視点を養うための出前講座の実施	・男女平等教育(デートDV予防教育)出前講座を39回実施(保育園5、小学校34)し、計1245人が受講した。	A	・前年に比べ、出前講座の依頼が減少したことにより、実施回数は減ったが、新型コロナウイルス感染症に罹った人に対する差別や偏見が問題視される中、人権のことなどを学ぶ良い機会となっていることがうかがわれ、効果も大きいものと考える。	・コロナ禍の今だからこそ人権や男女について学ぶことが重要であることから、引き続き、園や学校に対して働きかけを行い、より多くの出前講座を実施したい。	男女共同参画課
		◇人権・ジェンダーに敏感な視点を養うための子ども向け出前講座の実施	・子ども向け出前講座の実施9回、389人	A	・保育園、学童保育所からの依頼があり、相手を思いやる大切さ、命の大切さなどの人権啓発を行うことができた。	・来年度も引き続き啓発に努めたい。	人権センター
6	命の尊厳と妊娠・出産・避妊に関する権利・責任についての啓発 (再掲　基本目標1ー(2)ー⑤)	◇性に関する相談の実施	・女性のための相談、男性のための電話相談にて実施(相談件数147件)	A	・女性のための相談、男性のための電話相談において、相談を受けており、令和2年度は147件の相談を受けた。	・引き続き、相談を受けていくとともに、必要に応じて、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」のLGBT相談の紹介等を行っていく。	男女共同参画課
		◇性教育の実施(HIV、性感染症予防を含む) ◇教科・特別活動や道徳等で学習指導要領に基づき、様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階に応じた適切な性に関する指導の継続 ◇保健所等、関係機関と共同して出前授業の募集を全中学校へかける	・性教育の実施(HIV・性感染症予防を含む) ・教科、特別活動や道徳等で学習指導要領に基づき、様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階に応じた適切な性に関する指導の継続。 ・性教育の中で、産婦人科医師等専門家の話を聴くことで、お互いの個性を大切にし、自分で判断し行動することの大切さを学んだ。	A	・各校において、学習指導要領に基づき、性教育を実施することができた。	・今後も学習指導要領に基づいて指導を続けていく。出前講座については、全中学校を対象に呼びかけていく。	指導課
		◇保健師や助産師による妊産婦訪問指導の実施 ◇妊産婦または乳幼児の保護者を対象とした電話相談の実施	・産前産後サポート事業の実施 (産前456件、産後115件、計　571件) ・妊産婦訪問指導　延べ　1551件 ・妊産婦電話相談　延べ　1581件 ・パパママ教室参加者 妊婦245人・家族238人(うち夫　233人) ・産後ケア訪問事業(　47人　延べ170件)	A	・産前産後サポート事業により、全ての妊婦の状況を把握し、必要に応じた支援を実施した。 ・産後ケア訪問事業により、出産間もない時期に家族等から支援を受けることができない産婦の不安解消に努めた。	・引き続き妊娠中から出産後まで、継続した見守りを実施するとともに、支援が必要な妊産婦を把握した段階で、速やかに対応方針を決定し、状況に応じた支援を提供する。	こども保健福祉課
		◇「青少年と家庭の悩み相談」事業の実施	・相談実績　39件 うち、命の尊厳、出産、避妊等に関する相談なし	A	・青少年の悩み相談について、電話・面接による本人や保護者からの相談に対応した。	・引き続き同様の事業を進めていく。また、相談の内容に応じて各関係機関とも情報共有や連携を図るよう努める。	こども未来課 (青少年育成室)

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた　　B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった　　D 実施できなかった。　ー 評価なし

基本目標Ⅲ　配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題1　DVを許さない意識づくり

コード	推進施策	実施事業	令和2年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
7	自尊感情を育てる教育の推進 （再掲　基本目標1ー(2)ー⑥）	◇保育園・幼稚園・こども園における人権保育・人権教育の中での取り組みの推進	・進んで自分の意見を主張したり、相手の意見を受け入れる力を育成するため、園児に対して、年齢に応じたねらいにより、人権保育、人権教育を実施した。	A	・日常の保育での指導に加え、絵本・映像・外部講師による劇や音楽を活用した人権保育・人権教育を実施した。	・引き続き、日常の保育・教育を充実させ、自尊感情を育てるよう人権保育・人権教育を実施していく。	保育幼稚園課
		◇各校における道徳の時間を中心とした自尊感情を育む教育の推進	・道徳の教科書やその他の教材を活用して、子どもたちの自尊感情を育む教育を推進した。	A	・子どもたちの実情に合わせて、道徳の教科書やその他の教材などを活用し、自尊感情を高める取組を行うことができた。	・今後も、子どもたちの実情に合わせた取組をおこなっていく。	指導課
		◇啓発パンフレット等を活用した家庭教育講座等保護者向け講座の実施	・新型コロナウイルスの影響で保護者向け講座が実施できなかった。	―	・新型コロナウイルスの影響で実施することができなかった。	・PTA等の保護者からの依頼がある場合、自尊感情を育てることの必要性を訴えていく。	人権・同和教育課
		◇家庭教育講座等保護者向け講座の実施	・家庭教育講座実施数　14回 うち自尊感情を育てるための講座　なし	A	・家庭教育に関する保護者の理解を深めるための事業を各校・園へ委託した。	・過去に講座を開催した講師の情報提供を行い、引き続き家庭教育講座でさまざまな講座を実施するよう努める。	こども未来課 （青少年育成室）
8	青少年の健全育成を阻害する環境の改善 （再掲　基本目標1ー(2)ー⑦）	◇インターネット被害防止等啓発パンフレット等の作成、配布 ◇出前講座（e-ネット安心講座）の実施	・啓発リーフレットを作成し、学校園を通じて5歳児から15歳の子どもに配付した。 配布数33,000枚 ・出前講座　開催数50回	A	・啓発リーフレットを作成し、子どもやその保護者に対し、啓発活動を行うことができた。 ・各学校園・地域や子育て支援センターに出向き、ネット啓発出前講座を行い、ネットの怖さなどをすべての年代の方に啓発することができた。	・引き続き同様の事業を進めていく。また、ネット機器を利用する世代が低年齢化しているため、その保護者へも正しく安全にネット機器利用を理解してもらえるよう健康診断時にもリーフレットを置くなど啓発活動を行う。	こども未来課 （青少年育成室）

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた　　B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった　　D 実施できなかった。　　ー 評価なし

基本目標Ⅲ　配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題2　安心して相談できる体制づくり

コード	推進施策	実施事業	令和2年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	早い段階で気軽に相談を受けられるような広報の工夫や相談窓口づくり	◇市の広報媒体での情報提供の他、民間のメディアの活用を進める ◇相談カードの女性用トイレ等への設置の拡大	・はもりあだより3回発行　うち1回をDVについて特集を組んだ。 ・はもりあ四日市案内パンフレット（日本語のほか6か国語対応）ト、男女共同参画ハンドブック、相談窓口案内カードの作成	A	・はもりあだよりをリニューアルし発行した。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、街頭啓発は実施できなかったが、はもりあ四日市案内パンフレット（日本語のほか6か国語対応）、男女共同参画ハンドブック、相談窓口案内カードを作成した。	・今後も、はもりあだよりや市広報、ホームページ、パンフレット等を活用し、男女共同参画センター及び相談窓口の周知を行っていく。	男女共同参画課
		◇市の広報媒体での情報提供を進める	・広報よっかいち下旬号に、相談窓口の情報を掲載	A	・毎月下旬号に相談窓口情報を掲載した。	・引き続き掲載を行い、相談窓口の周知を行う。	人権センター
2	相談体制の充実	◇女性相談員の相談の充実 ◇男性向け相談の実施	・女性のための相談件数　3,192件 ・夜間電話相談毎週水曜日実施　43件 ・男性電話相談9回開催　相談件数　27件	A	・女性相談については、不安を感じる相談者に寄り添い、専門家や関係機関と連携し、支援を行った。また、毎週水曜日には夜間電話相談を実施した。 ・男性電話相談については、男性の臨床心理士が対応し、相談者に対し心理的ケア等を行った。	・女性相談については、引き続き、専門家や関係機関との連携のもと、相談者の支援を行う。 ・男性電話相談については、一定のニーズがあることから、継続して事業を行っていく。	男女共同参画課
3	専門家による相談の充実	◇弁護士による法律相談の実施 ◇臨床心理士による相談の実施	・女性の弁護士による相談　24件 ・女性の臨床心理士による相談　51件	A	・弁護士相談、臨床心理士相談いずれも月1回計12回開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大により、それぞれ3回、1回が休止となった。 ・弁護士相談については、相談者が抱える悩みに対し法的な助言等を行い、課題整理や不安の払拭ができた。 ・臨床心理士相談については、DV被害等にあった相談者に対し専門的知見を活かし心理的ケアを行った。	・弁護士相談については、複雑化する相談に対し、法的な助言は必要であることから、引き続き実施する。 ・臨床心理士相談については、DV被害等にあった相談者には、課題の解決とともに、心理的ケアも重要であることから、今後も継続していく。	男女共同参画課
		◇精神科医師等による精神保健相談の実施	・精神科医師の相談　延67件 ・精神保健福祉士の相談　延267件	A	・相談事業をきめ細かく周知した結果、相談件数は増加した。	・引き続き、相談事業の周知を図る。	保健予防課
4	ネットワーク会議への参画等、関係機関との連携の強化	◇県内のDV相談担当部署、施設との連携 ◇四日市地域DV防止会議への参加 ◇子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の充実	・婦人保護主管係長研究協議会書面参加 ・婦人相談員連絡協議会書面参加 ・四日市地域DV防止会議出席 ・人権にかかる相談ネットワーク連絡会出席 ・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議開催（委員会議2回、推進委員会議1回、部会6回、研修会1回）	A	・婦人相談員連絡協議会など各種会議に参加し、関係機関との情報共有、連携強化を図った。 ・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を開催し、関係機関との情報共有、課題認識を深めた。	・引き続き、関係機関とスムーズに連携が取れるよう、顔の見える関係づくりを行っていく。	男女共同参画課
		◇子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の充実 ◇県内のDV相談担当部署、施設との連携	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議開催（委員会議2回、推進委員会議1回、部会6回、研修会1回） ・部会で男女共同参画課の業務内容や現状について研修を受けた。	A	・会議資料の内容をどの関係機関が関わっているか把握しやすいものにする等、関係機関の連携強化に努めた。 ・部会で男女共同参画課の研修を受け、理解を深めることができた。	・引き続き、虐待防止ネットワークを活用した関係機関との情報共有を図るとともに、DV担当部署や関係施設との連携を進めていく。	こども家庭課
		◇人権にかかる相談ネットワーク連絡会の充実	・相談ネットワーク連絡会　4回	A	・連絡会では、より適切な対応ができるように窓口情報を共有したり、相談員間の連携を図った。	・引き続き、連絡会を実施し、相談員間の連携を図る。	人権センター
5	健康相談・情報提供の充実	◇成人健康相談の実施	・成人健康相談：　1,428　件	A	・相談内容に応じて関係機関と連携を図り、適切な対応ができた。	・引き続き、健康相談を実施（来所相談・電話相談）	健康づくり課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた　B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった　D 実施できなかった。　ー 評価なし

基本目標Ⅲ　配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題2　安心して相談できる体制づくり

コード	推進施策	実施事業	令和2年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
6	外国人、障害者、高齢者等への情報提供、相談体制の充実	◇外国語版の相談機関一覧等の配布 ◇外国語版広報よっかいちによる周知	・ポルトガル語広報において、女性相談窓口の周知を行った。 ・はもりあ四日市市の利用案内パンフレットの外国語版（ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、ベトナム語、韓国語）を作成し、地区市民センター等に配架した。	A	・外国人市民に対し、女性相談窓口やはもりあ四日市の周知を行うことができた。	・引き続き、外国人市民に対し、女性相談やはもりあ四日市の周知を行うとともに、タブレットを活用した通訳など、多文化共生推進室と連携して、外国人からの相談対応を行っていく。	男女共同参画課
		◇相談時の外国語通訳、手話通訳・要約筆記者の派遣	・多文化共生推進室におけるスペイン語またはポルトガル語対応可能な女性職員の配置　2名 ・多文化共生サロンにおけるポルトガル語対応可能な女性職員の配置　1名 ・国際交流センターにおける英語対応可能な生活相談担当の職員の配置　2名 ・生活オリエンテーションにおけるポルトガル語対応可能な女性職員の配置　3名 （DV等緊急時の通訳派遣 1件）	A	市役所内各関係部署、多文化共生サロン、国際交流センター、生活オリエンテーションにおいて、外国人市民が訪れた際の相談対応及び、通訳対応・派遣を行うことができた。	引き続き、外国人市民への情報提供、相談体制の充実を図っていく。	市民生活課 （多文化共生推進室）
			3件の相談があり、設置通訳者による対応を行った。	A	配偶者からの暴力等による相談があった際、手話通訳・要約筆記者の派遣を行う。	今後も必要に応じて手話通訳・要約筆記者の派遣を継続して行う。	障害福祉課
		◇高齢者に関する総合相談機関一覧等の作成、配布	・介護保険や高齢福祉サービス、相談窓口の案内をまとめた冊子として「高齢者施策に関するパンフレット」を作成し、窓口相談時や関係者向けに配布を行った。	A	・来課時における窓口相談のほか、地域における高齢者の総合相談窓口である在宅介護支援センター、ケアマネージャーなどの介護保険事業者、民生委員や自治会などの関係者に対し、研修や連絡会などの機会を通じて広く配布し、普及啓発に努めた。	・案内冊子をさらに使いやすい内容にするための見直しを行うとともに、引き続き広く関係者向けに配布し、普及啓発に努める。	介護保険課
7	関係者への情報提供、連携強化	◇関係職員に対する研修の実施	・DV防止講演会を予定していたが実施できなかった。	―	・DV防止講演会を予定していたが、講師が医療関係者であったこともあり、実施を見合わせた。	・DV防止講演会については、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら開催可否を判断したい。	男女共同参画課
		◇国際交流センター、多文化共生サロン、介護事業者、障害福祉サービス事業者等へのDV及び相談窓口についての研修の実施	・通訳職員研修、窓口対応職員向け研修の実施	－	・通訳職員、窓口において外国人市民と関わる職員等が、心構えやスキルを学ぶことができた。	・引き続き、通訳職員、窓口対応職員向けの研修を実施することで、様々なケースに対応できるよう、通訳・窓口対応能力の向上を図っていく。	市民生活課 （多文化共生推進室）
			・障害者の生活支援部会などの際に周知を行った。	A	・継続して周知することができた。	・今後も継続して行う。	障害福祉課
			・福祉関係者、警察、司法関係者などの関係機関で構成される「高齢者みまもりネットワーク会議」委員等と、DV（高齢者虐待）に関する情報共有および連携体制の確認を行った。	A	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により関係機関が参集する会議を開催できなかったが、各会議の委員と連絡を密に取り合い、連携体制の確認や現状に関する情報共有を行うことができた。	・今後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に応じた方法で、関係者への周知と連携強化に努める。	高齢福祉課
8	NPOやボランティアの育成や支援	◇市民活動の場（なや学習センター、市民活動センター）の提供等による支援	指定管理者管理業務	A	年間117件の市民活動に関する相談を受け付けた。	より多くの相談が寄せられるよう、指定管理者と窓口の活性化について協議を行う。	市民協働安全課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

「進捗状況」についての担当課による評価
Ａ 実施することができた　　Ｂ 概ね実施することができた
Ｃ 一部しか実施できなかった　　Ｄ 実施できなかった。　　ー 評価なし

基本目標Ⅲ　配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題2　安心して相談できる体制づくり

コード	推進施策	実施事業	令和2年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
9	相談員に対する指導・助言の充実	◇熟練した指導者による相談員に対する指導、助言の実施	・スーパービジョン研修の実施　97回 ・弁護士とのアドバイザー契約 ・臨床心理士とのアドバイザー契約 ・婦人相談員特別研修	A	・相談員に対し、熟練の指導者による研修を行った。新任相談員がいたことから、前年度より多く実施した。（令和元年度90回） ・従来通り、女性弁護士と女性臨床心理士とアドバイザー契約を結び、随時に専門家と相談できる体制を整えた。 ・アドバイザー契約を結んでいる女性臨床心理士の方を講師に招き、特別研修を実施した。	・相談員の資質向上とメンタルケアのため、引き続き熟練の指導者による研修を実施したい。 ・女性弁護士と女性臨床心理士とアドバイザー契約を結び、専門的知見に基づくアドバイスを受けられる体制を構築したい。	男女共同参画課
10	庁内・外の組織的な連携体制の強化	◇子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の充実	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議開催（委員会議2回、推進委員会議1回、部会6回、研修会1回） ・部会で男女共同参画課の業務内容や現状について研修を受けた。	A	・会議資料の内容をどの関係機関が関わっているか把握しやすいものにする等、関係機関の連携強化に努めた。 ・部会で男女共同参画課の研修を受け、理解を深めることができた。	・引き続き、ネットワークを活用した関係機関との情報共有を図るとともに、DV担当部署や関係施設との連携を進めていく。	こども家庭課
			・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議開催（委員会議2回、推進委員会議1回、部会6回、研修会1回）	A	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を開催し、関係機関との情報共有、課題認識を深めた。	・引き続き、関係機関とスムーズに連携が取れるよう、顔の見える関係づくりを行った。	男女共同参画課
		◇県婦人相談連絡協議会への参画	・県、東海、全国婦人相談員連絡協議会書面参加	A	・各協議会に参加し、情報共有、連携強化を図った。	・引き続き、各協議会に参加し、情報共有、連携強化を図っていく。	男女共同参画課
		◇人権にかかる相談ネットワーク連絡会の充実	相談ネットワーク連絡会　4回	A	連絡会では、より適切な対応ができるように窓口情報を共有したり、相談員間の連携を図った。	引き続き連絡会を実施し、相談員間の連携を図る。	人権センター
11	研修の充実	◇相談員の資質向上のための外部研修派遣	・外部研修への派遣　8回	A	・新型コロナウイルス感染症の影響により、研修が中止になるものもあったが、オンライン講座など受講可能な研修には、積極的に参加するよう努めた。	・相談員の資質向上に向け、積極的に研修を受講していきたい。	男女共同参画課
			・外部研修への派遣　1回	A	・四日市地域DV防止会議において、関係機関から提供される事例検討に参加し、相談員資質の向上に繋げることができた。	・今後も、具体的事例をはじめとするケース検討を主とした研修の場を積極的に活用し、相談員資質の向上を図っていく。	こども家庭課
		◇人権相談体制強化事業の実施	弁護士による法律学習会、人権カウンセラー養成講座、公開講座	A	相談員の資質向上につなげた。	相談業務に携わる職員や相談員の資質向上に役立つ講座を引き続き実施していく。	人権センター
12	苦情相談窓口の周知	◇相談者に対し、相談により二次被害を受けた場合に相談できる苦情窓口の説明を図る	・パネルを用い、婦人相談員から面接相談時に、相談者へ直接説明を行った。	A	・相談に対する意見や苦情についての申出先について、面接相談開始時に相談員からパネルを用いて説明した。	・引き続き、面接相談開始時に苦情窓口の案内を行う。	男女共同参画課
13	人権相談や国・県の相談窓口等の周知による、多元的な相談・苦情受付体制の周知	◇国・県・市、及び民間の相談機関等人権に関わる相談機関の一覧の作成及び周知	相談窓口情報を作成	A	相談窓口情報を作成し、関係機関へ配布し、周知をお願いした。	引き続き相談窓口情報を作成し、関係機関へ周知を依頼し、相談時に活用する。	人権センター

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた　　B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった　　D 実施できなかった。　ー 評価なし

基本目標Ⅲ　配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題3　被害者等の保護充実と加害者対策

コード	推進施策	実施事業	令和2年度 事業実績	評価	評価の説明	次年度に向けての方向	担当課
1	関係者の研修と連携体制の充実（医療関係者、警察、消防（救急）、民生委員・児童委員等の地域住民、児童相談窓口、介護事業者、障害福祉サービス事業者、病院や保健所等の保健関係者、保育園・幼稚園・こども園・学校等の保育・教育関係者、電気・ガス・水道等のライフライン事業者や配達事業者など）	◇関係者へのDV被害者対応についての情報提供、研修の実施	・DV防止講演会を予定していたが実施できなかった。	―	・DV防止講演会を予定していたが、講師が医療関係者であったこともあり、実施を見合わせた。	・DV防止講演会については、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら開催可否を判断したい。	男女共同参画課
			・DV防止講演会を予定していたが、コロナウイルス感染症拡大防止のための中止。	_	・DV防止講演会を予定していたが、講師が医療関係者であったこともあり、実施を見合わせた。	・引き続き、男女共同参画課と共に市民の参加しやすい講演会の開催に取り組んでいく。	こども家庭課
		◇子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の充実	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議開催（委員会議2回、推進委員会議1回、部会6回、研修会1回）	A	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を開催し、関係機関との情報共有、課題認識を深めた。	・引き続き、関係機関とスムーズに連携が取れるよう、顔の見える関係づくりを行っていく。	男女共同参画課
			・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議開催（委員会議2回、推進委員会議1回、部会6回、研修会1回） ・部会で男女共同参画課の業務内容や現状について研修を受けた。	A	・会議資料の内容をどの関係機関が関わっているか把握しやすいものにする等、関係機関の連携強化に努めた。 ・部会で男女共同参画課の研修を受け、理解を深めることができた。	・引き続き、虐待防止ネットワークを活用した関係機関との情報共有を図るとともに、DV担当部署や関係施設との連携を進めていく。	こども家庭課
		◇日常的な見守りによるDV被害の早期発見や情報の共有化	・園にて、園児あるいはその保護者に対して日常的な見守りを実施していくとともに、緊急時に備え各園との連携を図ることができた。	A	・各園との情報交換を図りながら連携を強化し、DV被害の早期発見に努めることができた。	・引き続き、各園との情報交換できる体制をとり連携を強化し、DV被害の早期発見に努めていく。	保育幼稚園課
			・青少年育成室の電話相談　実績なし ・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議　参加 1回 ・人権にかかわる相談ネットワーク会議　参加 4回	A	・事例はなかったが、相談電話は開設していた。 ・ネットワーク会議に参加し、事例があった場合の連携をとれる態勢はとっていた。	・相談電話に相談があれば、関係機関との情報共有及び連携に努める。また、研修への積極的な参加に努める。	こども未来課（青少年育成室）
			・民生委員等から連絡があった場合は、相談内容に応じて関係機関と連携して対応を行った。	A	・民生委員等と連携して、必要な場合は迅速に関係機関と連携して対応することができた。	・今後も引き続き民生委員等との必要な連携をとりながら、対応を行っていく。また、必要な情報があれば提供していく。	健康福祉課
			・相談支援事業所、通所事業所、居宅介護事業所など、関係者と連携をとり、情報を共有することで随時必要な支援を行った。	A	・福祉サービス事業所などの関係者と連携をとり、当事者が必要とする時に支援することができた。	・今後も自立支援協議会に参加する福祉サービス事業所などの関係者と連携をとり、DV被害の早期発見のため、必要な支援を継続していく。	障害福祉課
			・福祉関係者、警察、司法関係者などの関係機関で構成される「高齢者みまもりネットワーク会議」委員等と、DV（高齢者虐待）に関する情報共有および連携体制の確認を行った。	A	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により関係機関が参集する会議を開催できなかったが、各会議の委員と連絡を密に取り合い、連携体制の確認や現状に関する情報共有を行うことができた。	・今後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に応じた方法で、関係者への周知と連携強化に努める。	高齢福祉課
			・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携して対応を行った。	A	・情報入手の際は、迅速に関係機関と連携して対応している。	・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携し、迅速な対応を行う。	保護課
			・関係機関と連携し対応した。	A	・相談内容に応じて、関係機関との迅速な連携を図った。	・引き続き、関係機関と連携し対応する。	保健予防課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた　B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった　D 実施できなかった。　ー 評価なし

基本目標Ⅲ　配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題3　被害者等の保護充実と加害者対策

コード	推進施策	実施事業	令和2年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	関係者の研修と連携体制の充実（医療関係者、警察、消防（救急）、民生委員・児童委員等の地域住民、児童相談窓口、介護事業者、障害福祉サービス事業者、病院や保健所等の保健関係者、保育園・幼稚園・こども園・学校等の保育・教育関係者、電気・ガス・水道等のライフライン事業者や配達事業者など）	◇日常的な見守りによるDV被害の早期発見や情報の共有化	・毎月の生徒指導月別問題行動報告において、学校での状況をつかみ、関係機関との連携を図った。	A	・毎月の生徒指導月別問題行動報告や子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議での実情をもとに、学校や関係機関との連携を行うことができたため。	・今後も継続し、学校及び関係機関との連携を図っていく。	指導課
			・児童、生徒やその保護者との教育相談を行うなか、早期発見に努め、必要に応じて情報共有を行った	A	・児童、生徒やその保護者との教育相談で、疑われるケースについては関係機関と情報共有行った。	・継続して関係機関と迅速な連携を図る。	教育支援課
			・学びの一体化等の話し合いの場などを通して、子どもの情報を共有することができた。	A	・学びの一体化研修会の要請訪問等の機会に保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校との連携を図り、子どもの情報を共有することができた。	・今年度も保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校との連携を図り、子どもの情報を共有しDVの早期発見に努める。	人権・同和教育課
			・救急活動時における留意事項として特異救急事案の活動基準を救急隊活動基準に定めている。また、新たに救急隊員となる職員に対して救急隊活動基準に基づく研修を実施した。	A	・救急隊活動基準に基づき適切に実施している。	・引き続き、救急隊活動基準に基づき傷病者に対し適切に対応していく。	消防本部
2	相談施設の安全管理	◇警察との連携強化 ◇職員体制の充実	・警察と情報共有を行い、連携を強化した。	A	・市内各警察署と顔の見える関係づくりを行い、必要に応じ情報の共有や連携を行った。	・引き続き、警察との連携強化を進める。	男女共同参画課
3	緊急時における一時避難場所の確保	◇緊急避難支援事業による一時避難所の提供	・緊急避難支援事業の実施　3件	A	・DVにより避難してきた被害者に対し、緊急避難のための宿泊費及び食費などの生活費の支援を行った。	・引き続き、DVにより着の身着のままで逃げてきた被害者に対し、必要に応じて支援を行えるよう体制を整える。	男女共同参画課
4	被害者に対する心理的ケアの充実	◇臨床心理士相談の実施	・女性の臨床心理士による相談　51件	A	・月１回計１２回開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大により1回休止となった。 ・DV被害等にあった相談者に対し専門的知見を活かし心理的ケアを行った。	・DV被害等にあった相談者には、課題の解決とともに、心理的ケアも重要であることから、今後も継続していく。	男女共同参画課
5	関係機関との連携による迅速な支援（一時保護・施設入所など）	◇県内関連施設（児童、高齢者、障害者のための施設を含む）及び市福祉事務所・保健所との連携による一時避難施設への入所	・一時保護件数　8件　15人	A	・子どもを含む被害者15人を、警察や県と連携のもと一時保護を行った。	・被害者本人の意思を十分に確認しながら、関係機関とも連携のうえ支援を行う。	男女共同参画課
			・一時保護施設への避難支援　4件	A	・男女共同参画課の実施する一時保護施設への入所について、警察、県など関係機関との連携により対応を図った。	・迅速な一時保護対応に向けて、必要な支援を実施していく。	こども家庭課
			・実績なし(該当者がいなかったため)	－	・令和2年度該当者なし。(ただし、虐待事案に係るやむを得ない措置により緊急対応を行ったことはあり。)	・緊急時の一時保護、施設入所が必要な事案が発生した場合には、関係期間と連携をとり、迅速な支援を行う。	障害福祉課
			・養護老人ホームへの入所措置件数：26人 ・特別養護老人ホームへの入所措置件数：1人 ・特別養護老人ホームへの短期入所措置件数：14人	A	・近年、介護疲れや経済的理由による高齢者虐待が増加しているが、相談窓口機関や警察などの関係機関と連携して、緊急対応を含めた迅速な対応を行ったことで、被害高齢者の保護に努めることができた。	・緊急一時保護を要する事例が増加する傾向が見られるため、提携先の施設に受入体制の強化を求めるとともに、関係機関への周知を図り、保護を必要とするケースが放置されないよう情報共有を図っていく。	高齢福祉課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた　　B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった　　D 実施できなかった。　ー 評価なし

基本目標Ⅲ　配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題3　被害者等の保護充実と加害者対策

コード	推進施策	実施事業	令和2年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
5	関係機関との連携による迅速な支援（一時保護・施設入所など）	◇県内関連施設（児童、高齢者、障害者のための施設を含む）及び市福祉事務所・保健所との連携による一時避難施設への入所	・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携して対応を行った。	A	・情報入手の際は、迅速に関係機関と連携して対応している。	・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携し、迅速な対応を行う。	保護課
			・関係機関と連携し対応した。	A	・相談内容に応じて、関係機関との迅速な連携を図った。	・引き続き、関係機関と連携し対応する。	保健予防課
6	保護命令申立て手続きの支援	◇警察及び裁判所との連携強化を図る ◇必要に応じて、加害者との接触を防ぐため、婦人相談員による同行支援、代理申請等を行う	・保護命令申立て支援　　0 件	A	・令和2年度は保護命令申立てがなかった。	・今後も、被害者に保護命令制度の説明を行い、必要に応じて支援を行うとともに、同行支援、代理申請を行っていく。	男女共同参画課
7	DVの状況に応じた加害者向けプログラムの研究（開発・研修への要望、情報収集）	◇国、県等の加害者更生プログラム調査研究の進捗状況及び有効性の把握	・国県等の加害者更正プログラムの調査研究状況の情報収集を行い、「令和2年度 配偶者暴力に係る加害者プログラムに関する調査研究事業報告書」について、情報共有を行った。	A	・内閣府男女共同参画局が、令和2年度 配偶者暴力に係る加害者プログラムに関する調査研究事業を実施し、その報告がなされたことから、相談員間で情報の共有を行った。	・国や県の調査研究の動向を把握するなど、情報収集に努めていく。	男女共同参画課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた　　B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった　　D 実施できなかった。　　ー 評価なし

基本目標Ⅲ　配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題4　被害者等の生活安定と自立支援

コード	推進施策	実施事業	令和2年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	生活の場の確保	◇施設入所支援	・一時保護後の施設入所支援　　5件	A	・一時保護後の生活の場として、母子生活支援施設、婦人保護施設への入所支援を行った。	・施設入所支援については、こども家庭課等と連携を行い、施設職員と連携のもと自立できるよう支援を継続していく。	男女共同参画課
			・新規施設入所支援　5件 ・施設入所者継続支援　7件	A	・母子生活支援施設への入所支援により、対象世帯の生活拠点の確保を図るとともに、自立生活に向けた支援を行った。	・入所施設における生活支援、施設退所後の自立生活への移行等、必要な支援を実施するために男女共同参画課との連携を図っていく。	こども家庭課
			・養護老人ホームへの入所措置件数:26人 ・特別養護老人ホームへの入所措置件数:1人 ・特別養護老人ホームへの短期入所措置件数:14人	A	・近年、介護疲れや経済的理由による高齢者虐待が増加しているが、相談窓口機関や警察などの関係機関と連携して、緊急対応を含めた迅速な対応を行ったことで、被害高齢者の保護に努めることができた。	・緊急一時保護を要する事例が増加する傾向が見られるため、提携先の施設に受入体制の強化を求めるとともに、関係機関への周知を図り、保護を必要とするケースが放置されないよう情報共有を図っていく。	高齢福祉課
			・住まいの場として、個々の障害特性に応じた専門支援を実施した。	A	・施設入所者のニーズ、個々の障害者特性(身体、知的、精神など)に合わせた支援を実施した。	・施設における専門支援のもと、地域生活への移行に向けて関係機関の連携を深めていく。	障害福祉課
			・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携して対応を行った。	A	・情報入手の際は、迅速に関係機関と連携して対応している。	・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携し、迅速な対応を行う。	保護課
		◇加害者から身を守るため、他管内への避難支援	・一時保護後の他管内への避難支援　5件	A	・一時保護後の避難支援として、県外の施設への避難支援を行った。	・県外の施設、アパート等への避難支援については、こども家庭課、保護課との連携のもと行っていく。	男女共同参画課
			・一時保護後の他管内への避難支援　2件	A	・一時保護後の避難支援として、市外、県外の施設への避難支援を行った。	・市外、県外の施設への避難支援について、男女共同参画課のほか保護課等との協働を図っていく。	こども家庭課
		◇民間アパートへ入居支援	・一時保護後の民間アパートへの入居支援　1件	A	・一時保護後の生活の場として、アパートへの入居支援を行った。	・今後も、被害者の意思を確認しつつ、県外等へのアパート入居の支援を行うとともに、現地の福祉事務所等との連携も図っていく。	男女共同参画課
			・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携して対応を行った。	A	・情報入手の際は、迅速に関係機関と連携して対応している。	・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携し、迅速な対応を行う。	保護課
		◇DV被害者の市営住宅への優先入居 ◇ひとり親家庭に対する市営住宅定期募集抽選時の優先抽選	・DV被害者の住居については、災害用住宅を活用することとしているが、申込者はなかった。 ・年3回の定期募集において、合計3世帯の母子・父子家庭に対して優先抽選を行った。	A	・定期募集各回において、優先の対象者を確認し、優先抽選を適切に実施した。	・DV被害者の入居について、災害用住宅の拡充、関係部署との連携をより密にし、適切な住宅供給を図る。	市営住宅課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標Ⅲ　配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題４　被害者等の生活安定と自立支援

「進捗状況」についての担当課による評価
Ａ 実施することができた　Ｂ 概ね実施することができた
Ｃ 一部しか実施できなかった　Ｄ 実施できなかった。　ー 評価なし

コード	推進施策	実施事業	令和2年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
2	就労支援の充実	◇ハローワーク、マザーズコーナー四日市等と連携した求人等の情報提供	・ハローワークが発行する求人情報を入手し、掲示板により全庁に提供するとともに、市ホームページに掲載。また、各地区市民センター、人権プラザ等市民には、紙媒体で提供。	A	・毎週ハローワークが発行する求人情報を入手し、掲示板にて迅速に全庁に提供するとともに、市ホームページに掲載した。また、各地区市民センター、人権プラザ等市民に身近な所属については、紙媒体での提供を行うなど、適切に施策を推進した。	・ハローワーク発行の求人情報等について、積極的に入手・提供に取り組む。	商工課
			・ケースワーカー・就労支援員を中心に関係機関と連携して対応を行った。 ・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携して対応を行った。	A	・常設のハローワーク窓口の利用により、ハローワークと密に連携するとともに、マザーズコーナー四日市等、他機関とも連携し、相談者の状況に応じた支援を行った。 ・情報入手の際は、迅速に関係機関と連携して対応している。	・ハローワーク等の関係機関との連携を密にし、相談者の状況に応じた就労支援を行う。 ・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携し、迅速な対応を行う。	保護課
		◇ハローワーク、マザーズコーナー四日市、三重県と連携し、情報提供及び講座の実施 ◇働く女性・働きたい女性のための相談事業の実施	・相互に相談窓口案内パンフレット等を配架し、連携を図った。 ・働く女性・働きたい女性のための相談窓口を年24回開設した。（相談件数21件）	A	・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響から、共催セミナーの開催はできなかったが、資料の相互配架等により、連携を図り取り組みを進めた。 ・相談業務においては、キャリアカウンセラーが対応にあたっており、専門的知識を活用したアドバイスを行っている。相談件数が減少傾向にあるという課題がある。	・令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、共催セミナーを開催するなど、ハローワークとの連携強化を図り、職場におけるハラスメントの防止に取り組みたい。 ・新型コロナウイルス感染症対策及び相談件数減少への対策として、Zoom等を活用したオンライン相談の導入を検討したい。	男女共同参画課
		◇労働相談機関の情報提供 ◇関係機関と連携し、四日市市求職者資格取得助成金の周知、啓発による資格取得の支援	・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちに掲載するとともに、四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携し、啓発を実施した。	A	・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちに掲載し、広く市民に啓発を実施した。また、四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携し、啓発を実施した。	・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちへの掲載や、四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携・啓発により、資格取得の支援に取り組む。	商工課
		◇母子家庭等自立支援給付金事業、パソコン講座など就労支援のための講座	・自立支援教育訓練給付金3件、高等職業訓練促進給付金6件 ・母子・父子福祉センターにてパソコン講座97回実施	A	・母子家庭等自立支援給付金事業を実施し、母子父子家庭の自立に向けての資格取得を支援した。 ・母子・父子福祉センター事業として、パソコン講座を開催した。	・当該事業の対象世帯に対し、積極的に啓発を行っていく。 ・自立生活の基盤を築く契機として、就労に繋がる資格取得等にむけて引き続き支援を実施していく。	こども家庭課
3	心理的支援の充実	◇相談員による継続的な支援の実施	・女性のための相談件数　3,192件 ・夜間電話相談毎週水曜日実施　43件	A	・女性相談については、不安を感じる相談者に寄り添い、専門家や関係機関と連携し、支援を行った。また、毎週水曜日には夜間電話相談を実施した。	・引き続き、専門家や関係機関との連携のもと、相談者の支援を行う。	男女共同参画課
			・被害者の状況に即して面談等を行い、心理的ケアを実施した。 149回	A	・家庭紛争の相談において、相談者に寄り添いながら、必要な支援制度に繋げたり、専門機関との連携を図ったりした。	・引き続き、面接等を中心とした支援により必要なケアマネジメントを図っていく。	こども家庭課
		◇臨床心理士相談の実施	・女性の臨床心理士による相談　　51件	A	・月１回計１２回開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大により1回休止となった。 ・DV被害等にあった相談者に対し専門的知見を活かし心理的ケアを行った。	・DV被害等にあった相談者には、課題の解決とともに、心理的ケアも重要であることから、今後も継続していく。	男女共同参画課
4	自立生活に向けた必要な情報の収集と提供	◇ひとり親・寡婦家庭のしおりの作成、配布（児童扶養手当、一人親家庭等医療費助成、母子父子寡婦福祉資金、母子家庭等自立支援給付金事業等）	・ひとり親・寡婦家庭のしおりを作成し配布した。2,500部。	A	・ひとり親・寡婦家庭のしおりを作成し、関係機関61か所に配布した。	・引き続きしおりを作成し、配布を行っていく。 ・しおりを独自で作成してきたが、外部委託することにより、読みやすいデザインを取り入れていく。	こども家庭課
			・ひとり親・寡婦家庭のしおりや、子どもの養育費に関する資料などを配架するとともに、相談時に情報提供を行い、必要に応じてこども未来部等へ繋いだ。	A	・DV被害者の離婚支援のほか、寡婦への支援制度や子どもの養育等について情報提供を行った。また、こども未来部等関係部署と連携を行った。	・制度に関する最新情報を収集するとともに、引き続き、関係部署との連携を図っていく。	男女共同参画課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた　B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった　D 実施できなかった。　ー 評価なし

基本目標Ⅲ　配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題4　被害者等の生活安定と自立支援

コード	推進施策	実施事業	令和2年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
4	自立生活に向けた必要な情報の収集と提供	◇福祉、医療、教育、経済等自立生活に必要な情報を収集し、ホームページ等を活用し分かりやすく提供する	・相談者の状況に応じた情報提供を行った。	A	・相談者の状況に応じた情報提供を行っている。	・相談者の状況に応じて、必要な情報提供を行う。	保護課
			・介護保険や高齢福祉サービス、相談窓口の案内をまとめた冊子として「高齢者施策に関するパンフレット」を作成し、窓口相談時や関係者向けに配布を行った。	A	・来課時における窓口相談のほか、地域における高齢者の総合相談窓口である在宅介護支援センター、ケアマネージャーなどの介護保険事業者、民生委員や自治会などの関係者に対し、研修や連絡会などの機会を通じて広く配布し、普及啓発に努めた。	・案内冊子をさらに使いやすい内容にするための見直しを行うとともに、引き続き広く関係者向けに配布し、普及啓発に努める。	介護保険課
			・保険証の更新時に同封するしおりや、ホームページにおいて、健康保険料及び年金保険料の納付相談や、高額療養費などの保険給付について掲載し案内を行った。	A	・健康保険料や、年金保険料の納付相談や保険給付の案内をすることで、加入者が必要な情報を適切に提供できた。	・引き続き納付相談や、高額療養費などの保険給付についてホームページなどを活用し、わかりやすく情報を提供していく。	保険年金課
			・市営住宅の入居条件や入居手続きについて、ホームページ等を活用して情報提供を行った。	A	・市営住宅の入居条件や入居手続きについて、ホームページ等を活用し、広く周知した。	・個々の相談について、他部署と連携しながら自立生活に向けた必要な情報収集を図る。	市営住宅課
			・四日市市奨学会の奨学金制度について、広報よっかいちで新規奨学生の募集記事を掲載したほか、中学校長会において案内し、市内各高校に募集要項等を送付し制度の周知を図った。	A	・関係機関と連携し、市民への周知方法を工夫することによって、必要とする情報を適切に提供することができた。	・当課が発信できる場において、新制度に向けて、情報提供を行っていく。	教育総務課
			・自立生活を行う上での様々な問題の相談先の一覧をはもりあホームページで提供した。	A	・はもりあ四日市の相談窓口をはじめ、県や警察、児童関係の相談先等を一覧にして紹介した。	・適宜更新を行い、ホームページにて最新の情報を提供していく。	男女共同参画課
5	保育・就学等の支援	◇DV避難による転園、転校時の手続き支援	・対象世帯の状況に即して、児童等の転園、転校に関する事務手続き等の支援を行った。	A	・訪問や手続き窓口への同行等を行い、転園や転校に関する必要な支援を行った。	・被害者の状況に即して、円滑な手続きが図られるよう支援を継続していく。	こども家庭課
			・園児に関して、不安定な傾向が見られた場合には、家庭訪問、あるいは、民生委員・児童委員などの地域関係者との情報交換などを行った。	A	・園児に対して、DV避難による転園の必要性が生じた場合には、迅速な手続き支援を行う体制を取ることができた。	・引き続き、DV避難による転園の必要性が生じた場合には、迅速な手続き支援を行うことができるよう体制を整えておく。	保育幼稚園課
			・文部科学省の通知（H21年度）及び22年度作成の留意事項に従い、手続きを行った。	A	・国の動向や市の指針に基づき、手続きを行った。	・引き続き、国の動向や市の指針等に基づいて、適切に対応していく。	学校教育課
6	継続した心理的ケア	◇保健師等による自宅訪問の実施（乳幼児のいる世帯）	・養育支援訪問事業（専門的支援） 39世帯（延べ　167件）	A	・保護者の養育能力が不十分な場合や乳幼児の健康等に課題がある場合などに、家庭児童相談室と連携して、保健師等が専門的相談のための訪問を実施した。	・引き続き、妊娠中から産後の養育環境に課題があると思われる家庭について、関係機関と連携しながら、早期介入し、継続的な支援サービス利用につなげる。	こども保健福祉課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた　　B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった　　D 実施できなかった。　　ー 評価なし

基本目標Ⅲ　配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題4　被害者等の生活安定と自立支援

コード	推進施策	実施事業	令和2年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
6	継続した心理的ケア	◇児童相談所、こども保健福祉課、保護課、保育園、幼稚園、こども園、学校、民生委員・児童委員などの地域関係者等における情報の共有化	・他機関との情報を共有するため、ケース検討会を実施した。	A	・要支援者についての情報を共有・検討することで、より適切な支援につなげた。	・引き続き必要に応じて関係機関との情報共有に努め、途切れない支援サービスを提供する。	こども家庭課
			・園児に関して、不安定な傾向が見られた場合には、家庭訪問、あるいは、民生委員・児童委員などの地域関係者との情報交換などを行った。	A	・園児に関して、家庭訪問、あるいは、民生委員・児童委員などの地域関係者との情報交換などを行い、子どもに対する心理的ケアの充実を図ることができた。	・引き続き、園児に関して、家庭訪問、あるいは、民生委員・児童委員などの地域関係者との情報交換などを行い、継続した心理ケアに努めていく。	保育幼稚園課
			・学校や関係機関、地域関係者等情報の共有化を図った。	A	・学校と関係機関、地域関係者等がケース会議などを通して、情報の共有化を図ることができたため。	・今後も継続して、学校や関係機関と連携をし、情報の共有化を図っていく。	指導課
			・心理的ケアが必要と判断した児童生徒について関係機関と情報の共有を図った。	A	・心理的ケアが必要な児童生徒についてはケース会議への情報提供、関係課との情報共有を行った。	・引き続き、情報の提供、共有を図っていく。	教育支援課
		◇スクールカウンセラー等専門家による継続的なカウンセリングの実施	・全校に配置されているスクールカウンセラーが必要に応じてカウンセリングを実施した。	A	・各校において、積極的に保護者へも働きかけ、スクールカウンセラーによるカウンセリングを実施できたため。	・今後も継続して、積極的にスクールカウンセラーを活用していけるよう働きかけていく。	指導課
			・心理的ケアの必要な児童生徒へ専門家によるプレイセラピーなどを行った。	A	・心理的ケアが必要な児童生徒に対して専門家によるプレイセラピーなどを行った。	・引き続き、必要に応じてプレイセラピー等実施していく。	教育支援課
7	養育についての継続的な支援	◇保健師等による自宅訪問の実施（乳幼児のいる世帯）	・養育支援訪問事業（専門的支援） 39世帯（延べ　167件）	A	・保護者の養育能力が不十分な場合や、乳幼児の健康等に課題がある場合などに家庭児童相談室と連携して、保健師等が専門的相談のための訪問を実施した。	・引き続き、妊娠中から産後の養育環境に課題があると思われる家庭について、関係機関と連携しながら、早期介入し、継続的な支援サービス利用につなげる。	こども保健福祉課
		◇児童相談所、こども保健福祉課、保護課、保育園、幼稚園、こども園、学校、民生委員・児童委員などの地域関係者等における子どもの状況把握と情報の共有化	・他機関との情報を共有するため、ケース検討会を実施した。	A	・要支援者についての情報を共有することで、より適切な支援につなげた。	・引き続き必要に応じて関係機関との情報共有に努め、途切れない支援サービスを提供する。	こども家庭課
			・園にて、園児あるいはその保護者に対して日常的な見守りを実施していくとともに、児童の状況について関係各所との情報共有を行った。	A	・園にて、園児あるいはその保護者に対して日常的な見守りを実施していくとともに、児童の状況について関係者との状況把握と情報共有を行うことができた。	・引き続き、園児あるいはその保護者に対して日常的な見守りを実施していくとともに、児童の状況について関係者との状況把握と情報共有を行っていく。	保育幼稚園課
			・相談者の状況に応じて、関係者との情報共有を行った。	A	・相談者の状況に応じて関係者会議を行うなどし、子供の状況把握と情報共有を行っている。	・相談者の状況に応じて、関係者との情報共有を行う。	保護課
		◇必要に応じた子どもの保護（入所措置）の実施	・事案の状況等に即して、子どもの保護（入所措置）に関する対応を図った。	A	・子どもの保護に関して、児童相談所等との連携をはじめとする所要の調整を行った。	・子どもの保護について、適切な措置が講じられるよう、引き続き、関係機関との調整に努めていく。	こども家庭課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた　B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった　D 実施できなかった。　ー 評価なし

基本目標Ⅲ　配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題4　被害者等の生活安定と自立支援

コード	推進施策	実施事業	令和2年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
8	被害者の負担を軽減し、迅速に手続きできる体制づくり	◇被害者の負担軽減のための情報共有及び連携強化	・相談員による同行や関係機関との事前の情報共有を行い、被害者の負担軽減を図ることができた。	A	・被害者の同意のもと、関係機関との情報共有を行うとともに、被害者の負担軽減や安全確保のため、同行支援を行った。	・被害者の負担軽減や安全確保のため、同行支援や関係機関との情報共有を行っていきたい。	男女共同参画課
			・手続きの一元化に向けて、関係各課と協議を行った。	A	・関係各課と連携し、保育に関する手続きが円滑かつ迅速に行うようにできた。	・関係各課と連携し、保育に関する手続きが円滑かつ迅速に行うよう努めていく。	保育幼稚園課
			・相談員による同行を実施し、必要に応じて関係機関との調整を行った。	A	・相談員が同行し、各種調整を行うことにより、円滑な手続きが図られた。	・被害者の負担軽減等のために、引き続き、同行訪問等による各種調整を実施していく。	こども家庭課
			・相談者の状況に応じて、迅速に関係機関との情報共有や連携を行った。	A	・相談者の状況に応じて、迅速に関係機関との情報共有や連携を行っている。	・相談者の状況に応じて、迅速に関係機関との情報共有や連携を行う。	保護課
			・障害者虐待の防止、権利擁護の推進に向け、関係機関の連携を図った。	A	・四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会等において、情報共有をはじめとする連携を図った。	・引き続き虐待防止、権利擁護の観点から連携を深めていく。	障害福祉課
			・福祉関係者、警察、司法関係者などの関係機関で構成される「高齢者みまもりネットワーク会議」委員等と、DV（高齢者虐待）に関する情報共有および連携体制の確認を行った。	A	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により関係機関が参集する会議を開催できなかったが、各会議の委員と連絡を密に取り合い、連携体制の確認や現状に関する情報共有を行うことができた。	・今後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に応じた方法で、関係者への周知と連携強化に努める。	高齢福祉課
			・担当課と連携を取りながら、窓口滞在時間の短縮、相談室利用による被害者の心理的負担の軽減及びプライバシー保護に努めた。 ・閲覧制限がかかっている対象者への連絡方法について市民課へ対応確認を行うなどきめ細かい対応に努めた。	A	・担当者と連絡を取りながら、被害者にとってできるだけ負担を軽減できるよう努めた。	・今後も、担当課と連携を取りながら、被害者の負担が最低限になるよう対応していく。	保険年金課
			・申出書を受理した際、本籍地が他市町村の場合は関係市町村すべてに電話連絡を行い、申出書の写しを送付している。	A	・担当者を決めて相互に連絡を取り合い、情報共有をすることで、迅速に処理を行い、申出者の負担を軽減できている。	・引き続き、緊密な連携に努めて実施していく。	市民課
			・関係所属と情報の共有及び連携を図った。	A	・関係所属との情報の共有及び連携に努めた。	・関係所属との情報共有、連携について、引き続き強化に努める。	学校教育課
			・校長会、及び教頭会等の場で、情報共有に努めた。	A	・校長会、及び教頭会等の場で、情報共有に努めることができたため。	・今後も校長会や教頭会を通して、情報共有に努めていく。	指導課
			・男女共同参画課や福祉部門と連携を強化した。	A	・男女共同参画課や福祉部門との情報共有に努めた。	・引き続き、男女共同参画課や福祉部門との情報共有の強化を図る。	市営住宅課
			・職場研修等において、DV被害者からの問合せ、税申告及び証明発行依頼等に対して、迅速かつスムーズに対応できるよう職員間での意識の共有を行った。	A	・職場研修等を通じた職員間での意識の共有を行うことができた。	・引き続き職場研修等を通じて対応時の注意点について意識付けを行うとともに、窓口または電話での対応時に必要な情報の共有を朝礼時等で行っていく。	市民税課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた　B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった　D 実施できなかった。　ー 評価なし

基本目標Ⅲ　配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題4　被害者等の生活安定と自立支援

コード	推進施策	実施事業	令和2年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
9	被害者及び同伴する子どもに関する適切な情報管理	◇住民基本台帳等の閲覧制限の実施	・申出書に基づき、閲覧リストにマスキングを行い、管轄の地区市民センターに連絡、選挙管理委員会に通知を行った。	A	・万が一にも漏れの無いよう十分注意し、二重チェックを行っている。	・引き続き、細心の注意を払って実施していく。	市民課
			・職場研修等において、DV被害者に関する証明発行や情報照会事務における情報漏えい防止を含む注意点を確認するとともに、男女共同参画の意識付けを行った。	A	・DV被害者に関する照会回答事務への対応については回答の可否を慎重に検討し、またDV被害者に関する問い合わせへの対応及びDV被害者本人からの依頼の際に本人確認等を徹底し、情報漏洩がないよう適切な対応を取った。	・引き続き職場内での研修や朝礼時の情報共有などを通じて職員の意識付けを継続して行うとともに、窓口または電話での対応時に必要な情報の共有を行っていく。	市民税課
			・DV被害者に関する情報漏洩防止のため、使用しているシステムでは注意喚起を行っている。職場研修等において、該当者に関する照会等には最新の注意を払って取り扱うよう周知している。	A	・DV被害者に関する情報の問い合わせはなかったが、該当者に対する照会があった際に適切な対応が行えるよう、職員に周知徹底した。	・引き続き、職場研修等において、DV被害者に対する照会があった際に適切な対応が行えるよう、職員に周知徹底する。	資産税課
			・DV被害者に関する情報流出防止のために使用しているシステムでは、色の変更、住所の出力制限で注意喚起を行っており、該当者に関する照会等には細心の注意を払って取り扱うこととしている。	A	・DV被害者に関する情報流出のないように該当者に対する照会があった際には、システム上でも適切な対応を行っている。	・職場内での研修等で、DV対象者に関する問い合わせの際の対処法を周知徹底して、情報流出の防止に努める。	収納推進課
			・窓口でDV関係者を受け付けた際や、他課から情報提供を受けた際に、総合行政システム内の個人備考記入欄に対応記録などの記事を入力し、課内で情報共有を図った。	A	・担当係だけでなく課内でも情報共有できるように努めた。	・引き続き課内での情報共有に努めるとともに適正な情報管理を行っていく。	保険年金課
			・MISALIO及び滞納整理システムを活用し、DV被害者の情報を適切に管理し、対応した。	A	・MISALIO及び滞納整理システム上でDV被害者であることを確認し、情報の取扱に留意した。	・引き続き、DV被害者及び同伴する子どもに関する情報について、適切な管理を図る。	市営住宅課
			・住民基本台帳等の閲覧制限を行った。	A	・適切な情報管理を実施した。	・引き続き、住民基本台帳等の閲覧制限を行い、適切な情報管理を行う。	生活環境課
		◇手続きの同行支援の実施	・住民基本台帳事務における支援措置申出書への意見書交付（32件） ・必要に応じ、市民課への同行支援を実施	A	・加害者からの追跡を逃れるため、住民基本台帳事務における支援措置申出書への意見書を交付し、必要に応じて、市民課への同行支援を行った。	・今後も、被害者の申し出に基づき、必要に応じて意見書の交付、同行支援を行っていく。	男女共同参画課
		◇保育園・幼稚園・こども園及び学校におけるDV被害者等に関する情報を適切に管理する	・園児に関して、不安定な傾向が見られた場合には、家庭訪問、あるいは、民生委員・児童委員などの地域関係者との情報交換などを行った。	A	・園児に関して、家庭訪問、あるいは、民生委員・児童委員などの地域関係者との情報交換などを行い、子どもに対する心理的ケアの充実を図ることができた。	・引き続き、園児に関して、家庭訪問、あるいは、民生委員・児童委員などの地域関係者との情報交換などを行い、継続した心理ケアに努めていく。	保育幼稚園課
			・各校において、DV被害者の同伴する子どもの対応についての正しい理解促進を図るとともに、情報管理について十分配慮した。	A	・各校において、DV被害者の同伴する子どもの対応についての正しい理解促進を図るとともに、情報管理について、十分配慮した。	・今後もDV被害者の同伴する子どもの対応についての正しい理解促進を図るとともに、情報管理について十分配慮するように努めていく。	指導課
			・文部科学省の通知（H21年度）及び22年度作成の留意事項に従い、手続きを行った。	A	・国の動向や市の指針に基づき、手続きを行った。	・引き続き、国の動向や市の指針等に基づいて、適切に対応していく。	学校教育課
10	継続的な支援の実施	◇女性相談機能の強化（専門相談の充実、被害者支援のための講座等の開催）	・弁護士とのアドバイザー契約 ・臨床心理士とのアドバイザー契約 ・女性のためのカウンセリング講座（オンライン）の実施（参加人数13人）	A	・従来通り、女性弁護士と女性臨床心理士とアドバイザー契約を結び、随時に専門家と相談できる体制を整えた。 ・新型コロナウイルス感染症対策として、Zoomを用いたカウンセリング講座を実施した。その効果等について不確定な部分もあったが、参加者から好評を得ることができた。	・女性弁護士と女性臨床心理士とアドバイザー契約を結び、専門的知見に基づくアドバイスを受けられる体制を構築したい。 ・被害者支援のため、講座の開催などアフターフォローの充実に努めていく。	男女共同参画課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標Ⅲ　配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題４　被害者等の生活安定と自立支援

「進捗状況」についての担当課による評価
Ａ 実施することができた　Ｂ 概ね実施することができた
Ｃ 一部しか実施できなかった　Ｄ 実施できなかった。　ー 評価なし

コード	推進施策	実施事業	令和2年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
11	庁内の職務関係者に対する研修と連携の強化	◇長期に及ぶ継続的な支援の必要性についての研修、啓発	・DV防止講演会を予定していたが実施できなかった。 ・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議開催（委員会議2回、推進委員会議1回、部会6回）	A	・DV防止講演会を予定していたが、講師が医療関係者であったこともあり、実施を見合わせた。 ・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を開催し、関係機関との情報共有、課題認識を深めた。	・DV防止講演会については、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら開催可否を判断したい。 ・引き続き、関係機関とスムーズに連携が取れるよう、顔の見える関係づくりを行っていく。	男女共同参画課
			・階層別研修の新規採用職員研修において、男女共同参画にかかる研修を実施。	A	・男女共同参画にかかる研修を、新規採用職員研修において実施した。	・引き続き、同様の研修を実施していく。	職員研修所
		◇子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議における研修及び連携の強化	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議開催（委員会議2回、推進委員会議1回、部会6回、研修会1回）	A	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を開催し、関係機関との情報共有、課題認識を深めた。	・引き続き、関係機関とスムーズに連携が取れるよう、顔の見える関係づくりを行っていく。	男女共同参画課
			・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議開催（委員会議2回、推進委員会議1回、部会6回、研修会1回） ・部会で男女共同参画課の業務内容や現状について研修を受けた。	A	・会議資料の内容をどの関係機関が関わっているか把握しやすいものにする等、関係機関の連携強化に努めた。 ・部会で男女共同参画課の研修を受け、理解を深めることができた。	・引き続き、虐待防止ネットワークを活用した関係機関との情報共有を図るとともに、DV担当部署や関係施設との連携を進めていく。	こども家庭課
		◇人権にかかる相談ネットワーク会による連携の強化	・相談ネットワーク連絡会　4回	A	・連絡会では、より適切な対応ができるように窓口情報を共有したり、相談員間の連携を図った。	・引き続き連絡会を実施し、相談員間の連携を図る。	人権センター
12	関係機関、専門的支援団体との連携	◇子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議における連携強化 ◇NPO等被害者支援団体との情報交換、連携	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議開催（委員会議2回、推進委員会議1回、部会6回、研修会1回）	A	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を開催し、関係機関との情報共有、課題認識を深めた。	・引き続き、関係機関とスムーズに連携が取れるよう、顔の見える関係づくりを行っていく。	男女共同参画課

基本目標Ⅳ　個人が尊重され、健康で安心して生活できる社会づくり

1、目標指標と評価

●重点課題1 「自立のための支援」

目標指標 「起業支援講座の受講者数」

平成 25(2013)年度≪基準値≫	―
平成 28(2016)年度≪基準値≫	１１２人
平成 29(2017)年度≪実績値≫	８７人
平成 30(2018)年度≪実績値≫	７４人
令和元(2019)年度≪実績値≫	４７人
令和２(2020)年度≪実績値≫	３９人
令和２(2020)年度≪目標値≫	１１０人

指標の設定について：
自立のための第１歩として、市が開催している起業支援講座(女性起業家育成支援講座【育成講座、ジャンプアップ講座】及びプチ起業入門講座)の受講者数を指標とした。目標としては、募集定員である 110 人と設定した。

(注) 女性起業家育成支援講座（育成講座、ジャンプアップ講座）及びプチ起業入門講座　受講実人数

〔令和2年度の評価〕

起業支援として、Mie 女性起業支援室に講師を依頼し、プチ起業オンラインセミナー「事業プランシートづくり」を開催し、９人が受講した。講座内容としては起業のために必要な事業計画の作成を行い、参加者アンケートも好評であった。
女性起業家育成支援事業では、起業支援講座に 13 人、ジャンプアップ講座に 17 人が参加し、それ以外にも公開プレゼンテーションや交流会、企業とのマッチングを実施し、参加者の内の 3 人が開業届を提出した。

●重点課題2 「生涯を通じた心と体の健康づくり」

目標指標 「妊娠11週以下での妊娠の届出率」

平成 25(2013)年度≪基準値≫	９４．２％
平成 27(2015)年度≪基準値≫	９５．７％
平成 28(2016)年度≪基準値≫	９３．９％
平成 29(2017)年度≪実績値≫	９４．４％
平成 30(2018)年度≪実績値≫	９４．７％
令和元(2019)年度≪実績値≫	９４．８％
令和２(2020)年度≪実績値≫	９５．９％
令和２(2020)年度≪目標値≫	９５％

指標の設定について：
胎児の成長の様子、胎盤の状況、母体の身体の状態を早期に把握し、安全な妊娠、出産につなげるため、妊娠 11 週以下で受診し、妊娠届出をすることが大切であることから、妊娠の届出率を指標とした。目標としては、過去４年間の平均値を上回る 95%以上とした。
<参考：基準値>H26(2014)年度：95.4%

〔令和2年度の評価〕

母体と胎児の安全のため、また、安心して出産、育児を迎えるためにも、早期に妊娠届出を行い、定期的な健診を受診することが望ましく、本市の令和２年度の妊娠 11 週以下での妊娠届出率は、95.9%で目標値を上回った。これは、全国平均 93.3%（平成 30 年度値）を上回っている。
目標は達成したものの、妊娠届出が遅れる方は 4.1%いる。原因として、思いがけない妊娠や、望まない妊娠である場合も少なくないことから、安全・安心な妊娠、出産を見守ると共に、届出時期の遅延理由を把握して、要支援家庭へ介入及び早期支援につなげている。

2、令和2年度の主な取り組み状況

●重点課題1 「自立のための支援」

施策の方向Ⅰ「単身女性・ひとり親家庭等の生活上の困難に対する支援」

①母子家庭等自立支援給付金事業を実施し、母子父子家庭の自立に向けての資格取得を支援した。〔コード：2〕

②ひとり親・寡婦家庭のしおりを作成し、関係機関 61 か所に配布した。〔コード：4〕

③DV被害者の離婚支援のほか、寡婦への支援制度や子どもの養育等について情報提供を行った。また、こども未来部等関係部署と連携を行った。〔コード：4〕

●重点課題2 「生涯を通じた心と体の健康づくり」

施策の方向Ⅰ「生涯を通じた男女の健康づくり」

④健康相談を実施し、個別の状況に応じた相談を行った。〔コード：3〕

⑤年代に応じた健康情報を、各地区市民センターへ配架するだけでなく、健康づくり関係団体の協力を得て配布した。〔コード：3〕

施策の方向Ⅱ「思春期、妊娠・出産期、更年期の女性の健康づくり」

⑥妊娠期から産後、乳幼児期まで、健康診査および訪問指導や相談等を実施し、必要に応じて医療機関と連携した支援サービスを提供した。〔コード：8〕

⑦妊娠届出書によって、妊婦の就労状況、就労や産後の育児等への不安を把握して、妊娠中から電話等による相談支援を実施した。〔コード：10〕

3、事業実施自己評価

※別表「男女共同参画プランよっかいち 2015～2020 後期事業評価表（基本目標Ⅳ）」のとおり

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた　　B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった　　D 実施できなかった。　ー 評価なし

基本目標Ⅳ　個人が尊重され、健康で安心して生活できる社会づくり
重点課題1　自立のための支援

コード	推進施策	実施事業	令和2年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	生活の場の確保 (再掲　基本目標3ー(4)ー①)	◇施設入所支援	・一時保護後の施設入所支援　　5件	A	・一時保護後の生活の場として、母子生活支援施設、婦人保護施設への入所支援を行った。	・施設入所支援については、こども家庭課等と連携を行い、施設職員と連携のもと自立できるよう支援を継続していく。	男女共同参画課
			・新規施設入所支援　5件 ・施設入所者継続支援　7件	A	・母子生活支援施設への入所支援により、対象世帯の生活拠点の確保を図るとともに、自立生活に向けた支援を行った。	・入所施設における生活支援、施設退所後の自立生活への移行等、必要な支援を実施するために男女共同参画課との連携を図っていく。	こども家庭課
			・養護老人ホームへの入所措置件数:26人 ・特別養護老人ホームへの入所措置件数:1人 ・特別養護老人ホームへの短期入所措置件数:14人	A	・近年、介護疲れや経済的理由による高齢者虐待が増加しているが、相談窓口機関や警察などの関係機関と連携して、緊急対応を含めた迅速な対応を行ったことで、被害高齢者の保護に努めることができた。	・緊急一時保護を要する事例が増加する傾向が見られるため、提携先の施設に受入体制の強化を求めるとともに、関係機関への周知を図り、保護を必要とするケースが放置されないよう情報共有を図っていく。	高齢福祉課
			・住まいの場として、個々の障害特性に応じた専門支援を実施した。	A	・施設入所者のニーズ、個々の障害者特性(身体、知的、精神など)に合わせた支援を実施した。	・施設における専門支援のもと、地域生活への移行に向けて関係機関の連携を深めていく。	障害福祉課
			・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携して対応を行った。	A	・情報入手の際は、迅速に関係機関と連携して対応している。	・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携し、迅速な対応を行う。	保護課
		◇民間アパートへ入居支援	・一時保護後の民間アパートへの入居支援　1件	A	・一時保護後の生活の場として、アパートへの入居支援を行った。	・今後も、被害者の意思を確認しつつ、県外等へのアパート入居の支援を行うとともに、現地の福祉事務所等との連携も図っていく。	男女共同参画課
			・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携して対応を行った。	A	・情報入手の際は、迅速に関係機関と連携して対応している。	・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携し、迅速な対応を行う。	保護課
		◇DV被害者の市営住宅への優先入居 ◇ひとり親家庭に対する市営住宅定期募集抽選時の優先抽選	・DV被害者の住居については、災害用住宅を活用することとしているが、申込者はなかった。 ・年3回の定期募集において、合計3世帯の母子・父子家庭に対して優先抽選を行った。	A	・定期募集各回において、優先の対象者を確認し、優先抽選を適切に実施した。	・DV被害者の入居について、災害用住宅の拡充、関係部署との連携をより密にし、適切な住宅供給を図る。	市営住宅課
2	就労支援の充実 (再掲　基本目標3ー(4)ー②)	◇ハローワーク、マザーズコーナー四日市等と連携した求人等の情報提供	・ハローワークが発行する求人情報を入手し、掲示板により全庁に提供するとともに、市ホームページに掲載。また、各地区市民センター、人権プラザ等市民には、紙媒体で提供。	A	・毎週ハローワークが発行する求人情報を入手し、掲示板にて迅速に全庁に提供するとともに、市ホームページに掲載した。また、各地区市民センター、人権プラザ等市民に身近な所属については、紙媒体での提供を行うなど、適切に施策を推進した。	・ハローワーク発行の求人情報等について、積極的に入手・提供に取り組む。	商工課
			・ケースワーカー・就労支援員を中心に関係機関と連携して対応を行った。 ・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携して対応を行った。	A	・常設のハローワーク窓口の利用により、ハローワークと密に連携するとともに、マザーズコーナー四日市等、他機関とも連携し、相談者の状況に応じた支援を行った。 ・情報入手の際は、迅速に関係機関と連携して対応している。	・ハローワーク等の関係機関との連携を密にし、相談者の状況に応じた就労支援を行う。 ・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携し、迅速な対応を行う。	保護課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた　B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった　D 実施できなかった。　ー 評価なし

基本目標Ⅳ　個人が尊重され、健康で安心して生活できる社会づくり
重点課題1　自立のための支援

コード	推進施策	実施事業	令和2年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
2	就労支援の充実 (再掲　基本目標3ー(4)ー②)	◇ハローワーク、マザーズコーナー四日市、三重県と連携し、情報提供及び講座の実施 ◇働く女性・働きたい女性のための相談事業の実施	・相互に相談窓口案内パンフレット等を配架し、連携を図った。 ・働く女性・働きたい女性のための相談窓口を年24回開設した。(相談件数21件)	A	・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響から、共催セミナーの開催はできなかったが、資料の相互配架等により、連携を図り取り組みを進めた。 ・相談業務においては、キャリアカウンセラーが対応にあたっており、専門的知識を活用したアドバイスを行っている。相談件数が減少傾向にあるという課題がある。	・令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、共催セミナーを開催するなど、ハローワークとの連携強化を図り、職場におけるハラスメントの防止に取り組みたい。 ・新型コロナウイルス感染症対策及び相談件数減少への対策として、Zoom等を活用したオンライン相談の導入を検討したい。	男女共同参画課
		◇労働相談機関の情報提供 ◇関係機関と連携し、四日市市求職者資格取得助成金の周知、啓発による資格取得の支援	・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちに掲載するとともに、四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携し、啓発を実施した。	A	・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちに掲載し、広く市民に啓発を実施した。また、四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携し、啓発を実施した。	・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちへの掲載や、四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携・啓発により、資格取得の支援に取り組む。	商工課
		◇母子家庭等自立支援給付金事業、パソコン講座など就労支援のための講座	・自立支援教育訓練給付金3件、高等職業訓練促進給付金6件 ・母子・父子福祉センターにてパソコン講座97回実施	A	・母子家庭等自立支援給付金事業を実施し、母子父子家庭の自立に向けての資格取得を支援した。 ・母子・父子福祉センター事業として、パソコン講座を開催した。	・当該事業の対象世帯に対し、積極的に啓発を行っていく。 ・自立生活の基盤を築く契機として、就労に繋がる資格取得等にむけて引き続き支援を実施していく。	こども家庭課
3	女性起業家への支援 (再掲　基本目標2ー(3)ー⑩)	◇起業のための情報提供(四日市志創業応援隊の利用促進) ◇四日市市独立開業資金融資等の支援制度の周知、啓発 ◇女性起業家育成支援講座(ウーマン起業塾よっかいち)の開催	・創業に関する相談窓口を設置し、四日市商工会議所をはじめとする四日市志創業応援隊の構成機関と連携を図り、創業のための支援を行った。また、創業のための情報を広報やホームページなどに掲載し、広く周知を図った。 ・独立開業資金等の支援制度について、市内の金融機関等を訪問し、支援制度の周知、啓発を行った。 ・女性起業家育成支援講座を実施した。	A	・チラシの配架や電話相談での案内を行うことで、創業を考えている人が相談窓口としての商工会議所等の利用促進につなげた。 ・独立開業資金等の支援制度について、市内の金融機関を訪問し、支援制度の周知啓発を図れた。女性起業家育成支援講座に13名が参加した。オンライン講座をメインとし、受講者への質疑応答や課題のフォローアップも適宜行った。また、成果発表として公開プレゼンのほか情報交換の効果的な場を設けた。	・創業に関する相談窓口を設置し、四日市商工会議所をはじめとする四日市志創業応援隊の構成機関と連携を図り、創業のための支援を行う。また、創業のための情報を広報やホームページなどに掲載し、広く周知を図る。 ・独立開業資金等の支援制度について、情報を市内の金融機関等を訪問し、支援制度の周知、啓発を図る。 ・女性起業家育成支援講座(ウーマン起業塾よっかいち)をコロナ対策を行った上で開催する。	商工課
		◇起業セミナーの開催 ◇実践の場の提供	・プチ起業入門講座として、プチ起業オンラインセミナー「事業プランシートづくり」を連続2回講座で開催した。(参加人数9人延べ18人)	A	・Mie女性起業支援室に講師を依頼し、新型コロナウイルス感染症対策として、Zoomを用いたオンラインセミナーを開催した。講座では、起業のために必要な事業計画の作成を行い、参加者アンケートも好評であった。	・女性起業家への支援として、男女共同参画課において、実践の場の提供(はもりあフェスタチャレンジショップ)と起業セミナーをパッケージにして事業を行ってきたが、それぞれの性質が合わなくなってきたことから、女性起業家への支援については、商工課の実施する女性起業家育成支援事業に集約していきたい。	男女共同参画課
4	自立生活に向けた必要な情報の収集と提供 (再掲　基本目標3ー(4)ー④)	◇ひとり親・寡婦家庭のしおりの作成、配布(児童扶養手当、一人親家庭等医療費助成、母子父子寡婦福祉資金、母子家庭等自立支援給付金事業等)	・ひとり親・寡婦家庭のしおりを作成し配布した。2,500部。	A	・ひとり親・寡婦家庭のしおりを作成し、関係機関61か所に配布した。	・引き続きしおりを作成し、配布を行っていく。 ・しおりを独自で作成してきたが、外部委託することにより、読みやすいデザインを取り入れていく。	こども家庭課
			・ひとり親・寡婦家庭のしおりや、子どもの養育費に関する資料などを配架するとともに、相談時に情報提供を行い、必要に応じてこども未来部等へ繋いだ。	A	・DV被害者の離婚支援のほか、寡婦への支援制度や子どもの養育等について情報提供を行った。また、こども未来部等関係部署と連携を行った。	・制度に関する最新情報を収集するとともに、引き続き、関係部署との連携を図っていく。	男女共同参画課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた　　B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった　　D 実施できなかった。　ー 評価なし

基本目標Ⅳ　個人が尊重され、健康で安心して生活できる社会づくり
重点課題1　自立のための支援

コード	推進施策	実施事業	令和2年度 事業実績	評価	評価の説明	次年度に向けての方向	担当課
4	自立生活に向けた必要な情報の収集と提供 (再掲　基本目標3ー(4)ー④)	◇福祉、医療、教育、経済等自立生活に必要な情報を収集し、ホームページ等を活用し分かりやすく提供する	・相談者の状況に応じた情報提供を行った。	A	・相談者の状況に応じた情報提供を行っている。	・相談者の状況に応じて、必要な情報提供を行う。	保護課
			・介護保険や高齢福祉サービス、相談窓口の案内をまとめた冊子として「高齢者施策に関するパンフレット」を作成し、窓口相談時や関係者向けに配布を行った。	A	・来課時における窓口相談のほか、地域における高齢者の総合相談窓口である在宅介護支援センター、ケアマネージャーなどの介護保険事業者、民生委員や自治会などの関係者に対し、研修や連絡会などの機会を通じて広く配布し、普及啓発に努めた。	・案内冊子をさらに使いやすい内容にするための見直しを行うとともに、引き続き広く関係者向けに配布し、普及啓発に努める。	介護保険課
			・保険証の更新時に同封するしおりや、ホームページにおいて、健康保険料及び年金保険料の納付相談や、高額療養費などの保険給付について掲載し案内を行った。	A	・健康保険料や、年金保険料の納付相談や保険給付の案内をすることで、加入者が必要な情報を適切に提供できた。	・引き続き納付相談や、高額療養費などの保険給付についてホームページなどを活用し、わかりやすく情報を提供していく。	保険年金課
			・市営住宅の入居条件や入居手続きについて、ホームページ等を活用して情報提供を行った。	A	・市営住宅の入居条件や入居手続きについて、ホームページ等を活用し、広く周知した。	・個々の相談について、他部署と連携しながら自立生活に向けた必要な情報収集を図る。	市営住宅課
			・四日市市奨学会の奨学金制度について、広報よっかいちで新規奨学生の募集記事を掲載したほか、中学校長会において案内し、市内各高校に募集要項等を送付し制度の周知を図った。	A	・関係機関と連携し、市民への周知方法を工夫することによって、必要とする情報を適切に提供することができた。	・当課が発信できる場において、新制度に向けて、情報提供を行っていく。	教育総務課
			・自立生活を行う上での様々な問題の相談先の一覧をはもりあホームページで提供した。	A	・はもりあ四日市の相談窓口をはじめ、県や警察、児童関係の相談先等を一覧にして紹介した。	・適宜更新を行い、ホームページにて最新の情報を提供していく。	男女共同参画課
5	④相談体制の充実 (再掲　基本目標3ー(2)ー②)	◇女性相談員の相談の充実 ◇男性向け相談の実施	・女性のための相談件数　3,192件 ・夜間電話相談毎週水曜日実施　43件 ・男性電話相談9回開催　相談件数　27件	A	・女性相談については、不安を感じる相談者に寄り添い、専門家や関係機関と連携し、支援を行った。また、毎週水曜日には夜間電話相談を実施した。 ・男性電話相談については、男性の臨床心理士が対応し、相談者に対し心理的ケア等を行った。	・女性相談については、引き続き、専門家や関係機関との連携のもと、相談者の支援を行う。 ・男性電話相談については、一定のニーズがあることから、継続して事業を行っていく。	男女共同参画課
6	心理的支援の充実 (再掲　基本目標3ー(4)ー③)	◇相談員による継続的な支援の実施	・女性のための相談件数　3,192件 ・夜間電話相談毎週水曜日実施　43件	A	・女性相談については、不安を感じる相談者に寄り添い、専門家や関係機関と連携し、支援を行った。また、毎週水曜日には夜間電話相談を実施した。	・引き続き、専門家や関係機関との連携のもと、相談者の支援を行う。	男女共同参画課
			・被害者の状況に即して面談等を行い、心理的ケアを実施した。 149回	A	・家庭紛争の相談において、相談者に寄り添いながら、必要な支援制度に繋げたり、専門機関との連携を図ったりした。	・引き続き、面接等を中心とした支援により必要なケアマネジメントを図っていく。	こども家庭課
		◇臨床心理士相談の実施	・女性の臨床心理士による相談　　51件	A	・月1回計12回開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大により1回休止となった。 ・DV被害等にあった相談者に対し専門的知見を活かし心理的ケアを行った。	・DV被害等にあった相談者には、課題の解決とともに、心理的ケアも重要であることから、今後も継続していく。	男女共同参画課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標Ⅳ　個人が尊重され、健康で安心して生活できる社会づくり
重点課題2　生涯を通じた心と体の健康づくり

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた　B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった　D 実施できなかった。　ー 評価なし

コード	推進施策	実施事業	令和2年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	各種健(検)診・予防接種の充実	◇胃がん、子宮頸がん等各種健(検)診(成人)の実施 ◇高齢者のインフルエンザワクチン等各種予防接種(成人)の実施	・胃がん検診:0人 ・大腸がん検診:15,124人 ・乳がん検診(マンモ):6,880人 ・乳がん検診(エコー):593人 ・子宮頸がん検診:10,921人 ・肺がん検診:12,929人 ・高齢者インフルエンザワクチン:57,060人 ・高齢者肺炎球菌ワクチン:3,255人	A	・前年度と比較し胃がん、大腸がん、乳がん(マンモ)、子宮頸がん、肺がん検診の受診者数が減少した。 ・予防接種について、インフルエンザワクチンの接種者数が増加した。高齢者肺炎球菌については、令和元年度から、5年前一度定期接種の対象となった年齢の人が、再度対象となっているため、接種者数が減少した。	・各種健(検)診、予防接種の実施を継続する。	健康づくり課
		◇妊婦一般健康診査、産婦健康診査の実施	・妊婦一般健康診査　延べ26572件 ・産婦健康診査　延べ　3060件 ・新生児聴覚スクリーニング検査費用補助12件 ・定期予防接種(県内)　延べ　63224　件 (県外)　延べ　161件 ・任意予防接種(補助金があるもの) ロタ(県内)　延べ2378件・(県外)　延べ44件 おたふく(県内)　2400件・(県外)　2件 ・特別な理由による予防接種　延べ　16件	A	・妊娠期から産後まで、健診診査を実施し、必要に応じて関係機関と連携した支援サービスを提供した。	・引き続き、相談内容に応じて関係機関と連携しながら適切な支援サービスの提供に努める。	こども保健福祉課
2	生活習慣病予防、介護予防講座の充実	◇各種生活習慣病予防講座、介護予防講座の実施 ◇がん予防、介護予防等をテーマとした出前講座の実施	・各種健康づくり講座の実施(年2,463回) ・出前講座の実施(年9回)	A	・健康ボランティアと協働し、健康づくり教室を実施した。 ・出前講座では、食生活や運動など、自宅で取り組める方法を交えながら実施した。	・各種講座を、関係するボランティア等と協働しながら実施する。	健康づくり課
3	健康相談・情報提供の充実	◇成人健康相談の実施 ◇食や運動など健康づくりに関する情報の発信、提供の実施	・成人健康相談:1,428人 ・健康情報の作成および配布(年26回)	A	・健康相談を実施し、個別の状況に応じた相談を行った。 ・年代に応じた健康情報を、各地区市民センターへ配架するだけでなく、健康づくり関係団体の協力を得て配布した。	・健康相談を実施(来所相談・電話相談) ・健康情報の内容の充実を図る。	健康づくり課
4	女性医師・女性技師の人材確保	◇女性医師に加え、女性技師(診療放射線技師等)の人材確保に努める	・令和2年度中に女性医師5人(研修医4人を含む)、女性技師6人(薬剤師1人、臨床検査技師2人、診療放射線技師1人、臨床工学技士1人、視能訓練士1人)を採用した。	A	・女性医師や女性技師を確保した結果、男女共同参画の職場づくりを進めることができた。	・引き続き女性医師及び、女性技師の人材確保に努める。	市立四日市病院総務課
5	性に関する情報の提供と性教育の推進	◇性教育の実施(HIV,性感染症予防を含む) ◇教科・特別活動や道徳等で学習指導要領に基づき、様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階に応じた適切な性に関する指導の継続 ◇保健所等、関係機関と共同して出前授業の募集を全中学校へかける	・性教育の実施(HIV・性感染症予防を含む) ・教科、特別活動や道徳等で学習指導要領に基づき、様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階に応じた適切な性に関する指導の継続。 ・性教育の中で、産婦人科医師等専門家の話を聴くことで、お互いの個性を大切にし、自分で判断し行動することの大切さを学んだ。	A	・各校において、学習指導要領に基づき、性教育を実施することができた。	・今後も学習指導要領に基づいて指導を続けていく。出前講座については、全中学校を対象に呼びかけていく。	指導課
		◇関係機関からの性に関する研修会の案内及び情報提供を各学校へ行う	〈学校教育課〉 全ての小中学校に向けて、アンケート調査を実施し、セクハラ・パワハラ等の防止についての啓発を行った。 〈小中学校〉 職員会議、全体研修会などでセクハラ・パワハラ等の防止に関する研修を実施した。	A	・各校において研修会等を実施し、自己チェックシートを活用することで、自身の言動を振り返ることができた。	・全体研修会等を通じて、各自が自身の言動や職場の現状を振り返ることで、セクハラ・パワハラ等に対する自浄作用職場全体で高めることができるよう、引き続き啓発していく。	学校教育課
		◇家庭教育講座等保護者向け講座の実施	・家庭教育講座実施数　14回 うち、性の多様性に関する講座　1回	A	・家庭教育に関する保護者の理解を深めるための事業を各校・園へ委託した。	・引き続き家庭教育講座を実施し、過去に講座を開催した講師の情報提供を行い、講座の実施数を増やしていくよう努める。	こども未来課 (青少年育成室)
		◇女性の人権(DV・デートDVを含む)及び性の多様性に関する家庭教育講座等保護者向け講座の実施	・新型コロナウイルスの影響で保護者向け講座が実施できなかった。	_	・新型コロナウイルスの影響で実施することができなかった。	・性にとらわれず、個人としての多様性を理解する視点を取り入れながら話をしていく。	人権・同和教育課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020後期事業評価表

基本目標Ⅳ　個人が尊重され、健康で安心して生活できる社会づくり
重点課題2　生涯を通じた心と体の健康づくり

「進捗状況」についての担当課による評価
Ａ 実施することができた　Ｂ 概ね実施することができた
Ｃ 一部しか実施できなかった　Ｄ 実施できなかった。　ー 評価なし

コード	推進施策	実施事業	令和2年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
6	性別に関係なくスポーツに取り組むことができる環境の提供	◇男女に関係なく競技力向上から健康増進まで多様な目的に合わせたスポーツ教室の開催	・エアロビクス、ストレッチ・ヨガなどの各種スポーツ教室の開催するにあたり、男女に関係ない参加募集をする。	－	・各種スポーツ教室では、約4000名の参加があり、スポーツに取り組む環境の提供という面では、充実したものとなった。	・引き続き市民のニーズを多く取り入れた、新しいスポーツ教室の開催を考えていく。	スポーツ課
7	妊娠・出産・避妊に関する女性の権利と男性の責任についての啓発	◇保健師や助産師による妊産婦訪問指導の実施 ◇妊産婦または乳幼児の保護者を対象とした電話相談の実施 ◇妊婦とその家族に妊娠、育児の模擬体験を交えた教室「パパママ教室」の開催	・産前産後サポート事業の実施 （産前456件、産後115件、計　571件） ・妊産婦訪問指導　延べ1551件 ・妊産婦電話相談　延べ1581件 ・パパママ教室参加者 妊婦245人・家族238人（うち夫　233人） ・産後ケア訪問事業（　47人　延べ170件）	A	・平日開催を含め、父親の参加率は、93.1%と高く、すすんで沐浴体験や妊婦スーツを体験する姿がみられ産後の育児参加に対する育児向上につながった。 ・相談内容に応じて、保健師や助産師が専門的指導を行った。	・引き続き、相談内容に応じた支援を提供する。	こども保健福祉課
		◇未成年に対するデートDV予防教育出前講座の実施	・男女平等教育（デートDV予防教育）出前講座を39回実施（保育園5、小学校34）し、計1245人が受講した。	A	・前年に比べ、出前講座の依頼が減少したことにより、実施回数は減ったが、アンケート結果からは男女のことや人権について学ぶ良い機会となっていることがうかがわれ、効果も大きいものと考える。、	・コロナ禍の今だからこそ人権や男女について学ぶことが重要であることから、引き続き、園や学校に対して働きかけを行い、より多くの出前講座を実施したい。	男女共同参画課
8	妊産婦・乳幼児とその親への保健サービス・相談の充実	◇妊婦一般健康診査、産婦健康診査、乳幼児健康診査の実施 ◇育児相談、育児学級の実施 ◇妊産婦、乳幼児訪問指導の実施 ◇妊産婦または乳幼児の保護者を対象とした電話相談の実施 ◇産後ケア訪問事業の実施 ◇子育て世代包括支援センター相談窓口「すくすくルーム」での妊産婦および乳幼児育児相談の実施	・妊婦一般健康診査　延べ26572件 ・産婦健康診査　　延べ　3060件 ・乳児一般健康診査　　4496件 ・1歳6か月児健康診査　　2262人（97.8%） ・3歳児健診診査　2299人（96.3%） ・電話相談　延べ　12486件 ・育児相談、来所相談　　延べ1037件	A	・妊娠期から産後、乳幼児期まで、健康診査および訪問指導や相談等を実施し、必要に応じて医療機関と連携した支援サービスを提供した。	・引き続き、相談内容に応じて関係機関と連携しながら適切な支援サービスの提供に努める。	こども保健福祉課
9	子どもの生活リズム向上のための取組の推進	◇推進委員会における幼稚園・保育園・こども園・小中学校のモデル校園での実践活動の実施 ◇講演会等による保護者への啓発	・市内公私立幼稚園、保育園、小・中学校の推進委員会における取組を行った。実施：6校園	A	・それぞれの学校園の特色を生かし、生活リズム向上の事業を実施した	・引き続き同様の事業を実施するとともに、事業を実施した学校園の取組を市内の学校園へ周知して、広めていく。	こども未来課 （青少年育成室）
10	企業等への妊娠出産に関する健康管理について啓発	◇妊婦健康相談の実施（母性健康管理指導事項連絡カードの使用について啓発）	・妊娠届出時に就労中の妊婦に対して、母子健康手帳によって、母性健康管理指導事項連絡カードについての周知を行った。	A	・妊娠届出書によって、妊婦の就労状況、就労や産後の育児等への不安を把握して、妊娠中から電話等による相談支援を実施した。	・引き続き、妊娠届出時に啓発を7実施し、妊婦の相談に応じながら、必要な支援を提供する。	こども保健福祉課
11	専門家による相談の充実（再掲　基本目標3－(2)－③）	◇精神科医師等による精神保健相談の実施	・精神科医師の相談　延67件 ・精神保健福祉士の相談　延267件	A	・相談事業をきめ細かく周知した結果、相談件数は増加した	・引き続き、相談事業の周知を図る	保健予防課
12	ライフステージに応じた情報提供	◇更年期などライフステージに応じたテーマの講座の実施や情報提供	・高齢者向けに、健康寿命に関する講座を検討していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、開催を見合わせた。	―	・健康寿命の延伸に向け、正しい知識を習得するための講座を企画したが、実施することができなかった。	・新型コロナウイルス感染症の拡大状況も踏まえ、講座開催以外の方法も視野に検討したい。	男女共同参画課

２．審議会による評価

（1）総括評価

「男女共同参画プランよっかいち 2015～2020　後期平成 30(2018)年度～令和 2(2020)年度」に基づき、施策の効果的な推進や課題把握のため、適宜、男女共同参画推進庁内調整会議及び幹事会を開催しながら、各部署がさまざまな施策を実施し、全庁的に男女共同参画の取り組みを進めており、評価に値します。

一方で、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大は、特に女性に対し深刻な影響を与えています。その影響はＤＶ相談件数や就業者数などの統計指標においても顕著に表れており、生理の貧困と呼ばれる社会問題も顕在化してきました。

このような状況は、人々に改めて男女共同参画やジェンダー平等の重要性を認識させるきっかけとなっており、この機を捉えた一層の男女共同参画の取り組みが望まれます。

新プランである「男女共同参画プランよっかいち 2021～2025」では、各部署における評価を、施策が実施できたか否かだけではなく、男女共同参画の視点においてどのような成果が得られたかという評価方法としました。

今後も新プランに基づき、全庁的に男女共同参画の取り組みを進め、着実に成果を積み重ねていただくよう望みます。

（2）重点課題ごとの取り組みに対する評価【抜粋】

Ⅰ．男女共同参画社会実現のための意識づくり

重点課題1「市民意識の広がり」

①　はもりあカレッジの実施に際し、感染症予防としてオンライン会議用システムを用いることについては評価するが、一方で、パソコン操作が苦手で参加しづらい人たちに対するサポート（事前接続テスト、操作研修等）も併せて実施することが必要である。

重点課題2「次代を担う子どもへの学校等における教育」

①　男女平等教育出前講座について、実施回数の減少はあるものの、新型コロナウイルス感染症に罹った人に対する差別や偏見などが課題となる中、人権を学ぶ機会にもなることから、引き続き積極的な取り組みを期待する。

②　男女平等教育出前講座に関連して、社会構造的、歴史的に男性優遇は根強く、ジェンダー平等の実現には程遠いという現状もある。多様性が求められる中、改めて男女共同参画の必要性について議論を深めることが必要である。

Ⅱ．家庭、職場、地域等社会のあらゆる場における男女共同参画の推進

重点課題1「女性の政策・方針決定過程への参画」

①　市の女性管理職割合が令和３年度に初めて２割を超えたことは評価できる。経験年数に縛られず、民間企業経験も踏まえるなど、実力本位の登用が望まれる。

重点課題2「男性の家事・育児・介護等への参画」

① 市職員における男性の育児休業取得人数を目標指標に掲げ、年々増加していることは評価できる。今後は、取得期間や育児参画の度合いも重要であるという認識をもった取り組みが望まれる。

Ⅲ. 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり

重点課題2「安心して相談できる体制づくり」

① 国や県ではＬＩＮＥ相談を導入しており、一定のニーズがある状況である。業務負担増やセキュリティ面などの課題もあるが、ＬＩＮＥ等ＳＮＳの導入について、国の交付金メニューの活用を視野に入れた検討が望まれる。

重点課題3「被害者等の保護充実と加害者対策」

① 配偶者暴力に係る加害者プログラムに関する調査研究事業報告書に関し、加害者対策についての情報共有を行うことは重要であることから、引き続き情報収集及び有効活用に努めていただきたい。併せて、国等の調査研究等が進む中で、加害者の行動分析による予兆把握などが確立してきた際には、相談者に対し、その情報を提供するなど被害の軽減に繋げることも必要である。

重点課題4「被害者等の生活安定と自立支援」

① 令和３年度の事業ではあるが、防災備蓄を活用して、生理の貧困対策として、生理用品の配布をしており、これとあわせて、相談先の周知やアンケート調査をしていることについて、評価をする。継続的な取り組みが望まれる。

Ⅳ. 個人が尊重され、健康で安心して生活できる社会づくり

重点課題1「自立のための支援」

① 起業支援講座の受講者数を目標指標としているが、女性の起業においては配偶者の理解が不可欠である。開業届提出という最終目標を達するため、配偶者とともに講座を受講し、起業に対する理解ひいては男女共同参画に対する理解を深めてもらう機会を設けることが重要である。

３．【参考とする指標】

基本目標	項　目	基準値 H25年度実績	実績値 H26年度実績	実績値 H27年度実績	実績値 H28年度実績	実績値 H29年度実績	実績値 H30年度実績	実績値 R1年度実績	実績値 R2年度実績	備　考
1	男女の地位が平等と感じている人の割合【※1】(%)	16.0	－	－	－	13.2	－	13.3%	－	（基準値） H25年8月調査
	「男は仕事、女は家事･育児」といった固定的な役割分担意識に否定的な市民の割合【※1】(%)	66.8	－	－	－	71.6	－	62.5%	－	（基準値） H25年8月調査
	男女共同参画センター利用者数(人)	12,203	13,929	10,018	11,401	10,844	10,679	11,970	7,370	
2	女性人材リスト登録者数(人)	124	128	146	155	146	153	159	160	（基準値） H26.4.1現在
	女性の市議会議員の割合(%)	5.6	5.6	5.9	5.9	6.1	6.1	17.6	17.6	（基準値） H26.4.1現在
	家族経営協定の締結数(件)	24	26	30	31	33	35	36	38	
	民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合(%)	7.9	7.3	6.6	7.9	7.0	5.4	6.3	6.9	四日市市雇用実態調査より
3	男女共同参画センターにおける相談件数（上記の内、暴力に係る相談件数）(件)	3,594 (2,278)	3,485 (2,086)	3,355 (2,157)	3,752 (2,233)	2,801 (1,453)	3,565 (1,998)	3,619 (2,319)	3,192 (1,957)	
	一時保護を行った件数(件)と人数(人)	１０件 ３０人	１０件 ２１人	１１件 ２６人	１３件 ２９人	７件 １７人	６件 １５人	１０件 １９人	８件 １５人	
	ＤＶ防止法による保護命令の発令件数(件)	3	5	1	1	1	1	0	0	
4	ひとり親家庭等医療費助成受給者数(人)	6,193	6,088	5,994	5,902	5,622	4,926	4,905	3,109	
	児童扶養手当受給者数(人)	2,706	2,546	2,420	2,337	2,256	2,185	2,204	2,216	
	男性向け相談件数(件)	22	6	13	11	26	10	12	27	
	臨床心理士相談の件数(件)	47	47	43	48	46	42	54	51	

【※1】の意識調査にかかる数値については、おおむね５年に１回調査を行う。